

国際税務実務マニュアル

第1編 法人税

第1 法人の国際取引に係わる税務

1 はじめに

一昔前までは国際取引といえば難解でリスクも高く、実際に行っているのも上場企業などの資本力及び信用力のある企業若しくは貿易業等の一部の企業のみというイメージがありました。しかし、現在の日本においては、交通手段の整備、海外市場の発展、競合他社との競争激化、国際取引に関する規制緩和等に伴い、中小企業でも当然のように国際取引を行っているのが現状であるといえます。このような経済環境の中、新たに国際取引を始めようとする企業は、言語、商習慣、取引終了までの時間的問題等、日本国内でのみ取引を行っていた時には全く発生しなかった様々な問題に直面することとされます。このような問題は国際取引を開始するにあたり必ず解決しなければならない問題であるため、取引開始後に顕在化してくるということはあまりありません。しかし、国際取引に関する税務の問題は、取引開始時には顕在化せず、開始後しばらくした後に予想以上の利益を計上しなければならない、税務調査で予期していなかった指摘を受ける等の問題が発生することが多々あります。これから国際取引を開始しようとする企業の方は、たとえ専門的知識ではなくとも、国際取引を行った時に発生する税務問題の概略だけでも認識しておき、予想外のタックスリスクに備える必要があります。

この章では、法人が国際取引を行った場合に、その取引形態ごとに発生するであろう税務上の問題点を列挙しています。また、その問題点に関する税務上の取扱いを後半にて詳細に解説しています。

2 外国の法人との商取引により発生する問題点

(1)商品の売買を行った場合

日本の法人が外国の法人との間で商品の売買取引を行った場合、まず最初に発生するのが「円換算」の問題です。例えば、アメリカにある会社に対して商品の販売を行った場合、当然にその売上代金は会社の売上として帳簿上に記入されることとなりますが、その取引がドル建てで行われた場合はどうでしょう。日本の会社は、帳簿や決算書の作成において必ず円で表示しなければならないという「円建て会計」を前提としているため、国際取引のみドルやユーロで表示するということは原則認められていません。従って、外貨で行われた取引の円への換算方法は、税法においても明確なルールが定まっています。

さらに、外貨で行われた取引がその会社の事業年度末時点でまだ決済されておらず、債権や債務の形のまま残っている場合にも問題が生じます。1ドル110円の為替レート時に行われた外国の会社への商品販売が、未決済のまま売掛金として事業年度末をむかえたとします。企業会計では、事業年度末の為替状況を財務諸表に反映させる必要があるという考え方から、事業年度末の為替レートが1ドル120円とすると、この120円の為替レートで計算しなおした金額で決算書を表示させることを原則としています。もし、企業会計のルールと税法のルールが異なった場合、会社の経理担当者はそれぞれルールに従った2種類の決算書を作成する必要があり、その事務負担が多くなることから、税法では企業会計のルールと基本的には足並みを揃える形で期末における処理の方法を定めています。

次に外国の法人との取引価格に関する問題点が挙げられます。日本の法人と外国の法人との間にいわゆる親子会社や兄弟会社といった資本関係がない場合は、お互い自社の儲けを最大限にするため、買い手と売り手の納得する適正価格にて取引が行われるはずですが、双方が親子会社の場合はどうでしょう。親会社が業績不振の外国子会社を援助する目的で、商品を適正価格より安く売ったり、逆に高く買ったりする場合もあります。このような国際的な利益の付け替え行為を許すこととなると、本来は日本で発生すべき利益に対する税金が外国で支払われてしまうこととなるため、日本の税収入が不当に減少することとなります。このような行為を取り締まるため、日本の税制においては外国子会社との間で行う国際取引を適正価格ではない価格で行った場合の厳密な規制が設けられています。

日本の法人が外国の法人との間で商品の売買を行った場合に発生する税務上の問題点をまとめると、以下のようになります。

・外貨で取引を行った場合の円換算の問題

・・・「 外貨建債権債務の換算 2.取引発生時における換算 (P8)」
参照

・外貨で行われた取引が事業年度末においても未決済の場合の問題

・・・「 外貨建債券債務の換算 3.外貨建資産等の期末換算 (P10)」
参照

・外国の親子会社や兄弟会社と取引を行った場合の価格の問題

・・・「 移転価格税制 (P67)」参照

(2)サービスの提供を行った場合

日本の法人が外国の法人との間で、商品の売買のように目に見える物品のやり取りではなく、動産の賃貸や情報の提供、特許権の使用等のいわゆる形のないサービスのやり取りが行われた場合においても、上記(1)で説明したのと同じように、円換算の問題や取引価格の問題が発生します。

また、このようなサービス料の支払いには源泉徴収が伴うことが多くあります。源泉徴収とは、その支払の際に予め税金を徴収しておくというもので、サラリーマンが毎月の給与から差し引かれている税金も源泉徴収の一種です。では、実際に外国の法人から源泉徴収天引き後のサービス料を受取った時にはどのような問題が生じるでしょうか。例えば、外国の法人に自社が持っている特許権を使用させ、その報酬として100ドルをもらう契約を結んだとします。本来であれば、100ドル全額受取ることになりますが、その外国法人のある国との間での税金に関する約束事(租税条約といいます。)により、特許権の使用料については予め10%の源泉徴収が差し引かれることとなっており、10ドルを差し引かれた90ドルが入金されたとします(なお、この差し引かれた10ドルは、その使用料を支払う外国の会社が、その外国に納税することとなります)。日本の税法では、日本の法人が今回のように海外であげた売上についても法人税の対象としていることから、このケースでいう100という売上に対して、日本においても課税、外国においても10%の源泉徴収が課税され、一つの利益に対して2重に課税が発生することとなります。このような問題点を解決するため、日本の税制においては、海外で支払った税金の一部を日本で支払うこととなる法人税等から差し引くことが出来るとい

う「外国税額控除」という制度が設けられています。

日本の法人が外国の法人との間でサービスの提供を行った場合に発生する税務上の問題点をまとめると、以下のようになります。

- ・外貨で取引を行った場合の円換算の問題

・・・「 1. 外貨建債権債務の換算 2. 取引発生時における換算 (P8)」
参照

- ・外貨で行われた取引が事業年度末においても未決済の場合の問題

・・・「 1. 外貨建債券債務の換算 3. 外貨建資産等の期末換算 (P10)」
参照

- ・外国の親子会社や兄弟会社と取引を行った場合の価格の問題

・・・「 1. 移転価格税制 (P67)」参照

- ・源泉徴収により外国で税金を納めた場合の問題

・・・「 1. 外国税額控除 2. 直接外国税額控除 (P21)」参照

3 外国に投資を行ったときに発生する問題点

(1)外国で預金や金融商品の購入を行った場合

日本の法人が資金の運用手段の一環として、現在のアメリカのような高利率の国に定期預金を作った場合や、外国で金融商品を購入したような場合には、上記1.で説明したのと同様、その購入時の円換算の問題や受取る利息の円換算、事業年度末における換算替えの問題が発生します。また、預金利息や株式配当は、その支払時に源泉徴収を実施する国が多いため、「外国税額控除」の問題も発生します。

日本の法人が外国に定期預金を作ったり、外国で金融商品を購入した場合に発生する税務上の問題点をまとめると、以下のようになります。

- ・外貨定期預金や外貨建金融商品を購入した場合の円換算の問題

・・・「 .外貨建債権債務の換算 2.取引発生時における換算 (P8)」

参照

- ・外貨で利息や配当を受取った場合の円換算の問題

・・・「 .外貨建債権債務の換算 2.取引発生時における換算 (P8)」

参照

- ・外貨定期預金や外貨建金融商品を事業年度末においても保有している場合の問題

・・・「 .外貨建債券債務の換算 3.外貨建資産等の期末換算 (P10)」

参 照

- ・源泉徴収により外国で税金を納めた場合

・・・「 .外国税額控除 2.直接外国税額控除 (P21)」参照

(2)外国に支店や事業所を設置した場合

日本の法人が外国に支店や事業所を設置した場合においては、その支店等での取引のほとんどがその設置した国の通貨により行われると思われれます。上記1.(1)で説明したとおり、日本の法人は「円建て会計」を前提としていますが、外国支店等で行われた取引もすべて円に換算して記帳を行うこととなりますと、経理担当者に多大な負担が生じることが予想されます。このような問題を解決するため、外国支店等ではその国の通貨により記帳を行い、日本の本店の財務諸表と合算するときはその時点の為替レートで円換算を行うことが認められています。

また、外国支店等がその設置された国で事業活動を行い利益を獲得した場合には、国によって差異はあるものの、通常その国で獲得した利益に対して税金を納めることとな

ります。一方、たとえ外国の支店等で獲得した利益であっても、その利益は日本の本店の利益に合算して日本の法人税を計算することとなるため、一つの利益にたいして2重に課税が発生することとなります。このような問題点を解決するため、日本の税制においては、海外で支払った税金の一部を日本で支払うこととなる法人税等から差し引くことが出来るという「外国税額控除」という制度が設けられています。

日本の法人が外国に支店や事業所を設置した場合に発生する税務上の問題点をまとめると、以下のようになります。

- ・外国支店等で行った取引の円換算に関する問題

- ・・・「 外貨建債権債務の換算 5. その他の外貨建取引等の取扱い
(1) 国外支店の財務諸表項目の換算 (P17)」参照

- ・外国支店等でその利益に対する外国税金を支払った場合

- ・・・「 外国税額控除 2. 直接外国税額控除 (P21)」参照

(3) 外国に子会社を設立した場合

日本の法人が外国に子会社を設立した場合、まず問題となるのはその外国子会社との間で行われる取引に関する円換算の問題と、上記1(1)で説明したような適正価格以外の価格で取引を行った場合の利益の付け替えに関する問題です。

また、日本にある親法人と外国子会社は資本関係はあるものの全く別の企業体であるため、外国の子会社がその設置された国で利益を獲得し税金を支払った場合でも、前述の外国支店等とは異なり日本の親法人において外国税額控除の適用はありません。しかし、子会社と支店はその設置方法が違うだけで、海外で事業活動を行うという目的では同じものであるといえるため、外国支店で支払った税金は外国税額控除を認め、外国子会社で支払った税金は外国税額控除を認めないこととなると、大きな不公平が生じます。そこで、日本の税制においては、外国子会社が支払った税金の一部を、日本の親会社が支払ったものとみなして外国税額控除を行うことを認めています。外貨預金利息に係る源泉徴収税額や外国支店が支払った外国税額を日本の会社の法人税から差し引く制度を「直接外国税額控除」というのに対し、外国子会社が支払った税金の一部を日本の親会社が支払ったものとみなして法人税から差し引く制度を「間接外国税額控除」といいます。

最後に新聞等にも時々掲載される「タックス・ヘイブン税制」について説明します。世界中には様々な国が存在し、それぞれの国が独自の税制を定めています。従って、外

貨を獲得するため税率を極端に低くし、国際企業を誘致するといった政策を設けている国もあります。代表的な例として、ケイマン諸島やバーミューダのように税率が0%の国や、国外で生じた利益については税金を課さないという香港のような国が挙げられます。このような国（「タックス・ヘイブン国」といいます）に子会社を設立する場合と、日本と同じぐらいの税率の国に子会社を設立する場合とでは、その子会社に残される税引後利益の額に大きな差が生じるため、もしなんの規制も設けられていなければ、タックス・ヘイブン国に企業の海外子会社が集中し、タックス・ヘイブン国ではない国の国際的競争力が著しく減少することとなってしまいます。そこで、実効税率が25%以下の国に事業実体を持たないペーパーカンパニーを子会社として設置した場合には、その子会社で獲得された利益のうち配当されていない部分を、日本の親会社が獲得した利益とみなして日本の法人税の課税対象とする制度が設けられています。このような制度を「タックス・ヘイブン税制」といいます。

日本の法人が外国に子会社を設立した場合に発生する税務上の問題点をまとめると、以下ようになります。

- ・外国子会社との間で行った取引の円換算に関する問題

- ・・・「 外貨建債権債務の換算 2.取引発生時における換算（P8）」
参照

- ・外国子会社と取引を行った場合の価格の問題

- ・・・「 移転価格税制（P67）」参照

- ・外国子会社でその利益に対する外国税金を支払った場合

- ・・・「 外国税額控除 3.間接外国税額控除（P30）」参照

- ・タックス・ヘイブン国に外国子会社を設置した場合

- ・・・「 ．タックス・ヘイブン税制（P40）」参照

第2 外貨建債権債務の換算

1 外貨建取引の概要

(1) 外貨建取引における問題点

企業会計は、円建て会計を前提としていることから、外貨や、外貨建ての債権・債務については、その取引時において換算を行ったうえで円により表示する必要があります。この円表示された外貨建債権等については、現行の変動相場制のもと、その取引時、決済時及び法人期末時における為替相場は当然に異なったものとなり、為替差額による損益、いわゆる「為替差損益」が生じることとなります。

為替差損益は、「決済時において発生する損益」と「期末時換算により生ずる損益」とに分ける事ができます。このうち、決済時損益は、取引時における円計上額と決済時における円出入金額との差であることから、これを決済時における実現損益として認識することについては、税務上まったく問題が生じないといえます。

一方、期末時換算損益は、決算期末において外貨建ての債権、債務を円通貨に置き換えることによって生ずるもの、いわゆる未実現損益であるため、これを法人税法上の損益として認識してよいものかどうか問題となります。

また、昨今の企業のグローバル化の進展にともない、海外支店や海外子会社も増加し、その外国通貨で表示されている財務諸表をいかに本店会計に連結するかも問題となります。

(2) 企業会計と法人税法

外貨建取引、とりわけ為替差損益の問題は企業会計が中心であり、法人税法はその進展に伴って問題のある部分のみ規制するかたちで進展してきています。

企業会計における為替差損益の問題は、最近における急激な為替変動および企業の国際進出の増加に伴い大きく注目されることとなりましたが、本質的には古い問題です。しかし、戦後における基準相場制が採られていた時期は、為替相場の変動をめぐる問題については、ほとんど論じられていませんでした。為替差損益が会計上大きく採り上げられたのは、昭和42年11月のポンドの平価切下げが行われたことに伴い昭和43年5月2日に公表された、「外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見第一」(以下、「意見第一」といいます。)となります。その後も、変動相場制への移行、連結財務諸表の導入を機に様々な追加意見や改訂が行われ、現在では平成11年10月22日に企業会計審議会が

公表した「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」が外貨建取引等の基準となっています。

一方、法人税法においては、基本的に「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って処理することが前提であったため、「意見第一」以降に決定された会計処理をそのまま認める処理がされてきました。しかし、外貨建取引の活発化に伴い、法人税法上の外貨建債権債務の換算の取扱いについて、課税の公平の見地から独自の規定を設け、その立場を明確にすべきとの意見が生じてきました。そこで昭和50年3月に、法人税法施行例による外貨建の債権債務の換算規定が新設され、企業会計とは異なる税法固有の取扱いが認められるようになりました（但し、この時点では企業会計とほぼ同一の取扱い内容となっておりました。）。その後、企業会計の進展に歩調を揃える形で法人税法の取扱いも整備が加えられ、平成12年における金融取引課税の抜本的改正において外貨建取引等についても、法人税法の本法で規定されることとなりました。

2 取引発生時における換算

(1)基本となる取扱い

内国法人が外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、利益の配当など、外国通貨で行われるすべての取引をいいます。)を行った場合には、その外貨建取引の金額の円換算額は、取引時点における外国為替の売買相場により換算した金額となります。(法法61条の8第1項)

但し、ここに規定する外貨建取引には、債権債務の金額が外国通貨で表示されているものであっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているもの、いわゆる外貨建て円払取引は含まれません。(法基通13の2-1-1)

(2)円換算の方法(法基通達13の2-1-2、2-1-5)

(イ)原則

上記(1)における円換算額は、その取引日における対顧客直物電信売相場(T.T.S.)と対顧客直物電信買相場(T.T.B.)の仲値(T.T.M.)を用います。但し、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産についてはその取引日のT.T.B.を、仕入その他の費用又は負債についてはその取引日のT.T.S.にすることができるかとされています。

なお、ここでいうT.T.M.、T.T.B.、T.T.S.レートは各金融機関により若干の差額が生じます。通達では、原則としてその法人の主たる取引金融機関のものによることとされていますが、同一の方法により入手等した合理的なものを継続して使用している場合、例えばインターネットサイトにて発表されるレート表等を継続使用している場合等には、それが認められるとあります。

(ロ)例外

(a)上記(イ)の円換算に当たっては、継続適用を条件として、その外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる下記のような相場を使用することもできます。

- 1)取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の相場
- 2)取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における相場の平均値

(b)円換算に用いたレート使用日の為替相場については、下記に掲げる場合には、

それぞれによるものとされています。

- 1)その日の為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の相場
- 2)その日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場
- 3)取引日における相場は、通常取引発生時点の相場とされていますが、取引日の最終相場によっているときも認められます

(c)本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産の取得をした場合や外国通貨による借入金を直ちに売却して本邦通貨を受け入れた場合等、取引時点と決済時点の時間差が極めて小さい場合には、その取引時の円換算額は現に支出し又は受け入れた本邦通貨の額とすることが出来ます。

(八)外貨建取引に該当しない場合における準用

法人税法における外貨建取引とは、前述のとおり取引価額が外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払いが行われる取引をいいますが、企業会計の外貨会計基準においては、取引価額が外国通貨で表示されている取引をもって外貨建取引としています。つまり、前述した外貨建て円払取引も企業会計上は外貨建取引に含まれます。この法人税法と企業会計の相違による実務上の混乱を生じさせないようにするため、いわゆる外貨建て円払いの取引においても、上記(イ)、(ロ)の取扱いを準用することとされています。

(二)前渡金等の振替え

外貨建取引に係る前受金又は前渡金については、その取引時点ではなく、支払時点または受取時点における円換算額をもって、収益及び費用の額に振り替えることが可能です。

(3)多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算

海外部門や海外支店を多数所有する企業においては、その取引ごとに円換算を行うことについて多大な労力が必要となります。そこで、企業会計においては、海外支店等が多数ある会社の実務上の煩雑さを回避するため、取引発生時の外国通貨の額をもってその取引を記録する、多通貨会計を採用することが認められています。この多通貨会計における円換算は、各月末等一定の時点における相場又はその取引が属する一定期間の平均相場により行われるため、取引時点における相場での換算を原則とする法人税法とは乖離が生じます。

そこで、法人税法では企業会計との調整を図るため、多通貨会計を採用している法人

が各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算をしている場合においては、それを税務上も適性と認めています。(法基通13の2-1-3)

3 外貨建資産等の期末換算

上記2において外貨建取引発生時の円換算方法を確認してきました。ところで、この外貨建取引にかかる債権等が決済されることなく期末をむかえた場合はどうなるでしょうか。

未実現損益の認識を原則として認めていない法人税法においては、その外貨建債権等が決済されるまで換算替えを行う必要はないと思われます。しかし、概要でも述べたとおり、外貨建取引については「一般に公正妥当と認められる会計基準」に従うこととされていますので、決算期末時点の処理については一定の制限のもと、企業会計と足並みをそろえることとしています。

以下、その具体的処理方法を確認していきます。

(1) 外貨建資産等の期末時の換算方法

内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する外貨建の資産及び負債(以下、「外貨建資産等」という)の円換算額は、次に掲げる外貨建資産等の区分に応じ、それぞれに掲げる方法によるものとされています。(法法61条の9第1項)

なお、2種類の方法が記載されている外貨建資産等については、そのいずれかを選択することができます。

(イ) 外貨建債権及び債務・・・発生時換算法又は期末時換算法

(a) 外貨建債権・外貨建債務の意義

外貨建債権とは、外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいい、外貨建債務とは外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいいます。

(b) 発生時換算法の意義

発生時換算法とは、外貨建資産等の取得または発生の基となった外貨建取引の際の円換算額(前述2(2)に記載した金額)をもって、その外貨建資産等の期末時における円換算額とする方法のことをいいます。つまり、外貨取引時点で付した円換算額をそのまま使用し、期末において換算換えを実施しない方法をいいます。

(c) 期末時換算法の意義

期末時換算法とは、期末時の外国為替相場により換算した円換算額をもって、その外貨建資産等の期末時における円換算額とする方法をいいます。

なお、ここにいう期末時の円換算の方法は、上述2(2)(イ)及び(ロ)(a)と(b)の取扱いが準用されます。

(d) 前渡金、未収収益等の取扱い

上記(a)で記載したとおり、外貨建債権債務とは外国通貨で支払いをうけるべき又は支払うべき金銭債権債務であるため、前渡金及び前受金のように、既に支払時の円建て額が確定しているものについては、外貨建債権債務には該当しません。よって、期末換算替えの必要もなくその確定している円換算額が期末表示額となります。

これに対し、未収収益や未払費用のように将来における決済期日に外貨の授受があるものについては、外貨建金銭債権債務に該当することとなります。(法基通13の2-2-1)

(ロ)外貨建有価証券・・・以下の(a)～(d)の区分に応じそれぞれに掲げる方法

(a)外貨建有価証券の意義

外貨建有価証券とは、その償還が外国通貨で行われる債権、残余財産の分配が外国通貨で行われる株式及びこれらに準ずる有価証券のことをいいます。(法規27条の12)

(b)売買目的有価証券・・・期末時換算法

売買目的有価証券とは、株式の売買を選任で行う者がいる会社が短期売却目的で購入した有価証券をいいます。

(c)売買目的外有価証券・・・発生時換算法又は期末時換算法

売買目的外有価証券とは、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのあるものに限ります。

(d) (a)及び(b)以外の有価証券・・・発生時換算法

(ハ)外貨預金・・・発生時換算法又は期末時換算法

(二)外国通貨・・・期末時換算法

(2)期末時の換算方法の選定

上記(1)に掲げる外貨建資産等のうち、発生時換算法と期末時換算法のいずれかを選択することが可能なものについては、そのいずれかの方法を次の区分ごとに選択することとなります。したがって、ドル建短期債権とユーロ建短期債権、ドル建半年定期とドル建3年定期は、それぞれ別々に換算方法を選択します。(法令122条の4)

(イ)外国通貨の種類ごと

(ロ)次に掲げる外貨建資産等の区分ごと

(a)短期外貨建債権及び短期外貨建債務

1)短期の判定は事業年度終了の日の翌日から決済までの期間が1年以内かどうかによります

2)外貨建債権で既にその支払期限が経過し支払が延滞しているものは、短期外貨建債権には該当せず、(b)の債権として取扱います。

(b)上記(a)以外の外貨建債権債務(長期債権債務)

(c)売買目的外有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得したもの

(d)売買目的外有価証券のうち、(c)以外のもの

(e)外貨預金のうち、満期日が1年以内に到来するもの

(f)外貨預金のうち、(e)以外のもの

(3)期末時の換算方法の選定手続き

(イ)選定の手続き

内国法人が初めて外貨建資産を取得した場合、又は、初めて外貨建債務が発生した場合には、その取引日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに外国通貨の種類及び外貨建資産等の区分ごと、あるいは事業所の異なるごとに換算方法を納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません。(法令122条の5)

例えば、ドル通貨による外貨取引を行っていた法人が初めてユーロ取引を行うこととなった場合にはユーロに関する期末換算方法を、また、支店において初めて外貨取引を行うこととなった場合には支店での期末換算方法を、その事業年度の確定申告書提出期限までに提出することが可能です。

なお、この届出を一度しておく、例えその届出に係る資産が一時期存在しないこととなった場合にも、当該効力は消滅することなく引き続き有効となります。

(ロ)変更の手続き

内国法人が既に選定した期末換算方法(届出書を提出しなかったため法定換算方法によっていた場合も含みます)を変更しようとするときは、新たな換算方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに変更承認申請書を納税地の税務署長に提出しなければいけません。(法令122条の6)

なお、換算方法を変更しようとする時は、その変更について相当期間(特別の理

由があるときを除き、3年)が経過していることが必要となります。

また、税務署長はこの申請に対して承認または却下の処分を、その申請した内国法人に対して書面により通知することとされています。(変更事業年度開始の日以後6ヶ月間この通知がなかった場合には、承認されたものとみなされます。)

(4)法定換算方法

発生時換算法と期末時換算法の選択適用が認められている外貨建資産等について、法人が選定の届出書を提出しなかった場合には、その外貨建資産等の区分に応じ法定換算方法が定められています。(法令122条の7)

外貨建資産等の法人税法上の期末換算方法をまとめると、以下のとおりとなります。

外貨建資産等の種類		換算方法	法定換算方法	
外貨建債権債務	短期	発生時換算法 又は 期末時換算法	期末時換算法	
	長期		発生時換算法	
外貨建有価証券	売買目的有価証券		期末時換算法	
	売買目的外有価証券 (償還期限及び償還金額の定めのあるもの)	満期保有目的	発生時換算法 又は 期末時換算法	発生時換算法
		その他		
その他有価証券		発生時換算法		
外貨預金	短期	発生時換算法 又は 期末時換算法	期末時換算法	
	長期		発生時換算法	
外国通貨		期末時換算法		

(5)換算差損益の処理

内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する外貨建資産等につき上記の期末換算を行った場合には、その換算後の金額と当該外貨建資産等の換算前の簿価との差額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされています。(法法61条の9第2項)

また、その事業年度終了の時ににおいて益金の額又は損金の額に算入した金額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入することとなります。つまり、洗替え処理を行うこととされています。(法令122条の8第1項)

(6)為替相場が著しく変動した場合の取扱い

法人が事業年度終了の時ににおいて有する外貨建資産等に係る外国為替相場が著しく変動した場合には、その著しく変動した外国為替相場にかかる全ての外貨建資産等につき期末換算を行うことができます。(法令122条の3)

この場合における「著しい変動」とは、次の算式により計算した割合がおおむね15%

以上であるときをいいます。

当該外貨建資産等をその事業年度
終了の日の為替相場により換算し
た金額 (A)

当該事業年度終了の時に
おける換算前の帳簿価額

(A)

(7) 外貨会計基準との調整

法人税法と企業会計における外貨建資産等の換算についてまとめると、次のようになります。基本的には、税制上の外貨建資産等の期末換算は企業会計におけるそれと相違が生じないよう配慮されていますが、一部につき異なる点もあるため、申告調整等の手続きが必要となる場合もあります。

税 制			企業会計		
外貨建資産等の区分		換算方法	外貨建資産等の区分	換算相場	
外貨建債権債務		発生時換算法 又は 期末時換算法	外貨建金銭債権債務 └─ 転換社債	決算時為替相場 発行時為替相場	
外貨建有価証券	売買目的有価証券	期末時換算法	売買目的有価証券	決算時為替相場	
	売買目的外有 価証券	発生時換算法 又は 期末時換算法	償還期限及び 償還金額の定めのあるもの	満期保有目的外貨建 債権	決算時為替相場
			上記以外	発生時換算法	その他有価証券
外貨預金		発生時換算法 又は 期末時換算法	外貨預金	決算時為替相場	
外国通貨		期末時換算法	外国通貨	決算時為替相場	
			子会社・関連会社株式	取得時為替相場	

4 先物外国為替契約等により円換算額を確定させた場合

(1)先物外国為替契約等の定義

先物外国為替契約等とは、外貨建資産若しくは外貨建負債の決済外国通貨の円換算額を確定させる先物外国為替取引契約、又は取引当事者が元本及び利息として定めた外国通貨の金額について金銭の支払を相互に約するスワップ取引契約で次のいずれかの要件を満たすものをいいます。(法規27条の11)

(イ)スワップ取引契約において決定した外貨元本額の円換算額が満了時円換算額と同額であること

(ロ)スワップ取引契約において、スワップ取引契約終了時における為替相場を取引相場としていること

(2)先物外国為替契約等により円換算額を確定させた場合の取扱い

(イ)先物外国為替契約等により決済時の円換算額を確定させた場合

先物外国為替契約等において、外貨建取引に係る資産又は負債の決済時の円換算額を確定させた場合において、その先物外国為替契約等の締結の日に一定の方法により帳簿にその旨を記載した時は、その契約による円換算額をもってその外貨建資産負債の取引発生時の円換算額とすることとされています。(法法61条の8第2項)

ここにいう一定の方法とは、帳簿書類に先物外国為替契約等により円換算額を確定させた旨、先物外国為替契約等の契約金額・締結の日・履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又は先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類にその旨を記載することとされています。(法規27条の11第2項)

(ロ)先物外国為替契約等により発生時の円換算額を確定させた場合

先物外国為替契約等において、外貨建資産負債(上記(イ)により決済時の円換算額を確定させたものを除きます)の取得又は発生の基因となる外貨建取引に係る外国通貨の発生時の円換算額を確定させ、かつ、その先物外国為替契約等の締結の日に一定の方法により帳簿にその旨を記載したときは、その契約による円換算額をもって、当該外貨建資産負債の円換算額とすることとされています。(法令122条)

上記(イ)との違いは、例えばドル建借入を行った場合に、(イ)の契約はその借入返済時の円換算額を確定させるものであり、(ロ)の契約はその借入により調達したドル通貨を円に換算する場合のその換算額を確定させるものとなります。

(八)先物外国為替契約等がある場合の収益、費用等の換算

外貨建取引に係る収益、費用の円換算額が先物外国為替契約等により確定しているときは、その確定している額をもって当該収益、費用の発生時の円換算額とすることとできるとされています。

(二)期末時換算法との関係

先物外国為替契約等において円換算額を確定させた外貨建資産負債の期末時換算法は、当該確定円換算額をもって期末時の為替相場とするため、期末換算換えは行われません。

(3)為替予約差額の配分

(イ)概要

法人が、先物外国為替契約等により決済時の円換算額を確定させている外貨建資産等を事業年度終了の時ににおいて保有している場合には、その外貨建資産等につき期末換算は行われませんが、為替予約差額については決済日の属する事業年度までの各事業年度に配分し、その配分額を益金の額又は損金の額に算入することとされています。(法法61条の10第1項)

(ロ)為替予約差額の配分

為替予約差額とは、先物外国為替契約等により確定させた決済時の円換算額と、その外貨建取引を行った時の外国為替相場により換算した額との差額をいいます。

各事業年度に配分すべき金額及び配分すべき事業年度は次のとおりとなります。

(法令122条の9)

先物外国為替契約等の締結時期	為替予約差額の配分額	配分する事業年度
外貨建取引を行った日以後に先物外国為替契約等を締結した場合	直直差額に相当する金額	先物外国為替契約等の締結日の属する事業年度
	直先差額を先物外国為替契約等の締結日から決済日までの日数で除し、これに当期の日数を乗じて計算した金額(月数按分も可)	先物外国為替契約等の締結日の属する事業年度から決済日の属する事業年度までの各事業年度
先物外国為替契約等を締結した後に外貨建取引を行った場合	直先差額を外貨建取引を行った日から決済日までの日数で除し、これに当期の日数を乗じて計算した金額(月数按分も可)	外貨建取引を行った日の属する事業年度から決済日の属する事業年度までの各事業年度

直直差額・・・外貨建取引を行った日と先物契約日との為替差額

直先差額・・・先物契約日(又は取引日)と決済日までの差額

これを図で示すと次のとおりとなります。

外貨建資産等	取引以後 予 約	<p style="text-align: center;"> スポットレート@110円 スポットレート@115円 予約レート @118円 </p> <p style="text-align: center;"> 取 引 為替予約 期 末 予約期日 </p> <hr/> <p style="text-align: center;"> $115円 - 110円 = 5円$ $118円 - 115円 = 3円$を期間配分 </p> <p style="text-align: center;"> 為替予約差額（直々差額） 為替予約差額（直先差額） ↓ ↓ 全額を当期の損益に計上 当期分を当期の損益に計上 </p>
	取引前 予 約	<p style="text-align: center;"> 予約レート@118円 スポットレート@110円 </p> <p style="text-align: center;"> 為替予約 取 引 期 末 予約期日 </p> <hr/> <p style="text-align: center;"> $118円 - 110円 = 8円$を期間配分 </p> <p style="text-align: center;"> 為替予約差額（直先差額） ↓ 当期分を当期の損益に計上 </p>

(八)為替予約差額の一括計上

外貨建資産等のうち、短期外貨建資産等に係る為替予約差額については、上記(口)の規定にかかわらず、期間按分せず、当該事業年度に一括して計上することができます。(法法61条の10第3項)

これは、1年以内に決済日が到来する短期外貨建資産等についてはその為替差額を繰延べることによる損益インパクトが少額と考えられるからです。

この一括計上の方法は、外国通貨の種類を異にする短期外貨建資産等ごとに選定することが可能であり、この選定をしようとする場合には、その旨を記載した書面を納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません。(届出の時期及び変更の方法については「外貨建資産等の期末換算の選定」と同様です。)

5 その他の外貨建取引等の取扱い

(1) 国外支店の財務諸表項目の換算

内国法人が国外に支店等を有する場合において、内国法人の決算にあたっての当該支店の財務諸表の合算については、次のいずれかの方法が認められています。

(イ) 本店の処理に準ずる方法（発生時、決済時及び期末時それぞれにおいて円換算処理を行う）

(ロ) すべての財務諸表項目につき、当該事業年度終了時の為替相場により換算する方法

(2) 組織再編成における取扱い

(イ) 先物外国為替契約等

適格組織再編成により被合併法人等から先物外国為替契約等の移転を受け、かつ、合併法人等がその外貨建取引を行うこととなった場合には、その外貨建取引の換算は先物外国為替契約等により確定させた円換算額により行うこととされています。

（法法61条の8第3項）

(ロ) 為替予約差額

(a) 適格分社型分割等により為替予約差額の配分対象とした外貨建資産等を移転した場合には、分割法人等は、当該事業年度開始の日から分割等の日の前日までを1事業年度とみなして、移転した外貨建資産等に係る為替予約差額の配分計算を行うこととされています。（法法61条の10第2項）

(b) 適格分社型分割等により外貨建資産等を移転する場合には、その分割等の日から1年以内に決済期限が到来するものを短期外貨建資産等とすることとされています。（法法61条の10第3項）

(c) 適格組織再編成により被合併法人等から為替予約差額の配分対象としていた外貨建資産等の移転を受けた場合には、合併法人等はその為替予約差額の配分を引継ぐこととされています。（法法61条の10第4項）

第3 外国税額控除

1 総論

(1) 外国税額控除の趣旨

法人が海外に支店等を設置し事業所得を得る場合や、国内本店からの海外投資により利子、配当等の所得を得る場合においては、通常これらの海外所得に対してその源泉地国において課税が行われるとともに、全世界所得課税の原則により国内においてもその海外所得に対し課税が行われます。

このように生じる国際的二重課税を放置しておきますと、企業にとって過重な税負担をもたらすだけでなく、国際的経済交流の円滑化にも重大な支障をもたらすこととなります。

そこで、同一の海外所得につき居住地国において納付する税額から源泉地国において納付した税額を一定の限度のもと控除することにより、居住地国と源泉地国の課税競合による二重課税を排除することとしています。このような国際的にも確立された制度を外国税額控除といいます。

なお国際的に見ますと、二重課税の排除方法として、国外所得免除方式（国外所得全額若しくは国内法の累進税率を考慮した一定の国外所得金額を全世界所得から免除する方法）と外国税額控除方式の2種類がありますが、わが国では、外国税額控除方式を採用しております。その理由としては、内外投資に対する課税の中立性を確保するためであり、この方法によりますと外国での実効税率が日本の実効税率を下回った場合においても、日本と外国での納付税額の合計は常に日本の算出税額と同額になり、企業による投資政策の相違にかかわらず課税の公平を確保することができます。但し、外国での実効税率が日本の実効税率を上回った場合には、日本と外国での納付税額の合計は日本の算出税額を上回ることとなりますので、内外投資への中立性が確保されないという問題点は残ります。

(2) 外国税額控除の仕組み

(イ) 概要

外国税額控除の対象となる租税は、外国法人税のみならず外国源泉税や外国地方税も対象となります。

外国税額控除には以下の4つの形態がありますが、これらの控除は別個の手続き

を経て行われるわけではなく、各方法により算定した控除対象となる外国税額をすべて一括して控除することとなります。

直接外国税額控除	海外支店等において直接納付した税額をわが国における法人税額から控除する
間接外国税額控除	海外子会社等から受取る配当につき、その配当の原資となった所得に対して既に課税された外国法人税等のうち当該配当に対応する部分を控除する
みなし外国税額控除	開発途上国における経済促進協力の観点から、開発途上国において軽減免除された税額をあたかも納付したようにみなして税額控除を行う
タックス・ヘイブン税制に係る外国税額控除	特定外国子会社等に課された外国法人税額等のうち、タックス・ヘイブン税制により内国親法人の益金に参入された課税対象留保金額に対応する部分を控除する

(ロ)控除限度額の計算

外国税額控除は無制限に認められるものではなく、国外所得に対して居住地国で課される税額が限度となります。

具体的には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が控除限度額となります。

(法法69条1項)

- ・ 各事業年度において納付することとなる外国法人税額
- ・ 当期法人税額 $\times \frac{\text{国外所得}}{\text{全世界所得}}$

この算式からは、実際に外国で納付した税額を控除の基礎とするものの、我が国の実効税率を超えるような高税率国の課税は控除の対象から除外するという規制が見受けられます。

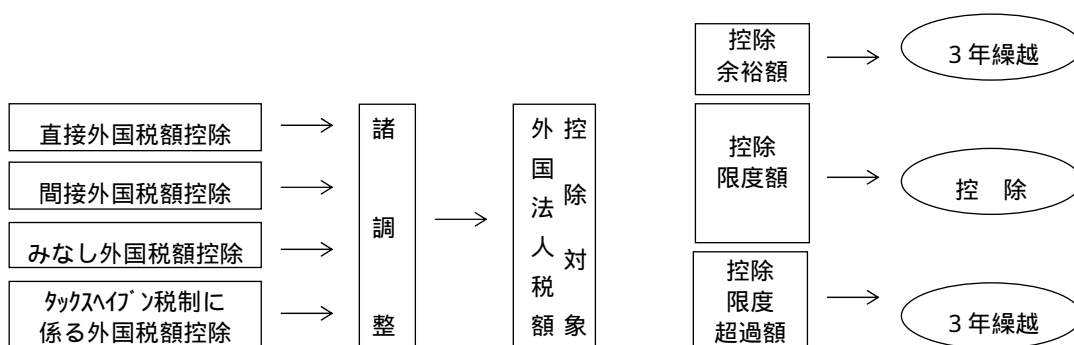
なお、国外所得の計算にあたっては、外国で非課税とされる国外源泉所得に係る所得の3分の2を国外所得から除き、また国外所得は全世界所得の90%に制限されています。控除限度額の詳細については、後述 2 (3)を参照下さい。

(八)繰越制度

外国税額控除制度においては、外国税額はその納付することが確定した事業年度において控除されることとなりますが、一方、国外所得の計算は発生主義によるため、控除限度額の計算においてタイムラグが生じることがあります。

そこで、控除対象となる外国法人税額のうち控除限度額に満たない部分（控除余裕額）及び控除限度額を超える部分（控除限度超過額）は、それぞれ3年間繰り越すことが認められています。（法法69条2項、3項）

以上、外国税額控除の仕組みをまとめると下記の図のようになります。



2 直接外国税額控除

(1) 意義

直接外国税額控除とは、国外にある支店や事業所等をとおして得た国外所得に対する課税、または海外投資等により得た利子等に対する課税により、実際にその法人が納付した外国法人税をわが国の法人税の額から控除することをいいます。

(2) 控除対象外国法人税額

(イ) 外国法人税の意義

外国法人税とは、外国において所得金額に対して課税される租税のすべてをいいます。したがって、その課税主体が国である場合だけではなく、いわゆる地方税についても所得に対して課税されるものであれば、その範囲に含まれます。(法令141条1項)

また、超過利潤税や利子、配当、ロイヤリティに対して課される源泉所得税等もこの外国法人税に含まれることとなります。(法令141条2項)

但し、諸外国においては「税」として認識していたとしても、日本の税法の定義からはその制度の趣旨にそぐわない下記のようなものは外国法人税に含まれません。(法令141条3項)

- ・ 納税後、その納税者が任意に還付請求をすることができる税
- ・ 納税猶予期間を、納税者が任意に決定できる税
- ・ 外国法人税に附帯して課される税(わが国における、延滞税、利子税、不納付加算税等)

(ロ) 控除対象の外国法人税の額

控除の対象となる外国法人税額とは、まず、その事業年度において現実に納付義務の確定した外国法人税とされます。なお、実務上においては予定納付税額と確定申告税額を同事業年度において税額控除を行う等、ある程度の範囲内で柔軟的な取り扱いがされているようです。

その他に、その外国法人税の課税標準とされた所得に50%を超える外国法人税額について、その超える部分の金額を控除対象から除外することとされています。(法令142条の2)

これは、わが国の実効税率を超過するような高率で課税された外国法人税額をわが国の法人税額から控除するのを防止するためです。なお、この高率部分として控

除対象外とされた外国法人税額は損金経理が可能となります。

(八)適用時期

外国税額控除の適用時期は、法人のいつの事業年度の所得に対して課されたものであるかを問わず、原則として、その外国法人税の納付義務の確定した日の属する事業年度となります。ここでいう納税義務の確定とは、原則的にその外国法人税を課する国の法令に基づいて判断しますが、不明確な場合はわが国の国税通則法に準じて判断されます。

(国税通則法に準じた場合の取扱い)

課税方式	納付義務の確定する日
申告納税方式	申告書の提出日(法定申告期限前の提出にあたっては、法定申告期限)、更正又は決定があった場合には更正又は決定の日
賦課課税方式	賦課通知のあった日
源泉徴収方式	その源泉徴収の対象となった利子、配当、使用料等の支払日

なお、上記取扱いを実務において厳密なまでにあてはめると実態にそぐわなくなることから、以下の取扱いも認められています。

- (a)処理の継続性を前提に、その納付することが確定した外国法人税額を費用として計上している時は、その計上した事業年度において外国税額控除の適用が出来ることとされています。(法基通16-3-5)
- (b)処理の継続性を前提に、予定納付した外国法人税を仮払経理しておき、その確定申告があった事業年度において確定申告税額と一括して外国税額控除の適用を受けることとしている場合には、その計算を認めるとされています。(法基通16-3-6)
- (c)国外からの利子、配当、使用料につき、その国の外貨事情により一定期間送金許可が得られず、収益計上も見合わせているときは、その利子、配当、使用料に係る外国法人税の額についても、その収益計上日の属する事業年度において外国税額控除を行うこととされています。(法基通16-3-7)

(二)計算例

上記(ロ)における高率部分の計算は、一の外国法人税ごとに、かつ、その外国法人税の課税対象とされる金額ごとに判定します。すなわち、たとえ税額控除の対象となる源泉税であっても、同国における総合課税の外国法人税とは別個に計算を行うこととされます。

【 設 例 】

(単位：千円)

	課税 国	内容	申告区分	税額	課税標準
(a)	A国	支店に係る事業所得	賦課	60,000	100,000
(b)	A国	国外から得た使用料	源泉	3,000	8,000
(c)	B国	外国法人税 当期予定納付分	申告	50,000	
(d)	B国	外国法人税 前期確定申告分 (前期予定納付 40,000)	申告	50,000	140,000

(a) $100,000 \times 50\% = 50,000 < 60,000$

控除対象外国法人税額は50,000 (高率部分10,000は単純に損金算入)

(b) $8,000 \times 50\% = 4,000 > 3,000$

控除対象外国法人税額は3,000

(c) 予定納付した外国法人税額については、当該外国法人税の額に係る高率負担部分はないものとして、外国税額控除の規定が適用されます。(法基通16-3-23)

控除対象外国法人税額は50,000

(d) 予定納付した外国法人税に係る確定申告分の外国法人税の高率負担の計算にあたっては、予定納付した外国法人税額を控除する前の金額で一括して行います。(法基通16-3-23)

$140,000 \times 50\% = 70,000 < (40,000 + 50,000) = 90,000$

控除対象外国法人税額は (70,000 - 40,000) = 30,000 (高率部分20,000
は単純に損金算入)

(3) 税額控除限度額

外国税額控除限度額は下記の式により計算されます。

$$\text{各事業年度の全所得に対する法人税額} \times \frac{\text{その事業年度の国外所得}}{\text{その事業年度の全所得金額}}$$

(イ) 全所得に対する法人税額

租税特別措置法の規定による特別控除 (試験研究費増加による特別控除等) の適用がある場合には、これらの特別控除を差し引いた後の法人税額としますが、留保金課税、控除所得税額及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う税額控除は考慮しません。具体的には、法人税申告書別表一(一)「4」に記載された「差引法人税額」をいいます。(法令142条1項)

(ロ) その事業年度の全所得金額

その事業年度の法人税の課税対象となる所得金額につき、損金の額に算入した青色欠損金及び災害欠損金がある場合には、その金額を損金の額に算入しないで計算します。また、租税特別措置法67条の12及び13に規定する「組合事業に係る損失がある場合の課税の特例」の適用がある場合には、これらの規定の適用しないで計算します。(法令142条2項)

(ハ) その事業年度の国外所得金額

その事業年度において生じた国内源泉所得以外の所得をいいますが、外国法人税が課されないいわゆる非課税国外源泉所得 (ここにいう「非課税」とは、相手国国内法あるいは租税条約により課税を行うかどうかであり、国外事業が赤字であるため外国法人税が課されない等の場合は除きます。) がある場合には、その非課税国外源泉所得の3分の2に相当する金額を控除した金額となります。

但し、この国外源泉所得が次のいずれか多い金額を超える場合には、その超える部分の金額は対象となりません。(法令142条3項)

(a) その事業年度の全所得金額 × 90%

(b) 全所得金額 × 国外使用人割合

(c) 全所得金額 (全所得金額 納付外国法人税額) × $\frac{0.1 \times \text{全所得金額}}{\text{納付外国法人税額}}$

なお、国外所得金額の計算方法については、後述(4)において詳細を記載します。

(二) 税額控除の選択

内国法人が、その納付する外国法人税につき外国税額控除の選択を受けるか否かは、当該法人の選択にまかせることとなっており、外国税額控除を選択した場合にはその旨を申告書に記載することとなっています(法法69条16項)。なお、外国税額控除を選択した場合には、その控除対象外国法人税額は所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととされています。(法法41条)

この外国税額控除の選択については、事業年度を単位として行うこととされているため、一部を税額控除し、残りを損金算入した場合には、その全額につき税額控除を選択したものとみなされ、損金算入を否認されることとなりますので注意が必要です。(税額控除は申告書記載が要件となるため、損金算入を否認された部分の金額は、税額控除の対象にもなりません。)(法法69条16項)

また、ある事業年度において税額控除を適用しなかった場合には、その事業年度前より繰り越されていた控除限度超過額及び控除余裕額は打ち切られることとなります。(法令144条2項、145条2項)

(ホ) 控除限度超過額の繰越控除と控除余裕額の繰越使用

(a) 意義

以前の税制においては、外国法人税額の控除はその外国法人税の課税標準たる所得が生じた事業年度において計算することとされてきました。しかし、外国法人税の確定が外国により時期的なズレが大きいこと及び外国税額の課税標準の計算期間が国内法人の事業年度と同じでないケース等からその計算経済性に大きな障害が生じることとなってきました。

そこで、その計算の簡素化等の見地から、昭和38年3月の税制改正により、税額控除の対象となる外国法人税額はその納付することが確定した事業年度において、国外所得金額の計算はその発生した事業年度において行う事となり、両者の間に生じたタイムラグを控除限度額の繰越控除及び控除余裕額の繰越使用により調整することとなりました。

(b) 控除限度超過額の繰越控除

内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税額が、その事業年度の外国税額控除限度額を超える場合には、まず下記(ハ)で述べる前

3年以内の控除余裕額を限度としその事業年度の法人税額から控除し、なお充当できない控除対象法人税額があるときは、その部分は3年間の繰越が可能となります。(法法69条3項)

なお、過去事業年度の控除余裕額は、最も古い事業年度のものから使用し、同一事業年度に国税と地方税の控除余裕額あるときは、まず国税の余裕額、次に地方税の余裕額らか順に使用します。(法令144条1項)

地方税の控除限度額については、後述(5)(ロ)で詳細を記載します。

(c)控除余裕額の繰越使用

内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税額が、その事業年度の外国税額控除限度額に満たない場合には、まず前3年以内の控除限度超過額をその控除余裕額の範囲内において当期の法人税額から控除し、なお、控除しきれない場合には、その部分は3年間の繰越が可能となります。(法法69条2項)

(4)国外所得金額の計算

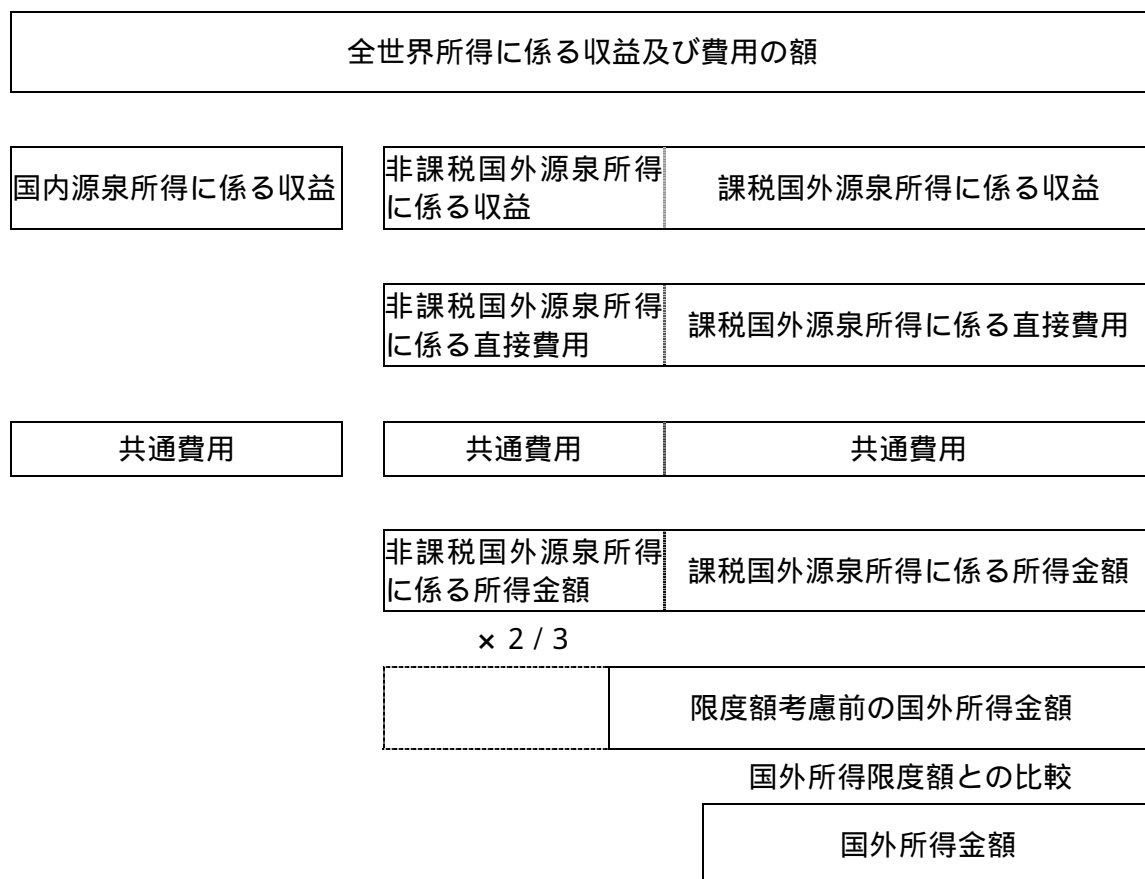
税額控除限度額の計算における国外所得金額の計算は、その収益の区分や共通費用の配分等が複雑であり、実務上も判断に迷うケースが多く見受けられます。以下、具体的計算手順と留意点を記載します。

(イ)計算プロセス

- (a)当期の益金の額を国内源泉所得、課税国外源泉所得、非課税国外源泉所得それぞれに係る益金の額に区分
- (b)当期の国外源泉所得を生ずべき業務の遂行上、直接要した原価及び費用を課税国外源泉所得と非課税国外源泉所得に係る損金の額に区分(直接費用の配賦)
- (c)当期の共通費用の額を、合理的な基準により国内源泉所得、課税国外源泉所得、非課税国外源泉所得それぞれに係る損金の額に区分(間接費用の配賦)
- (d) (a)から(b)(c)を控除した国外源泉所得に係る所得金額を計算した後、非課税国外所得金額の3分の2に相当する金額を控除

(e) (d)で算出した国外所得金額と国外所得金額限度額（全世界所得の90%等）を比較し、いずれか小さい金額が最終的な国外所得金額となります

これを図示すると以下のとおりとなります。



(ロ)費用配分にあたっての留意点

国外所得金額を算定するにあたって必要な費用配分は、その配分すべき費用を直接費用と共通費用に分けることができます。

この場合、直接費の按分に関しては、その金額をそれぞれの所得に振り分ければいいので問題はありませんが、共通費按分、特に販売費及び一般管理費の按分については、合理的に区分することは非常に困難です。

法人税令においては、共通費用の按分方法につき、まず、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち内国法人の業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により国内源泉所得と国外源泉所得に配分し、さらに、その国外所得金額に配分されたものを同様の合理的基準により課税国外源泉所得と非課税源泉所得とに配分することとしています。（法令142条6、7項）

しかし、具体的取扱いについては法令上全く規定されておらず、実務観点からの
 拠り所は法人税基本通達に定めるところによります。

以下、法人税基本通達に定める重要項目につき説明いたします。

(a)販売費及び一般管理費その他の費用の配分(下記(b)～(d)に掲げるものを除く)

(法基通16-3-12)

$$\text{共通費用額} \times \frac{\text{分母の金額のうち国外業務に係る売上総利益並びに利子、配当等及び使用料の収入金額}}{\text{その事業年度の売上総利益の額} + \text{利子、配当等及び使用料の収入金額}} = \text{国外事業に配分すべき金額}$$

(b)負債利子の配賦(法基通16-3-13)

$$\text{その事業年度における共通利子の額} \times \frac{\text{当期末及び前期末の国外業務に係る資産の帳簿価額(直接利子の元本を除く)の合計額}}{\text{当期末及び前期末における総資産の帳簿価額(直接利子の元本を除く)の合計額}} = \text{国外事業に配分すべき金額}$$

なお、ここにいう直接利子とは、国外業務に直接関連して生じた利子をいい、
 共通利子とはそれ以外の利子をいいます。

厳密にいうと、上記方法は卸売業及び製造業のみに適用され、その他の事業(銀行業は除く)はこれに準ずる方法によることとされていますが、実務上は、上記方法により簡便的に共通費を求める法人は多いようです。

(c)引当金の繰入額等の配賦(法基通16-3-15)

- ・ 貸倒引当金

その事業年度終了時における対象金銭債権のうち、国外事業所等に属するものの額の比により計算した金額

- ・ 海外投資等損失準備金

国外事業所等に属する特定株式等又は特定海外債権につき積み立てた金額

- ・ その他の引当金等

その性質に応じた合理的基準により計算した金額

(d)寄付金、交際費等の損金不算入額(法基通16-3-19)

その事業年度において支出した寄付金及び交際費の損金不算入額のうち、国外業務に係る部分の金額は、国外所得金額に加算することとしています。

(5) 地方税の外国税額控除

(イ) 控除対象外国法人税額の控除順序

控除対象となる外国法人税の中には、国税のみならず各国の地方税に該当する税も含まれることから、税額控除においても、当然に法人税のみならず地方税からも控除が可能となっています。すなわち、控除対象外国法人税の額は、まず法人税の控除限度額の範囲内で控除し、控除しきれない金額がある時は、道府県民税さらに市町村民税の順で控除することとなります。(地法53条11項、321条の8第11項)

(ロ) 地方税における控除限度額

法人税の控除限度額 × 各都道府県若しくは市町村における法人税割税率

なお、上記の法人税割税率は超過税率の使用も可能であり、分割法人における地方税控除限度額の計算は下記によります。

$$\text{法人税の控除限度額} \times \frac{\text{当該地方の従業員数}}{\text{従業員の総数}} \times \text{各地域の実際税率}$$

地方税の控除限度額 = 各都道府県若しくは市町村ごとに計算した上記式の合計額

(6) 外国法人税が増減した場合の取扱い

外国法人税においても、わが国における修正申告、更正及び更正の請求のように、過年度において納付した税額が増額及び減額する場合があります。そこで、すでに納付の確定した外国法人税額が増減した場合の外国税額控除の取扱いについては、下記のように定められております。

(イ) 外国法人税額が増額した場合

当期において追加納付することとなった外国法人税額を独立した税として取り扱うのではなく、その追加納付の基礎となった過年度の外国法人税額と追加納付税額を合計し、その合計額に対し高率負担の計算を行い、控除対象外国法人税額を算定します。その結果算出された控除対象税額から過年度納付分の税額を差し引いた残額を、当期の控除対象税額法人税額として取り扱うこととなります。

(ロ) 外国法人税額が減額した場合 (法法69条10項)

(a) 減額されることとなった外国法人税額のうち、過年度に納付した事業年度において控除対象外国法人税額に係る部分の金額を、当期の控除対象外国法人税額から控除します。

- (b) (a)で控除しきれなかった金額があるときは、前3年以内の繰越控除対象外国法人税額から控除します。
- (c) (b)で控除しきれない金額は、その後2年以内に生じる控除対象外国法人税額と相殺します。
- (d) (c)で相殺しきれない金額は、2年経過時において益金の額に算入します。

3 間接外国税額控除

(1)概要

企業が海外進出する形態には、海外支店か外国子会社を設置又は設立して事業活動を行うケースが多く見られます。

海外支店として事業活動を行う場合、その所得は日本における所得と合算されることとなり、外国法人税額は税額控除の方法で日本の法人税との調整が図られます。

一方、海外子会社が日本の親法人に配当を支払う場合、その配当につき海外源泉所得税が課された後、日本において外国税額控除の適用を受けることとなります。しかし、その海外子会社が海外で獲得した所得に対して課される外国法人税は、直接外国税額控除の適用をうけることはありません。

このように、海外への進出形態が違うだけで実質的税負担に大きな相違が生じることは課税の公平の見地からも適当ではないため、外国子会社から配当の支払いを受けた内国法人は、その配当の基礎となった外国子会社の所得に対して課された外国法人税についても、自ら納付したものとみなして外国税額控除の適用を受けることができます。(法69条8項)

この制度を「間接外国税額控除」といいます。

(2)外国子会社

(イ)外国子会社の意義

間接外国税額控除が適用されることとなる外国子会社とは、内国法人がその発行済株式の総数(または議決権)または出資金額の25%以上を、その配当の支払義務が確定する以前6ヶ月以上(設立後6ヶ月経過していない外国法人については、その設立の日から確定の日まで)継続して保有している外国法人をいいます。(法69条8項、法令146条1項)

なお、この25%という持株割合は租税条約により緩和されているケースもあります。

(ロ)配当等の範囲

内国法人が外国子会社から受ける配当等とは、利益の配当、剰余金の分配、中間配当及びみなし配当が含まれます。(法基通16-3-36)

但し、外国子会社から受ける配当であっても、優先株式に対する優先配当については、その性格が社債利息に似たものであり外国法人税の多寡によってその金額が

左右されるというものではないため、間接税額控除の対象からは除外されます。(法令147条2項第3号)

(3) 間接外国税額控除の計算

(イ) 控除対象外国法人税額

外国子会社に課された外国法人税額のうち、その外国子会社から配当を受けた内国法人が納付したとみなされる額は、次のいずれか少ない方の金額とします。(法令147条1項)

$$\begin{array}{l}
 1) \quad \begin{array}{l} \text{外国子会社の配当等に係る} \\ \text{事業年度につき、その外国子} \\ \text{会社の所得に課された法人} \\ \text{税額 (A)} \end{array} \quad \times \quad \frac{\begin{array}{l} \text{内国法人が外国子会社から} \\ \text{受けた配当等の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その配当等に係る事業} \\ \text{年度の所得金額} \end{array}} - (A) \\
 2) \quad \begin{array}{l} \text{内国法人が外国子会社} \\ \text{からうけた配当等の額} \end{array} - \text{配当等に係る源泉税の額} \times 2
 \end{array}$$

(a) 算式の意味

上記1)の算式は、外国子会社の所得に対して課される法人税額のうち、配当等に対応する部分の金額を計算しています。つまり、税引後利益に対する配当等の割合が、所得に対する外国法人税額に係る配当等の割合と等しいという考えによっています。

上記2)の算式は、わが国の実効税率を超える部分の外国法人税額は税額控除の対象にはしないための制限式となっています。内国法人が納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額をA、配当等の額をB、配当等に課される外国源泉税額をCとしますと、この2)の算式は、

$A = B - C \times 2$ と表すことができます。

実効税率を50%とすると、 $A + C$ が $B + A$ の50%以下となりますので、 $A + C = (B + A) \times 50\%$ となり、 $A = B - 2C$ と導きだせます。

【問】内国法人Aはその発行済株式の100%を所有する外国子会社Bから配当1,000ドルの支払を受け、10%源泉課税後の900ドルを収受した。

この外国子会社Bの配当事業年度における所得金額は3,000ドルであり、これに対する法人税額は2,000ドルであった。

【解】上記説例を控除対象外国法人税額の計算式にあてはめると以下のとおりとなります。なお、説明上ドル建にて計算を行いますが、本来は円

換算後の金額により計算します。

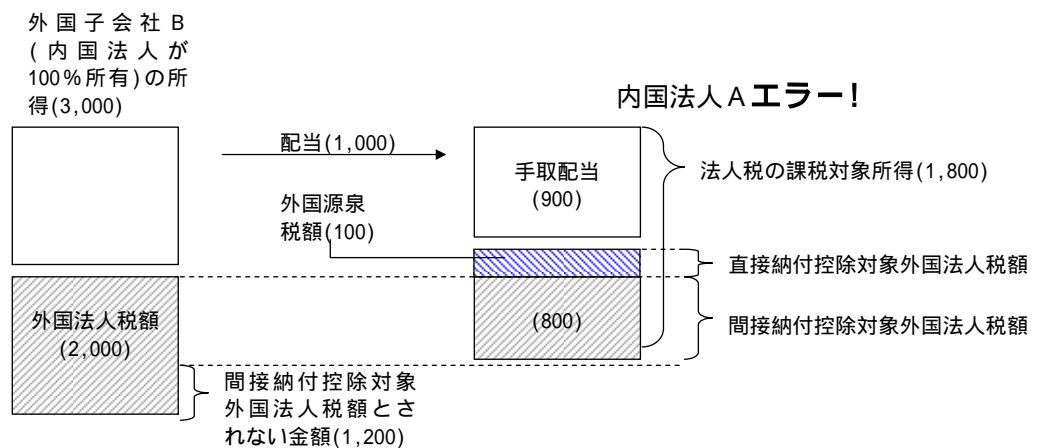
$$(a) 2,000 \times \frac{1,000}{3,000 - 2,000} = 2,000$$

$$(b) 1,000 - 100 \times 2 = 800$$

(c) (a) > (b) 間接外国税額控除における控除対象外国法人税額は800.

(その他、配当源泉の100は直接税額控除の対象

となります)



(b) 配当等に係る事業年度

配当等に係る事業年度とは、その配当等の計算の基礎となった事業年度としますが、例えば過去の利益積立金の取崩し配当により、配当等の額がその事業年度の所得金額を超えてしまった場合には、その事業年度以前の事業年度の所得を順次加算していき、配当を上回った時点における事業年度の合計としています。(法令147条2項第1号)

(c) 外国法人税の額

外国法人税の基本的な意味は、前述(2(2)(イ))したものと同一となりますが、その外国子会社の本店等がある国において支払配当額を損金の額に算入するのを認める制度を採用している場合においては、配当等に係る法人税額がないと考えられるため、当該本店等所在地国における外国法人税額は含まれないこととされています。(法令147条2項第2号)

(d) 所得金額

算式中の外国子会社の所得金額とは、次のうちいずれが多い金額とします。(法

令147条2項第4号)

- 1) 配当等の計算の基礎となった事業年度における決算書上の税引前利益金額
- 2) 配当等の計算の基礎となった事業年度における税務上の所得金額に、損金算入外国法人税額及び非課税所得(受取配当の益金不算入を含む)を加算した金額

(ロ) 控除限度額

間接外国税額控除における控除限度額の計算は、別個独立して行われるのではなく、前述の直接税額控除制度における控除対象法人税額との合計額について、税額控除限度額の計算が行われます。

なお、控除限度額の計算にあたっては、外国子会社から受ける配当等の額及び間接納付控除対象法人税額は各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるとともに、その事業年度の国外所得金額に含まれることとされています。(法令142条3項、148条2項)

(4) 外国孫会社に係る間接外国税額控除

(イ) 概要

今まで述べてきた間接外国税額控除は、その対象が外国法人税を納付した外国子会社に限られていました。しかし、近年において日本企業は海外における企業経営効率化の観点から、海外子会社のみならず海外孫会社の設立により世界各地にある関係企業グループを統治するようになってきました。そのため、組織形態の相違による課税上の不公平を解決するため、平成4年度の税制改正において、間接外国税額控除の適用対象を外国孫会社まで拡大することとされました。

具体的には、外国孫会社から外国子会社に対して配当等が支払われ、さらにその外国子会社から親法人である内国法人に配当等が支払われた場合には、外国孫会社が支払った外国法人税のうち一定額を、外国子会社が支払ったものとみなし、間接外国税額控除の適用をすることとされています。(法法69条11項)

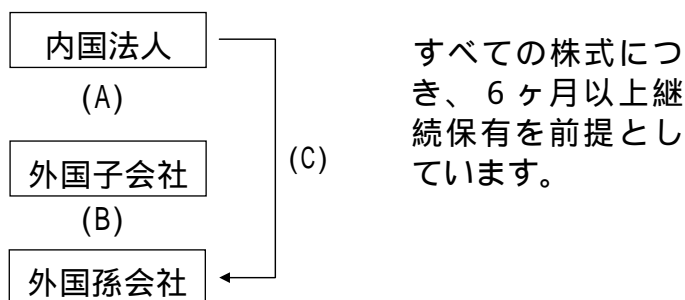
(ロ) 外国孫会社

外国孫会社とは、次に掲げる要件を満たす外国法人のことを言います。(法法69条11項、法令150条の3第1項)

- (a) 内国法人に係る外国子会社が、その外国法人の発行済株式の総数または出資金額の25%以上を、その外国法人から受ける配当等の支払義務が確定する以前6

ヶ月以上引き続き保有していること。

- (b) 内国法人が保有している外国子会社の発行済株式の総数または出資金の割合に、当該外国子会社が保有しているその外国法人の発行済株式の総数または出資金額の割合を乗じて計算した金額が25%以上であり、かつ、その状態がその外国法人から受ける配当等の支払義務が確定する以前6ヶ月以上継続していること。
 図解すると次のとおりとなります。



すべての株式につき、6ヶ月以上継続保有を前提としています。

- ・ (B) 25% かつ
- ・ (A) × (B) 25%
- ・ (C)の持株割合は、外国孫会社の判定上、まったく考慮しない。

(八)控除対象外国法人税額

外国孫会社が納付した外国法人税額のうち、外国子会社が納付したとみなされる金額は、次の算式により計算した金額とします。(法令150条の3第3項)

$$\left[\begin{array}{l} \text{外国孫会社の配当等に係る} \\ \text{事業年度につき、その外国} \\ \text{孫会社の所得に課された法} \\ \text{人税額 (A)} \end{array} \right] \times \frac{\text{外国子会社の} \\ \text{受けた配当等の額}}{\text{その事業年度の外国孫} \\ \text{会社の所得金額} - (A)}$$

なお、この孫会社の特例を考慮した間接外国税額控除対象外国法人税額は、次のいずれか少ない方の金額とします。(法令150条3第7項)

$$\begin{array}{l} \text{(a)} \left[\begin{array}{l} \text{外国子会社の配当等} \\ \text{に係る事業年度につき、そ} \\ \text{の外国子会社の所得に} \\ \text{課された法人税額 (A)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上記算式により} \\ \text{計算したみなし} \\ \text{外国法人税額} \end{array} \right] \times \frac{\text{内国法人が外国子会社から} \\ \text{受けた配当等の額}}{\text{その配当等に係る事} \\ \text{業年度の所得金額} - (A)} \\ \text{(b)} \text{内国法人が外国子} \\ \text{会社からうけた配} \\ \text{当等の額} - \text{配当等に係る源泉} \\ \text{税の額} \times 2 \end{array}$$

(二)適用事業年度

この特例により、外国子会社が納付したとみなされる外国孫会社の外国法人税額は、外国孫会社の納付時期にかかわらず、その外国子会社が外国孫会社から配当等を受けた日の属する事業年度に対する法人税額とみなされる。(法令150条の3第7項)

4 みなし納付外国税額控除

(1) 概要

(イ) 意義

開発途上国においては、自国の経済開発促進のため特定産業につき特別減免措置を講じたり、租税条約において投資所得である利子・配当等の軽減措置を行っているケースがあります。ところが、このような減免措置を講じても、進出企業の本店所在地国において外国税額控除を行うと、開発途上国における減免分が、先進国側の税収増加になってしまいます。

例えば、国内所得100、国外所得100、国外所得に対する法人税が減免措置後の10であったとしても、通常どおりの外国税額控除を行うと、全世界所得200に対する実効税率100から外国法人税額10を差し引いた90が先進国における納税額となり、開発途上国における軽減措置に何の効果もないこととなってしまいます。

そこで、租税条約においてみなし納付外国税額控除制度を採用し、開発途上国における減免税額をこれを支払ったものとみなして、先進国で税額控除を行うことにより、開発途上国における減免措置が本来のインセンティブを発揮することとなります。

上記例でいいますと、開発途上国において40(国外所得100 × 実効税率50% - 実際納付額10) を支払ったものとみなし、外国税額控除を行うことにより、先進国における納税額は100 - 40 - 10の50となり、発展途上国における事業活動が納税メリットを生み出す事となります。

このような趣旨から、わが国は開発途上国との間における租税条約において、多くのみなし納付外国税額控除制度を採用しています。

(ロ) 対象となる租税条約

わが国は、以下の国との租税条約においてみなし納税外国税額控除の規定を設けており、その対象となる規定の範囲内で外国税額控除を行うことができます。

タイ、マレーシア、インド、パキスタン、ブラジル、スリランカ、ザンビア、韓国、スペイン、アイルランド、フィリピン、インドネシア、中国、バングラディッシュ、ブルガリア、トルコ、ベトナム、メキシコ

但し、各租税条約において対象時期が定められておりますので、その適用時期にあたっては注意を要します。

(2) 控除対象外国法人税額

(イ) 直接外国税額控除に係るみなし納付外国税額控除

直接外国税額控除につきみなし納付外国税額控除が適用される場合には、実際の納付した税額に加え、そのみなし納付分も内国法人が納付した税額とみなされ控除対象外国法人税額とされます。但し、その合計額が、当該租税が減免されなかったとした場合の課税標準の50%を超えている場合には、高率負担の規定が適用され、50%を超える部分については控除と対象とはなりません。(法令142条の3第1,2項)

【問】 内国法人Aは、開発途上国に所在するB支店の所得1,000について課される外国法人税額700につき、特別措置によりその全額が免除された。なお、B支店の所在地国と我が国との間の租税条約には、この免除税額につき納付したものとみなして外国税額控除をする旨の規定がある。

【解】 まず、高率負担分の計算を行います。

$$700 - (1,000 \times 50\%) = 200$$

みなし納付外国法人税額700のうち、この200は所得に対する負担が高率とされ、外国税額控除の規定から除外されます。

つまり、納付したとみなされる700から高率負担分の200を控除した500がみなし外国税額控除の適用をうけることとなります。

(ロ) 間接外国税額控除に係るみなし納付外国税額控除

間接外国税額控除につきみなし納付外国税額控除が適用される場合には、実際の外国子会社が納付した税額に加え、減免された税額においても外国子会社が納付する外国法人税額として取り扱われ、その外国子会社の親法人である内国法人が受取った配当等の額に対応する部分が控除対象外国法人税額とみなされる。但し、その配当等に係る法人税額と配当等の外国源泉税の合計額が、配当所得の50%を超えている場合には、高率負担の規定が適用され、50%を超える部分については控除と対象とはなりません。(法令147条1項1,2号)

【問】 内国法人Aは、開発途上国に所在する外国子会社B(Aが発行済株式の100%を所有)から配当1,000の支払を受け、10%源泉課税後の900を収受した。

この外国子会社Bの配当事業年度における所得金額は1,000であり、本来これに対し600の外国法人税が課されるはずであったが、特別

措置によりその全額が免除された。なお、子会社Bの所在地国と我が国との間の租税条約には、この免除税額につき納付したものとみなして外国税額控除をする旨の規定がある。

【解】 次のいずれか小さい金額が外国税額控除の対象となります。

$$\cdot 600 (\text{みなし納付税額}) \times \frac{1,000(\text{配当等の額})}{1,000(\text{所得金額})} = 600$$

$$\cdot \frac{1,000(\text{配当等の額})}{2} - 100(\text{配当等に係る外国法人税額}) = 400$$

みなし納付外国法人税額600のうち400が、みなし納付外国税額控除の対象となります。

(3)その他

(イ)控除時期

みなし納付外国税額控除の適用時期は、本来の課税が行われれば納税義務が確定することとなる日をみなし納付外国法人税額の納付確定日として、直接税額控除、間接税額控除のそれぞれの規定に従うこととなります。

(ロ)控除税額の所得金額への影響

通常の外国税額控除においては、控除対象外国法人税額とされた部分につき損金不算入となりますが、みなし納付外国税額控除においては、すでに手取り額の増加分(みなし納付部分)が国外所得金額を構成していることとなりますので、損金不算入の調整を行う必要はありません。

(ハ)国外所得との調整

国外所得金額の計算にあたり、非課税国外所得の3分の2に相当する金額は国外所得金額から控除されることとなりますが、租税条約の規定によりみなし納付外国税額控除の対象とされる国外所得については、実際にはその所得に対する課税が行われていなくても非課税所得とされず、3分の2の制限規定の対象とはされません。

(法令142条5項1号)

5 その他の外国税額控除の取扱い

(1) タックス・ハイブン税制に係る外国税額控除

タックス・ハイブン税制において、特定外国子会社等に対して課される外国法人税額のうち、その課税対象留保金額に対応する部分の金額について外国税額控除が認められています。(措法66条の7、措令39条の18)

詳細については、後述「タックス・ハイブン税制」に記載します。

(2) 外国税額控除と為替換算

外国税額控除を受ける場合の外国法人税額は、次に掲げるそれぞれの為替相場により換算した円換算額によります。(法基通16-3-53,54)

(イ) 利子、配当等を収益に計上した日の属する事業年度終了の日までにその利子、配当等に対して課された源泉徴収外国法人税・・・その利子、配当等の額の換算に適用した為替相場

(ロ) 利子、配当等を収益に計上した日の属する事業年度終了の日後にその利子、配当等に対して課された源泉徴収外国法人税・・・その課された日の属する事業年度における外貨建取引に係る費用の額の換算に適用する為替相場

(ハ) 国内から送金する外国法人税・・・その納付確定日の属する事業年度における外貨建取引に係る費用の額の換算に適用する為替相場

(ニ) 国外事業所等において納付する外国法人税・・・その納付すべきことが確定した日の属する事業年度の本支店合併損益計算書の作成基準となる為替相場

(ホ) 間接外国税額控除に係る外国法人税

(a) 親会社が配当等を受ける日の属する事業年度終了までに外国子会社に対して課された外国法人税額で間接外国税額控除の対象となるもの・・・その配当等の額の換算に適用した為替相場

(b) 親会社が配当等を受ける日の属する事業年度終了後に外国子会社に対して課された外国法人税額で間接外国税額控除の対象となるもの・・・その課された日の属する親会社の期末T.T.M。但し、継続適用を条件に(イ)によることも可能。

(ヘ) みなし納付外国税額控除に係る外国法人税・・・その外国法人税を納付したとみなした場合の上記(イ)～(ホ)に掲げる為替相場

(ト) 間接外国税額控除において外国孫会社の外国法人税のうち外国子会社の所得に対して課されたものとみなされる外国法人税・・・外国子会社が外国孫会社から受け

た配当等の額の換算に適用した為替相場

(3) 申告手続

内国法人が外国税額控除の適用を受けるためには、その確定申告に際して所定の申告書と証明書類を添付する必要があります（法規29条の3、法規30条）。また、控除できる控除対象外国法人税額は申告書に記載された控除金額を限度とするため、その後の事業年度において国外所得金額等が増加した場合であっても、控除限度額を拡大して追加控除を行うということはありません。

(4) 組織再編成

(イ) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越し

内国法人が適格組織再編成を行った場合において、被合併法人等の控除限度額及び控除対象外国法人税額のうち移転事業に係る部分の金額は、その移転を受けた合併法人等の控除限度額及び控除対象外国法人税額とみなして、外国税額控除の適用を受けることができます。（法法69条5項、法令145条の2）

なお、この特例は分割承継法人等がその適格分割等の日以後3月以内に「適格分割等が行われた場合の外国税額控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書」を提出した場合に限り適用されます。（法法69条6項、法規37条の5）

(ロ) 間接外国税額控除における外国子会社に係る株式保有期間

内国法人が適格組織再編成により被合併法人等から外国子会社の株式等の移転を受けた場合におけるその外国子会社の株式保有期間の判定は、その被合併法人等が外国子会社株式を保有していた期間も合併法人等が保有していた期間とみなして行います。（法令146条の2）

第4 タックス・ハイブン税制

1 総論

(1) 概要

世界各国における税率は、その国の経済状況や政策等を反映して決定されているため、当然ながら日本における税率とは乖離した税率を定めた国が存在します。例として、ケイマンやバハマ等においては、国内及び国外所得を問わず、法人所得に対してまったく税は課されません。

そこで、このような軽課税国で事業を行った場合の課税関係について考えてみます。

(イ)まず考えられるのは、支店を設置した場合です。ケイマン諸島支店で生じた所得は、全世界所得課税に基づき、日本国内本店における所得と合算され、国内課税の対象となりますので、租税回避の余地は生じません。

(ロ)次に考えられるのは、子会社を設立した場合です。ケイマン諸島子会社で生じた所得のすべてを日本親法人へ配当した場合、その配当は国内課税の対象となりますので、問題は生じません。しかし、この子会社が留保所得をまったく配当しない場合、その所得は課税されることなく子会社内に留保し続けることとなります。従って、この軽課税国との法整備を行わなければ、全世界における事業活動を軽課税国子会社を通じて行ったように見せることにより、世界規模の租税回避が許容されてしまうこととなります。

このような外国子会社を通じて行われる租税回避に対処するため、所得に対して課される税の負担が我が国における税の負担に比して著しく低い国又は地域に所在し、かつ、内国法人等によりその発行済株式総数等の50%超を直接及び間接に保有されている特定の外国子会社等の留保所得のうち、その外国子会社等の5%以上の株式等を直接及び間接に保有する内国法人のその保有する持分に対応する部分を、その内国法人の所得に合算して課税することとしています。

この税制度を、「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」(通称、「タックス・ハイブン税制」)とといいます。

但し、企業の正常な海外投資活動を阻害することを防止するため、たとえその外国子会社等が上記要件に該当していた場合であっても、独立企業としての実体を備え、かつ、その軽課税国で事業を行うことにつき経済的合理性があると認められる等、一定の要件

に該当する場合には、タックス・ヘイブン税制の適用から除外されます。

(2)沿革

タックス・ヘイブン税制は、経済の国際化に伴い増加しつつあった軽課税国子会社を利用した税負担の不当な軽減に対処するため、昭和53年度の税制改正により、租税特別措置法として導入されました。

当初はタックス・ヘイブン税制の対象となる軽課税国は、大蔵大臣が指定、告示することになっていました。(平成4年の改正前では41の国又は地域が指定されていました。)しかし、租税回避に利用されやすい課税上の措置を講じる国が後を絶たず、諸外国の税制改正をめまぐるしい動きに適時対応することが困難となってきたため、平成4年の税制改正において、特定外国子会社等の判定は個々の法人ごとに行うこととされました。

その後、平成12年5月の税制改正において、特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入制度、平成17年度の税制改正においては、外国信託に関する制度が創設され、近年の特定目的会社等を活用した国際投資スキームに対しても、規制がかかるようになってきました。

(3)主要なタックス・ヘイブン国

沿革で記載したとおり、現在のタックス・ヘイブン税制においては、その対象となる軽課税国は個々に判断することとされているため、一概にタックス・ヘイブン税制の対象国を掲げることは出来ません。

以下に述べる国は、一般的に租税負担が軽減といわれる国ですので、適用対象となるか否かについては、個別判断を必要とします。また、記載している各国の税制度は平成16年時点のものであります。

(イ)ケイマン諸島

世界的にも非常に有名なタックス・ヘイブンであり、会社、銀行及び信託会社が多く集まっています。

所得、売上、キャピタル・ゲインなどに対する税はなく、また、遺産税や相続税のような税金もありません。

(ロ)バハマ

バハマも世界的に有名なタックス・ヘイブンであり、個人や法人の所得に対する税は存在せず、また、キャピタル・ゲインに対する資本税もありません。

(ハ)バーミューダ

個人や法人の所得に対する課税はなく、バーミューダで事業が行わないという条件で設立を認められる免税法人は、利得、資本又は資本利得に対しても課税されない保証を得ることが出来ます。

(二)ナウル

ナウルは、南太平洋上に所在する共和国で、鉱石輸出で得られる利潤により生活水準の高い国です。タックス・ハイブン事業を誘致する目的で1972年に法人・信託法が制定されています。

ナウルには、直接税、間接税を問わず一切の租税は存在しません。

(ホ)パナマ

パナマでは、すべての国外源泉所得（国外源泉所得から支払われる配当も含まれます。）が免税とされています。

しかし、国内源泉所得についてはたとえ外国人であっても課税対象となります。

(ヘ)コスタ・リカ

国外源泉所得のみを所得とする法人に対しては、所得税が課税されません。

その他の国内源泉所得については、30%の税率で課税されます。

(ト)香港

国外源泉所得についてはすべて免税とされ、また、国内源泉所得については国内法人、外国法人を問わず税率17.5%と非常に低率となっております。

2 適用対象法人

(1) 納税義務者の範囲

タックス・ハイブン税制の対象となる法人とは、外国関係会社の発行済株式等の総数（利益配当請求権の無い株式及び自己株式等を除く）のうち、その5%以上を直接及び間接に保有する内国法人（5%以上有する同族株主グループに属する内国法人を含める）をいいます。（措法66条の6第1項）

(2) 用語の意義

(イ) 外国関係会社

外国関係会社とは、外国法人で、その発行済株式等（自己株式を除く）の50%超を、居住者（居住者と同族関係にある非居住者を含む）及び内国法人（内国法人の役員及びその役員の特殊関係使用人で非居住者であるものを含む）並びに、特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として直接及び間接に保有している、当該外国法人をいいます。（措法66条の6第2項1号、措令39条の14第3号）

居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の外国法人の株式の総数又は出資金額の合計額

外国法人の発行済株式の総数又は出資金額

> 50%

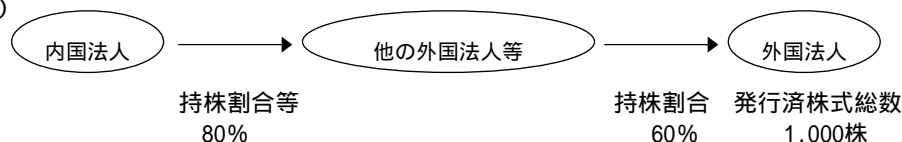
なお、ここにいう発行済株式等とは、議決権のない株式及び請求権のない株式を除いたものとします。

また、外国法人が外国関係会社に該当するかの判定は、その外国法人の各事業年度終了の時の現況により判定することとされています。（措令39条の20第1項）

(ロ) 保有割合の計算

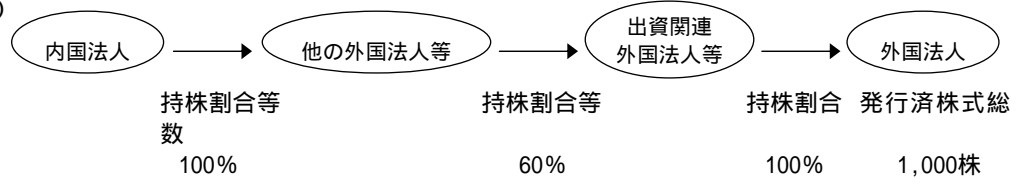
間接保有は、外国法人又は外国信託を通じて保有するものに限られており、個人又は内国法人を通じての保有は間接保有となりません。また、間接保有割合は、以下の例のように、掛け算方式で計算されます。

(例1)



$$\text{間接保有の株式等} = 1,000\text{株} \times (80\% \times 60\%) = 480\text{株}$$

(例2)



$$\text{間接保有の株式等} = 1,000\text{株} \times (100\% \times 60\% \times 100\%) = 600\text{株}$$

3 特定外国子会社等

タックス・ハイブン税制の適用対象法人は、特定外国子会社等の留保所得を益金に合算することとされています。以下、特定外国子会社等の意義、判定方法等についてご説明致します。

(1)意義

タックス・ハイブン税制の適用対象法人は、適用除外に該当しない限り、特定外国子会社等の留保所得を益金に合算することとされています。ここでいう特定外国子会社等とは、外国関係会社のうち次のいずれかに該当するものをいいます。(措令39条の14第1項)

(イ)法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に、本店又は主たる事務所を有する外国関係会社

(ロ)その各事業年度の所得に対して課される租税の額が、その所得の金額の25%以下である外国関係会社

(2)判定

上記(1)(ロ)でいうその事業年度の租税負担割合が25%以下であるかどうかの判定は、次によることとされています。(措令39条の14第2項)

その事業年度の所得の金額につき、その本店所在地国又はその本店所在地国以外において課される外国法人税の額

25%

その事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額

(イ)分母の金額の調整

分母の所得の金額は、日本の法人税法に従って計算するのではなく、外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令に従って計算されます。また、ここでいう外国法人税は、所得を課税標準として課される税のほか、源泉所得税のような税も含まれます。

なお、本店所在地国の外国法人税に関する法令により計算した金額をそのまま採用すると、会計上の利益が同等であったとしても各国税制によりその所得に大きな乖離が生じてしまうため、日本法令との大きな相違を解消し各国の所得算定の均衡を保てるよう、以下の調整が必要とされます。(措令39条の14第2項1号)

(a)非課税所得の加算

その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれない以下のよ
うな所得金額は加算します。

- ・ 利益配当や剰余金の分配額（その一部については下記に掲げる除外
規定があります）
- ・ 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り非課税とされる国
外源泉所得
- ・ 収用換地特例のように、所得金額から控除される特定の取引に係る
特別控除額

但し、次に掲げる所得はたとえ非課税であっても加算しません。

- ・ 同じ本店所在地国にある他法人から受ける配当等の額
- ・ その本店所在地国以外の国又は地域にある法人から受ける配当等の
額で、その本店所在地国の法令により一定割合以上の株式等を有す
るため非課税とされているもの

(b)支払配当の加算

支払配当等が損金の額に算入されている場合には、その支払配当等を所得に加
算します。

(c)外国法人税額の加算

その納付する外国法人税の額が損金の額に算入されている場合には、その外国
法人税額を所得に加算します。

(d)保険準備金繰入限度超過額の加算

措法57条の5第1項又は措法57条の6第1項の異常危険準備金に類する準備金額
のうち、その外国関係会社の損金の額に算入された金額で、日本の法令によった
場合には損金の額に算入されないこととなる金額は所得に加算します。

(e)保険準備金取崩不足額の加算

上記(d)に掲げる準備金の取崩しにより益金の額に算入した金額が、日本の法
令によった場合に益金の額に算入すべき金額相当に満たないときは、その満たな
い部分を所得に加算します。

(f)外国法人税額の減算

還付された外国法人税額が益金の額に算入されている場合には、その外国法人税額を所得から減算します。

(ロ)分子の金額の調整

分子の外国法人税額は、その事業年度の所得に対して課される外国法人税額（国外納付分を含みます）をいいます。実際に納付すべき税額を計上することとなりますが、以下の調整が必要とされます。（措令39条の14第2項2号）

(a)一定の税額控除の加算

その本店所在地国の法令により、その外国関係会社が納付したとみなしてその外国法人税額から控除されたものは、分子の金額に加算します。例として、海外子会社からの受取配当に係る間接外国税額控除等が挙げられます。但し、上記分母の金額の調整において加算されないこととなった海外会社からの配当等に係る税額控除は、分母金額との統一を図るため、加算の対象からは除かれます。

(b)減免された外国法人税額の加算

その本店所在地国において軽減、免除された外国法人税額で、本店所在地国と我が国の租税条約によりその本店所在地国において納付したとみなされた税額のうち、我が国の間接税額控除の対象とされた部分については、分子の金額に加算します。

(ハ)25%の判定についての特則

(a)複数税率の場合の特例

その本店所在地国の外国法人税の税率が、日本の所得税のように所得の金額に応じて高くなる場合には、分子の外国法人税額は、その税率のうち最も高い税率により算定した外国法人税の額とすることができます。つまり、実際納付額が最高税率を適用した場合の税額より低い場合には、その差額を分子の額に加算することができます。（措令39条の14第2項3号）

(b)欠損の場合の特例

外国関係会社の所得金額が欠損となる場合には、その主たる事業に係る所得金額につき適用されることとなる外国法人税率により判定することとなります。

例として、ベトナムにおいては、基本法人税率28%の他、その事業活動により軽減税率が適用されます。その外国関係会社が工業地域におけるサービス業等を

主たる事業としている場合、適用される軽減税率20%を判定基準とすることになります。(措令39条の14第2項4号)

但し、その外国関係会社の主たる事業収入が、分母の所得に加算されない非課税配当等である場合には、その配当等以外の収入に係る事業を主たる事業として判定します。

(3)適用除外となるケース

タックス・ハイブンを対象となる特定外国子会社等を、前述のように一律税率基準で確定させてしまうことは、民間企業の海外における正常な経済活動を阻害するものであり、また今後の発展途上国への経済協力要請の増加を鑑みると、適当ではない面も生じてきます。

そこで、いわゆるペーパーカンパニーとは認められない、一定の要件を満たす外国関係会社については、タックス・ハイブンを適用対象外とすることとしています。(措法66条の6第4項)

(イ)適用除外要件

特定外国子会社等が次の掲げる要件のすべてを満たす時は、その満たした事業年度については、タックス・ハイブンを対象から除外されます。

- ・ 事業基準
- ・ 実体基準
- ・ 管理支配基準
- ・ 非関連者基準・所在地国基準

(ロ)事業基準

事業基準とは、主たる事業が次のいずれでもないことをいいます。これらの事業はその性格からして、国内において十分運営可能であるため、海外で行うことの経済合理性を見出せないという理由によります。

- ・ 株式等若しくは債券の保有
- ・ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供
- ・ 船舶若しくは航空機の貸付け

(ハ)実体基準

実体基準とは、その特定外国子会社等が本店所在地国において、主たる事業を行

うために必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有する必要があるというものです。事務所等は、自己所有・賃貸を問わず、その業種業態に適しているかどうかを個別に判断するものとされています。

(二)管理支配基準

管理支配基準とは、その本店所在地国において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている必要があるというものです。具体的には、その特定外国子会社等の株主総会及び取締役会の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を勘案のうえ判定されます。(措通66の6-16)

(ホ)非関連者基準

非関連者基準とは、対象業種が卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業、航空運送業について適用される基準です。この基準は、上記事業を関連者(50%以上出資企業等)以外の者との間で、その収入金額の50%超を行っている必要があります。

なお、関連者との取引を、非関連者を介在させて行っている場合等には、その取引の経済的合理性から総合的に判断されることとなります。

(ヘ)所在地国基準

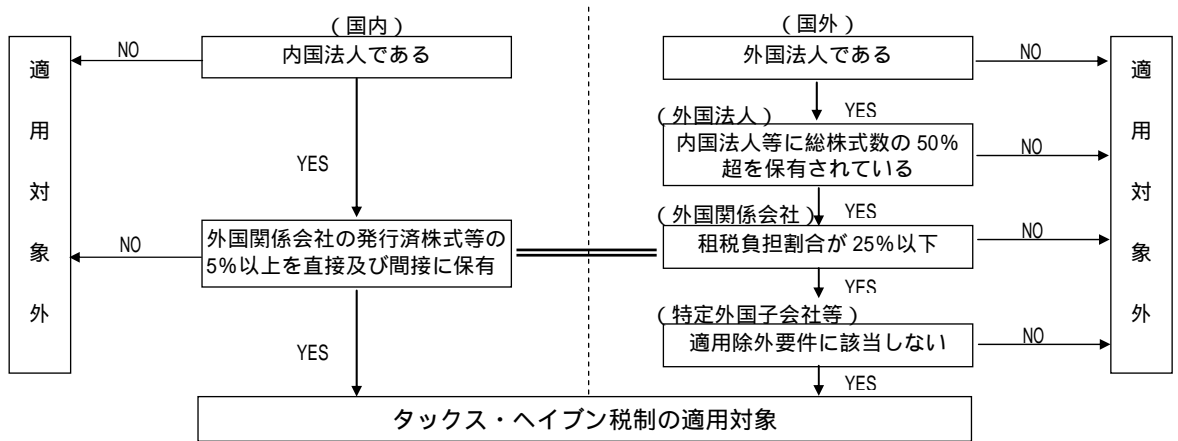
所在地国基準とは、非関連者基準に掲げた事業以外を主として行う特定外国子会社等に対して適用される基準です。この基準ではその事業を主としてその本店所在地国で行っていることが必要となります。

(ト)申告要件

タックス・ヘイブン税制の適用除外を受ける場合には、その内国法人は確定申告書にその規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければなりません。(措法66条の6第6項)

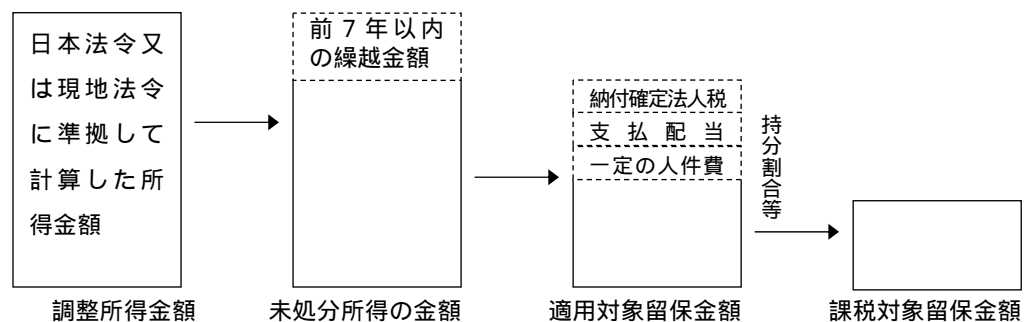
以上、タックス・ヘイブン税制の適用可否判定について記載してきましたが、その適用関係は非常に複雑であるといえます。

以下に、適用関係のフローチャートを簡潔にまとめておりますので、ご参考にして下さい。



4 合算課税所得金額の計算

タックス・ハイブン税制の適用対象法人は、その特定外国子会社等が各事業年度において未処分所得の金額から留保した適用対象留保金額を有する場合に、その適用対象留保金額のうちその内国法人の出資割合に応じた課税対象留保金額を、その内国法人の収益の額とみなして、当該特定外国子会社等の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとしています。(措法66条の6第1項)



内国法人の益金に算入

(1) 未処分所得の金額

未処分所得の金額とは、我が国の法令又は特定外国子会社等の本店所在地国の法令のいずれかによって計算した金額から、その事業年度開始日前7年以内に生じた欠損金額を控除した金額をいいます。(措法66条の6第2項2号)

ここに、日本法令と外国法令との選択適用を認めているのは、本来であれば内国法人の益金の額に算入する以上、その額も日本法令に基づき計算されたものであるのが適当であるといえますが、外国法令により計算された金額を再び日本法令により洗替計算することは納税者の事務負担を増加させるものであるため、両者の選択適用を認めていません。但し、一度選択した方法は、継続適用が求められます。

なお、未処分所得の計算にあたっては、為替差損益の混在をさけるため、その特定外国子会社等が会計帳簿の作成にあたり使用する外国通貨表示の金額により計算を行います。(措通66の6-9)

(イ) 日本法令に準拠して計算する場合の取扱い

日本法令に準拠して計算する場合には、下記に掲げる規定に準じて計算します。

(措令第39条の15第1項)

(a) 法人税法第22条から第65条(但し、下記に掲げる規定は除きます)

- ・ 第23条 受取配当等の益金不算入
- ・ 第26条 還付金等の益金不算入
- ・ 第28条 法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入
- ・ 第38条 法人税額等の損金不算入
- ・ 第39条 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等
- ・ 第40条 法人税額から控除する所得税額の損金不算入
- ・ 第41条 法人税額から控除する外国税額の損金不算入
- ・ 第57条 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し
- ・ 第58条 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し
- ・ 第59条 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
- ・ 第61条の11 連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益
- ・ 第61条の12 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益
- ・ 第61条の13 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整

(b) 下記に掲げる租税特別措置法

- ・ 第43条 特定設備等の特別償却
- ・ 第45条の2 医療用機器等の特別償却
- ・ 第52条の2 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ・ 第57条の5 保険会社等の異常危険準備金
- ・ 第57条の6 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ・ 第57条の8 特別修繕準備金
- ・ 第57条の9 中小企業の貸倒引当金の特例
- ・ 第61条の4 交際費等の損金不算入
- ・ 第65条の7から第65条の9まで(第65条の7第1項の表の第24号に係る部分に限る) 船舶の買換えの場合の課税の特例
- ・ 第66条の4第3項 国外関連者との取引に係る課税の特例
- ・ 第67条の12及び第67条の13 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例

(c) 特定外国子会社等と適用対象内国法人との間の取引において、移転価格税制の適用がある場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして計算しま

す。

(ロ)現地法令に準拠して計算する場合の取扱い

現地法令に準拠して計算する場合には、その法令により計算した金額に下記に掲げる調整を行います。なお、特定外国子会社等の本店所在地国において法人税に類する法令が2以上ある場合には、そのうち主たるものに準拠することとします。また、特定外国子会社等と適用対象内国法人との間の取引において移転価格税制の適用がある場合には、その取引が独立企業間価格により行われたものとして計算します。(措令第39条の15第2項)

(a)以下に掲げるものを加算します。

- ・ その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれない所得金額
- ・ 支払配当等のうち損金の額に算入されている金額
- ・ 減価償却費のうち、法人税法の規定による普通償却限度額を超える部分の金額
- ・ 資産の評価損のうち、法人税法の規定によれば損金算入されない部分の金額
- ・ 役員人件費のうち、法人税法の規定によれば損金算入されない役員賞与、過大役員報酬、過大役員退職給与
- ・ 特殊関係使用人に支給する人件費のうち、法人税法の規定によれば損金算入されない部分の金額
- ・ 寄附金の額のうち、法人税法の規定によれば損金算入されない部分の金額
- ・ その納付した法人税額で損金算入している金額
- ・ 前事業年度までに生じた欠損金でその事業年度の損金の額に算入されている金額
- ・ 措法57条の5第1項又は措法57条の6第1項の異常危険準備金に類する準備金額のうち、損金の額に算入された金額で、これらの規定によった場合には損金の額に算入されないこととなる金額
- ・ 上記の異常危険準備金につき益金の額に算入した金額が、これらの規定によった場合に益金の額に算入すべき金額相当に満たないときは、その満たない部分の金額

- ・ 交際費等の額で、租税特別措置法の規定では損金算入されない部分の金額
- ・ 第67条の12第1項の組合損失額又は第67条の13第1項の組合事業に係る損失額で、これらの規定によった場合には損金算入されないこととなる金額

(b)以下に掲げるものを控除します。

- ・ 第67条の12第2項又は第67条の13第2項の規定によった場合には損金に算入されることとなる金額
- ・ 還付法人税額のうち益金算入している金額
- ・ 資産の評価益のうち、法人税法の規定によれば益金算入されない部分の金額

(八)控除対象配当等の額の減算

特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から配当等を受領した場合には、支払会社ではその配当等の額を控除しないで未処分所得の金額を計算する一方、受取会社では配当等を所得に含めて未処分所得を計算することとなりますので、一つの配当につき二重に合算課税が行われることとなります。

そこで、このような二重課税を排除するため、特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から配当等を受領した場合においては、その配当等の額は受取会社の未処分所得には含めないこととされています。(措令39条の15第3項)

(2)適用対象留保金額

(イ)内容

適用対象留保金額は、未処分所得の金額から納付確定法人税額、支払配当等の額及び一定の人件費を控除して計算されます。(措令39条の16第1項)

(a)納付確定法人税額

その事業年度において納付することとなる法人所得税額をいいます。またその額には、付帯税も含まれ、還付税額がある場合にはその額を控除した金額とします。

(b)支払配当等

特定外国子会社等のその事業年度終了の日から2月を経過する日を含む内国法人の事業年度終了の日までに支払が確定しているものに限られます。(措通66の6-12)

(c)一定の人件費

特定外国子会社等が、上記特定外国子会社等の判定で掲げる適用除外要件のうち、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合、つまり非関連者基準及び所在地国基準を満たすことができなかつたため適用除外とされなかつた場合には、その特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費の10%相当額を、未処分所得の金額から控除します。(措法66条の6第3項)

ここでいう人件費とは、役員・使用人の合計額のうち、法人税法の規定によれば損金算入される部分の金額とし、具体的には総人件費から役員賞与、過大役員報酬等を控除した金額とされます。(措令39条の16第7項)

また、この規定の適用をうけるためには、その内国法人は確定申告書にその規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければなりません。(措法66条の6第6項)

なお、この規定は、平成17年度の税制改正において加えられたものであり、特定外国子会社等の平成17年4月1日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額について適用されます。

(ロ) 支払配当等の控除制限

特定外国子会社等が次に掲げるものに配当等の全部又は一部を支払った場合には、未処分所得の金額から控除する支払配当等の額について、その全額を控除しないこととしています。(措令39条の16第1項2号)

(a) その内国法人に係る外国関係会社 (特定外国子会社等に該当するものを除きます) で、受取配当に係る税負担が軽課税基準 (25%) 以下の国に所在するもの

(b) その内国法人に係る他の特定外国子会社等

(c) その内国法人に係る外国関係信託 (特定外国信託に該当するものを除きます) で、受取配当に係る税負担が軽課税基準 (25%) 以下の国に所在するもの

(d) その内国法人に係る特定外国信託

外国関係信託及び特定外国信託の意義につきまして、後述致します。

この規定がなければ、軽課税国にある孫会社が、受取配当の非課税規定がある非タックス・ヘイブン国 (オランダ、デンマーク、フランス、オーストリア等) にある子会社に配当した場合、支払配当額は孫会社においても適用対象留保金額から除かれ、かつ、子会社は非タックス・ヘイブン国にないことから当然にその受取配当等についても合算対象とならないこととなります。このようなループホールを防止

するため、当該規定が定められております。

(3)課税対象留保金額

(イ)内容

課税対象留保金額は、適用対象留保金額に内国法人の特定外国子会社等に対する直接及び間接の持分割合を乗じて計算します。(措令39条の16第2項)

但し、特定外国子会社等が利益の配当等を請求する権利(請求権)が異なる株式等を発行している場合には、持株割合と配当受領割合とが異なるため、その内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の額の配当総額に占める割合に基づき計算されます。(措令39条の16第2項、3項)

なお、未処分所得及び適用対象留保金額の計算は外貨建てのままで行われますが、この課税対象留保金額では円通貨により計算をしなければなりません。その際の換算レートは、その特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2ヶ月を経過する日におけるTTM、若しくはその2ヶ月を経過する日を含む内国法人の事業年度終了の日におけるTTMによります。(措通66の6-13)

また、二重課税排除措置として、下記(ロ)及び(ハ)のいずれかに該当する場合には、課税対象留保金額からさらにそれぞれに定める金額を控除します。

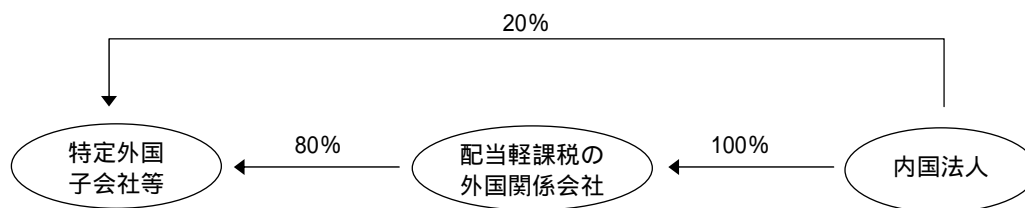
(ロ)直接受領配当等の調整

特定外国子会社等がその配当等を、他の特定外国子会社等及び内国法人とともに支払った場合には、上記(2)(ロ)の支払配当等の控除制限の規定によりその支払われた配当等の全額が適用対象留保金額に含まれ合算課税の対象となるため、内国法人は合算課税と受取配当の二重課税が行われることとなります。

そこで、特定外国子会社等が、適用対象留保金額の支払配当等の控除制限に掲げたもの(他の特定外国子会社等)以外のもの(内国法人など)に配当を支払った場合には、次の算式により計算した金額が、課税対象留保金額の計算上控除されます。

(措令39の19第2項1号)

$$\begin{array}{r} \text{支払配当控除} \\ \text{前の適用対象} \\ \text{留保金額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{内国法人が直接間} \\ \text{接} \\ \text{に保有する持株} \\ \text{割合等} \end{array} - \begin{array}{r} \text{支払配当} \\ \text{等の全額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{他の特定外国子会社} \\ \text{等の有する持株割合} \\ \text{を除く、内国法人が直} \\ \text{接間接に保有する持} \\ \text{株割合等} \end{array}$$



未処分所得	1,000
法人税等	100
一定人件費	50
支払配当	400

$$\begin{aligned}
 & \text{(配当控除前適用対象金額)} \quad \text{(持分)} \quad \text{(支払配当)} \quad \text{(直接持分)} \quad \text{(課税対象留保金額)} \\
 & (1,000 - 100 - 50) \times 100\% - 400 \times 20\% = 780
 \end{aligned}$$

(八)間接受領配当等の調整

特定外国子会社等がその配当等を、他の特定外国子会社等に支払い、その支払を受けた特定外国子会社等が受取配当金額を原資としてさらに内国法人に配当した場合には、上記(ロ)と同様の理由により、内国法人は合算課税と受取配当の二重課税が行われることとなります。

そこで、特定外国子会社等の支払った配当等を受領した適用対象留保金額の支払配当等の控除制限に掲げたもの(他の特定外国子会社等)から内国法人が配当等を受領した場合には、その受領した配当等の額のうち、控除未済課税配当等の額に達するまでの金額はその特定外国子会社等に係る課税対象留保金額から控除することとしています。(措令39条の16第2項3号)

また、上記により控除しきれない金額がある場合には、過去10年以内の課税済留保金額の損金算入枠として使用できます。

(4)計算例

【問】 内国法人Aは、タックス・ヘイブン国に本店を有する外国子会社B(ペーパーカンパニーに該当)の発行済株式総数100,000株のうち、75,000株を保有している。内国法人Aは外国子会社Bから利益の配当として外国源泉税額225,000円を差引いた手取額4,275,000円を受け取り、当期の収益として形状している。

B社の利益の配当の基礎となった事業年度における所得金額は50,000,000円(うち納期の到来した外国法人税額は2,000,000円であったが、B社の所得金額の計算上、損金の額に算入されていない。)であり、

これに対して課された外国法人税額は5,000,000円であり、配当の総額は6,000,000円である。

当期の内国法人Aの所得金額は244,600,000円であり、差引法人税額は83,200,000円である。

【解】 まず、タックス・ハイブン税制の適用があるかの判定を行います。

$$\frac{75,000\text{株}}{100,000\text{株}} = 75\% > 50\% \quad \text{外国関係会社}$$

タックス・ハイブン 特定外国子会社等

75% 5%、ペーパーカンパニー 適用あり

適用対象留保金額

$$50,000,000\text{円} - 2,000,000\text{円} - 6,000,000\text{円} = 42,000,000\text{円}$$

課税対象留保金額

$$42,000,000\text{円} \times 75\% = 31,500,000\text{円}$$

外国税額控除の計算は、後述5(2)で行います。

5 外国税額控除

(1) 概要

タックス・ハイブン税制は、特定外国子会社等の留保所得が親会社である内国法人に帰属するものとして計算が行われますが、この特定外国子会社等の留保所得に対してその所在地国における法人税等が課せられていた場合、合算後の日本における法人課税との二重課税が発生することとなってしまいます。

そこで、このような国際的二重課税を排除する目的から、その特定外国子会社等に対して課される外国法人税額のうち、課税対象留保金額に対応する部分の金額については、外国税額控除の適用が認められています。(措法66条の7)

(2) 特定外国子会社等に係る外国税額控除

特定外国子会社等が納付した外国法人税額のうち、内国法人が納付したとみなされる部分の金額は、次のうちいずれか少ない額とします。(措令39条の18第1項)

$$(イ) \quad \begin{array}{l} \text{特定外国子会社} \\ \text{等に課された外} \\ \text{国法人税額} \end{array} \times \frac{\text{内国法人に係る課税対象留保金額}}{\begin{array}{l} \text{課税対象年度に係} \\ \text{る適用対象留保金} \\ \text{額} \end{array}} + \begin{array}{l} \text{支払配当等の} \\ \text{額} \end{array}$$

ここにいう適用対象留保金額には控除対象配当等の額を加えたものとし、支払配当等の額には適用対象留保金額の計算上控除されなかった他の特定外国子会社等に対する配当等は含めないこととします。

(ロ) その内国法人に係る課税対象留保金額

【問】 上記4(4)と同様

【解】 直接納付分

$$225,000円 \quad (225,000円 + 4,275,000円) \times 50\% \quad 225,000円$$

間接納付分

$$\cdot 5,000,000円 \times \frac{4,275,000 + 225,000}{50,000,000 - 5,000,000} = 500,000円$$

$$\cdot 4,500,000円 - 225,000円 \times 2 = 4,050,000円$$

$$\cdot 500,000円 < 4,050,000円 \quad 500,000円$$

益金算入対応分

$$\cdot 5,000,000円 \times \frac{31,500,000}{42,000,000 + 6,000,000} = 3,281,250円$$

- ・ 31,500,000円
 - ・ 3,281,250円 < 31,500,000円 3,281,250円
- 外国税額控除合計額
- + + = 4,006,250円

なお、内国法人が外国法人税額を納付したとみなされる事業年度は、以下の区分に応じそれぞれ定める事業年度とします。(措令39条の18第3項)

- ・ 内国法人が合算課税の適用を受ける事業年度終了の日以前に、その合算課税に係る特定外国子会社等の課税対象所得に対して課された外国法人税・・・その合算課税の適用を受ける事業年度
- ・ 内国法人が合算課税の適用を受ける事業年度終了の日後に、その合算課税に係る特定外国子会社等の課税対象所得に対して課された外国法人税・・・その外国法人税が課された事業年度

(3) 特定外国子会社等に係る間接外国税額控除

内国法人が特定外国子会社等から配当等を受けた場合には、その配当等の額に係る事業年度の所得に対してその特定外国子会社等で課された外国法人税について、間接外国税額控除の適用を受けることができます。(法法69条8項)

(4) 為替換算

課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税の計算にあたっては、その特定外国子会社等がその会計帳簿を作成するに当たって使用した外国通貨表示の金額により行うものとし、その換算は課税対象留保金額の際と同様(上記 4 (3) (イ) 参照) のルールにより行います。(措通66の6-21)

6 課税済留保金額の損金算入

(1) 意義

タックス・ハイブン税制のそもそもの意図は、軽課税国において留保されている所得を内国法人の所得に取り込んで課税するというものです。よって、特定外国子会社等から配当等をうけた場合には、その収入金額は当然に内国法人の益金に算入されることとなるため、合算課税の対象とはなりません。従って、過去において合算課税の対象となった留保所得が、後日あらためて配当された場合には、合算益金加算分と受取配当等の二重課税が発生することとなります。

そこで、特定外国子会社等の留保所得のうち、すでに合算課税の対象となった額から配当等の支払が行われた場合（みなし配当を含みます）には、内国法人はその一部を損金の額に算入できることとしています。（措法66条の8第1項）

(2) 課税済配当等の額の計算

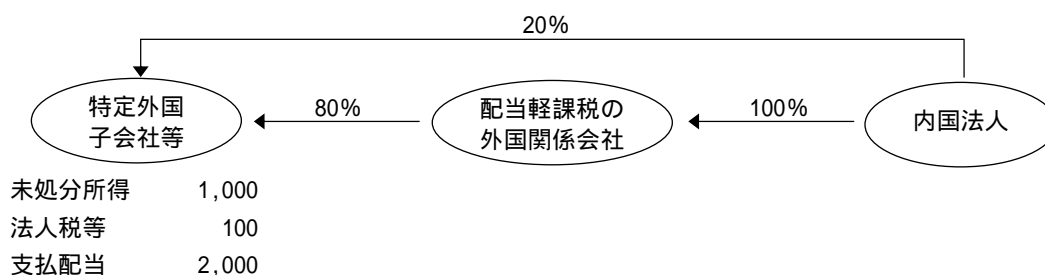
課税済配当等の額は、次の区分に応じそれぞれに掲げる金額とします。（措令39条の19第2項）

但し、その金額は過去10年以内に合算された課税対象留保金額の合計を限度とします。

(イ) 通常の場合

特定外国子会社等が通常の場合の配当等を支払った場合において、その配当等の額がその計算の基礎となった事業年度の未処分所得の金額（納付確定法人税額の控除後）を越える場合には、その超える部分の金額に持株割合等を乗じて計算した金額。これは、その事業年度の未処分所得を越える部分が過去に合算課税の対象となったものと考えられるからです。

但し、その配当等の額のうち適用対象留保金額の支払配当等の控除制限に掲げたもの（他の特定外国子会社等）に支払われたものがある場合には、適用対象留保金額の計算にあたりその部分を控除しないのと同様、その部分を課税済配当等の額に含めないこととしています。



$$(支払配当)(税引後未処分所得)(直接間接持分)(控除間接持分)(課税済配当等の額)$$

$$(2,000 - (1,000 - 100)) \times (100\% - 80\%) = 220$$

(ロ)みなし配当の場合

特定外国子会社等において、株式償却や自己株式取得等のみなし配当の原因となる事象が起こった場合においても、配当等があったものとみなされます。

なお、みなし配当の場合には、そのすべてが過年度の所得から成るものとされるため、上記(イ)と異なり未処分所得の控除等は必要ありません。

みなし配当と される金額	×	他の特定外国子会社等の有する持 株割合を除く、内国法人が直接間接 に保有する持株割合等	=	課税済配当 等の額
-----------------	---	---	---	--------------

(3)合算事業年度中のみなし配当の調整

特定外国子会社等にみなし配当が発生した場合において、その損金算入枠の対象となる過年度の合算額がない場合においては、みなし配当に係る救済が事実上行われないうこととなります。そこで、みなし配当とされる金額のうち内国法人の持分対応額については、まず当該事業年度の課税対象留保金額から控除し、控除しきれない金額については課税済配当等の額として取り扱われることとなります。(措令39条の16第2項2号)

ただし、そのみなし配当額のうち、適用対象留保金額の支払配当等の控除制限に掲げたもの(他の特定外国子会社等)に支払われたものがある場合には、その間接持分に対応する部分は除かれます。

(4)外国税額控除の調整

課税済留保金額の損金算入があった場合において、その課税済留保金額のうち課税対象留保金額の益金算入の際に外国税額控除の適用を受けたものがあるときは、この外国税額控除も元の状態にもどすため、控除対象外国法人税額の減額があったものとみなして調整を行います。(措令39条の18第12項)

(5)為替換算

内国法人が課税済留保金額の損金算入を計算する場合は、その特定外国子会社等がその会計帳簿の作成にあたり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算された金額の円換算は、課税済配当等の事実が生じた日におけるTTMによります。(措通66の6-22)

7 特定信託に関する特例

租税特別措置法第68条の3の7～10においては、特定信託に関するタックス・ヘイブン税制について定めています。これは最近の金融商品として投資信託やSPC等をと通して軽課税国の外国法人株式を所有するケースが増加してきており、今までの内国法人だけを対象とする規制ではループホールが生じてしまうからです。その制度の内容については、上記で説明してきたタックス・ヘイブン税制とまったく同様であり、適用対象法人となる内国法人を特定信託と読み替えて適用することができます。

なお、ここでいう特定信託とは、次(1)、(2)に掲げる信託をいいます。(法法2条29号の3)

(1)投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」という。)第2条第3項に規定する投資信託のうち、次に掲げる信託以外のもの

(イ)投資信託法第2条第4項に規定する証券投資信託

(ロ)その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投資信託法第2条第13項に規定する公募により行われ、かつ、受益証券の発行価額の総額のうちに国内において募集される受益証券の発行価額の占める割合が100分の50を超える旨の記載があるもの
((イ)に掲げる信託を除く)

(2)特定目的信託

用語の意義

投資信託に関する用語は、専門的はものが多く非常にわかりづらいものではありますが、現在の多様な金融商品に対応できるよう、あえて法令条文を原文のまま記載します。

・ 投資信託法第2条第3項

この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいいます。

・ 委託者指図型投資信託

信託財産を委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして一定のもの(以下「特定資産」という。)に対する投資として運用することを目的とする信託であって、投資信託法に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいいます。

- ・ 委託者非指図型投資信託

一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする信託であって、投資信託法に基づき設定されるものをいいます。

- ・ 投資信託法第2条第4項

この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とするものであつて、一定のものをいいます。

- ・ 投資信託法第2条第13項

この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、多数の者を相手方として行う場合として一定の要件に該当するもの（適格機関投資家私募を除く。）をいいます。

- ・ 特定目的信託（法法2条29号の2）

資産の流動化に関する法律第2条第13号に規定するものをいいます。

- ・ 資産の流動化に関する法律第2条第13号

この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいいます。

8 外国信託に関する特例

租税特別措置法第66条の9の2～5においては、外国信託(外国において外国の法令に基づいて設定された投資信託)に関するタックス・ヘイブン税制について定めています。その制度の内容については、上記で説明してきたタックス・ヘイブン税制とほぼ同様であり、課税対象留保金額の計算の基礎となる外国法人を外国信託と読み替えて適用することができます。

但し、所得金額の計算や適用除外制度の有無について、外国法人とは相違している部分がありますので、以下に相違点をまとめます。

なおこの規定は、平成17年度の税制改正により創設されましたので、平成17年4月1日以後に開始する特定外国信託の各計算期間終了の日の翌日から2ヶ月を経過する日を含む内国法人の事業年度について適用されます。

(1)用語の意義

・ 外国関係信託

タックス・ヘイブン税制に規定する、「外国関係会社」と同様の要件を満たす外国信託をいいます。但し、外国関係会社の要件中にある、「発行済株式等」は「受益権の総口数」と読み替え、また、「議決権、請求権のない株式」は「分配請求権」と読み替えます。

・ 特定外国信託

タックス・ヘイブン税制に規定する「特定外国子会社等」と同様の要件を満たす外国信託をいいます。

(2)合算課税所得金額の計算

(イ)未処分所得の計算(措令39条の20の3第1項)

未処分所得の計算は、特定外国子会社等と違い、現地法令に準拠する計算方法は認められていません。また、日本法令に準拠して計算する場合でも、下記の相違点があります。

(a)法人税法第22条から第65条から除かれる規定に、下記のものが追加されま

す。

- ・ 第42条 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- ・ 第43条 国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入
- ・ 第44条 特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧

縮額の損金算入

- ・ 第45条 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- ・ 第46条 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- ・ 第53条 返品調整引当金
- ・ 第60条 保険会社の契約者配当の損金算入
- ・ 第61条 協同組合等の事業分量配当等の損金算入
- ・ 第62条 合併及び分割による資産等の時価による譲渡
- ・ 第62条の2 適格合併及び敵かつ分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ
- ・ 第62条の3 適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡
- ・ 第62条の4 適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡
- ・ 第62条の5 適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入
- ・ 第62条の6 株式等を分割法人と分割法人の株主等に交付する分割
- ・ 第62条の7 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

(b) 租税特別措置法では、第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) の規定のみ準拠することとなります。

(ロ) 適用対象留保金額 (措令 39 条の 20 の 4 第 1 項)

適用対象留保金額の計算は、基本的には特定外国子会社等と同様ですが、人件費の 10% 控除の規定は、特定外国信託には適用されません。

(ハ) 課税対象留保金額 (措令 39 条の 20 の 4 第 2 項)

課税対象留保金額の計算は、基本的には特定外国子会社等と同様です。

(3) その他

課税対象留保金額に係る外国税額控除及び課税済留保金額の損金算入は、特定外国会社と同様の取扱いになります。

9 事例研究

(1) タックス・ハイブン税制における問題点

タックス・ハイブン税制については、近年その取扱いをめぐって企業と国税当局が対立するケースが増加傾向にあります。この税制自体は、租税特別措置法および通達においてその対象法人及び合算対象額の計算等かなり詳細な規定が設けられており、その計算方法について異議をはさむ余地は少ないと思われます。

しかし、そもそも適用の可否が判定される「適用除外」規定については、その解釈について見解が分かれるところであり、経済的合理性に則って行った海外取引に当局が課税認定を行うなど、企業のタックスプランニングが根底から覆される事態が生じております。

最近新聞等を騒がせている問題として、「来料加工」の問題が挙げられます。「来料加工」とは、日本法人の香港子会社が中国企業に加工を委託し、完成した電子部品や電化製品を引き取って輸出する委託生産方式をいいます。この場合、香港子会社が卸売業と認定されればタックス・ハイブン税制の問題は生じませんが、反面製造業と認定された場合は、実体基準の観点から香港国内に工場を所有する必要があるため、香港内に事務所しか有しない来料加工がタックス・ハイブン税制の対象となってしまいます。

企業側は、決して租税回避目的でこのような事業形態をとるのではなく、反日感情の強い中国に直接進出することなく、中国の低コストの生産能力を確保できるというメリットを享受するために行っていると思われますが、課税当局から見ると「来料加工」は一種の隠れ蓑で、実質は香港子会社が製造業に当たると認定をしています。(実際にこのケースで、船井電機が190億円の追徴課税、スミダコーポレーションが18億円の更正を行われています。)

このように、複数の企業が当然のように行っている国際戦略であっても、国税当局のメスが入る可能性がありますので、軽課税国に子会社を設立する際には、専門家のアドバイスを求める必要があると思われます。

(2) 適用除外規定をめぐる判例等

(イ) 事業基準に関する判例(平成7.11.9静岡地方平5(行ウ)6)

措置法第66条の6第1項の「第1項の規定は、……各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号のいずれかに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額

については、適用しない。」との文理からも明らかなように、特定外国子会社等に該当すれば、そのことだけで本件適用除外の適用対象とするものではなく、あくまで特定外国子会社等の各事業年度ごとの留保所得を内国法人の事業年度の所得に合算課税しないというものであるから、同項の規定の適用の前提となる特定外国子会社等の主たる事業の判定は、各事業年度ごとに行われるということは当然であり、また、特定外国子会社等が複数の事業を営む場合、そのいずれの事業が主たる事業であるかの判定は、その事業年度における具体的・客観的な事業活動の内容から判定するほかないのであるから、その事業活動の客観的結果として得る収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するべきであり、その際、課税要件事実は当該事業年度ごとにその存否が確定される性質のものである以上、決算日以降の事情など当該事業年度には判定不能な事柄などは勘案されるべきではないことはいうまでもない。

(中略)

右認定の各事実によれば、A社は、1990年3月期に至るまで主たる事業を投資持株会社と自認して決算報告書などにもその旨明記していた以上、本件係争に係る1989年3月期の事業内容も、その決算内容を見れば、主たる事業が「株式の保有」であることは明らかである。

よって、A社の1989年3月期における主たる事業は、株式の保有と認められるので、A社は、本件適用除外を規定する措置法66条の6第3項には該当しない。

(ロ)管理支配基準に関する裁決(昭和61.7.3裁決)

請求人の香港にある特定外国子会社等は、業務執行に関する重要な意思決定機関である取締役会は、すべて請求人の本店所在地である国内で行われていること、自ら取引の当事者となり貿易業を営んでいるにもかかわらず、取引の基本的事項は請求人により決定され、請求人から指示された業務を行っているにすぎないこと等からすると、貿易取引の支配、管理及び運営を香港において自ら行っているものとは到底認められないことから、同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額を請求人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した原処分は相当である。

(ハ)管理支配基準に関する判例(平成3.5.27東京高等平2(行コ)144)

管理支配基準を充足しているといえるか否かは、当該外国子会社等の重要な意思決定機関である株主総会及び取締役会の開催、役員の職務執行、会計帳簿の作成及

び保管等が本店所在地国で行われているかどうか、業務遂行上の重要な事項を当該子会社等が自らの意思で決定しているかどうかなどの諸事情を総合的に考慮し、当該外国子会社等がその本店所在地国において親会社から独立した企業としての実体を備えているといえるかどうかによって判断すべきものと解される。

措置法第66条の6第3項の規定からすれば、この管理支配基準を充たし、本店所在地国で独立した企業の実体を備えて事業活動を行っていると思われる特定外国子会社等であっても、その行う事業の内容に応じて要求される非関連者基準や所在地国基準を充たしておらず、所在地国に本店を置く経済的合理性が認められない場合には、なおタックス・ヘイブン課税の規定が適用されることとなっており、他方、本店所在地国で事業活動を行うことに十分な経済的合理性が認められる場合であっても、およそ管理支配基準が充たされていない限り、なおタックス・ヘイブン課税規定が適用されることになっているのである。このような規定の仕方からすれば、同項にいう管理支配基準は、特定子会社等の業務の種別とは一応無関係に、その子会社等が独立企業としての実体を備えて、その本店所在地国において、自ら決定、判断に基づいてその事業の管理、支配及び運営を行っていると思われるか否かを問題としているものと考えるのが相当である。したがって、本件においてY社がこの管理支配基準を充足していたか否かも、Y社が親会社たるX社の管理支配を離れ、実質的にX社から独立した法人としての立場で本店所在地国たる香港においてその事業活動を行っていたと思われるか否かを、その事業活動の実体に即して直裁に判断すれば足りるものと考えられる。

各事実を総合すると、Y社は、その本店所在地国たる香港において独立した法人としての立場でその事業を自ら管理、支配及び運営していたものとは到底いえず、むしろ、その親会社たるX社がその本店所在地国たる我が国においてその管理、支配を行っていたといわなければならない。

(二)管理支配基準に関する判例（平成12.7.27熊本地方平9（行ウ）3）

管理支配基準を満たしているか否かは、当該子会社等の重要な意思決定機関である株主総会及び取締役会の開催状況、役員構成、職務執行状況、会計帳簿の作成及び保管状況、その業務遂行上の重要事項を当該子会社等が自らの意思で決定しているかどうかなど諸事情を総合的に考慮し、当該子会社等がその本店所在地国において親会社から独立した企業としての実体を備えて活動しているのか否かによっ

て判断すべきものと解するのが相当である。

A社が、X社に本件ビルを売却した平成3年3月以前の実態についてみると、A社の代表取締役であるBは、同時にX社の貿易開発部長（当時）を兼ねており、その他の役員もX社の役員を兼務していた。B以外の役員は、香港での役務経験を全く有しておらず、取締役会は必要に応じて日本で行われていた。また、香港で開催された過去3回の株主総会も形式的なものであった。A社は、不動産賃貸業務について、Bがテナントの決定・賃貸借契約の内容を決定するほかは、香港の賃貸業者にテナントの募集、賃借人との交渉、賃料の回収、共用部分の管理を行わせており、A社の従業員としては、現地で不動産賃貸業務の日常的な管理事務、経理事務を行わせ、他の職員にはビル内の清掃を行わせていたにすぎない。また、Bは、昭和63年8月以降香港滞在時には、X社の海外事業部の部長として、主に、X社の中国でのホテル事業に携わっていた。Bの香港での滞在日数は限られており、特に昭和63年以降の滞在日数は少なく、本件対応事業年度中の平成2年11月8日から平成3年8月31日までの間の勤務日数は295日間のうち15日間にすぎなかった。

A社の唯一の基本的財産であるビルの取得はX社において決定し、また本件ビルの売却については、X社の取締役会の承認を受けている。また、平成3年3月のビルの売却については、X社が自らの株式市場上場へ向けた条件整備の中での経営判断のもとに行われたのもであると認められる。これらの事実によると、A社がX社へビルを売却する以前においても、A社の事業の管理、運営について、親会社であるX社の管理支配が強く及んでおり、A社の独立性の程度は低いものであったことがうかがえる。

A社がX社に対しビルを売却した以降のA社の実態については、A社は、X社の委託を受けて本件ビルの不動産管理業をしているにすぎず、その管理業務や中国でのホテル事業の運営についての重要事項については、逐一X社の決済の下で行われており、その間のX社の事業の運営についてX社の関与の実態からみると、A社は、ほぼ完全にX社の管理、支配の下に置かれているものと評価することができる。

以上の諸般の事実を総合考慮すると、A社は、本件対応事業年度において、その本店所在地である香港において、独立した企業として、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていたとはいえ、旧措置法第66条の6第3項所定の管理支配基準を充足していなかったというべきである。

第5 移転価格税制

1 総論

(1) 概要

企業が関係会社と取引をする場合、そこに市場競争原理が働かず、通常の第三者間で行われる取引で設定される価格とは異なる価格で行われる場合があります。このような関係会社間取引を国際的規模で行った場合には、日本法人が安値で外国法人に商品を売却したり、外国法人から高値で商品を購入する等、恣意的に所得を海外へ移転することが可能となります。このような所得の海外移転を防止するため、法人税法においては関係会社間の取引における価格の設定について一定の条件を課すこととしています。すなわち、法人が海外の特殊関係企業との間の取引を、第三者との間の通常取引価格（「独立企業間価格」といいます）に比して、高額または低額で行ったことにより、わが国での課税所得が減少することとなる場合には、その取引は独立企業間価格で行われたものとしてみなして課税所得を計算します。このような制度を「移転価格税制」といいます。（措法66条の4第1項）

(2) 沿革

わが国においては、昭和53年度にタックス・ヘイブン税制が導入され、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行為については対処を行ってきましたが、移転価格については整備が不十分であり、実務界においても問題が生じていました。また、すでに諸外国においては移転価格税制の整備が進んでおり、国際的にもOECD租税委員会が昭和54年に「価格決定に関する報告書」を公表し、加盟国に対しこの報告書の内容を考慮すべきとの勧告を行っていました。

その後、国会での討議また海外動向を踏まえ、昭和61年の租税特別措置法の改正において、本税制が導入されました。その際に税制調査会は、「海外特殊関係企業との取引価格の操作は適正・公平な課税の見地から問題があり、また、諸外国においてもすでに税制が整備されていることから、これら諸外国との共通の基盤に立ち、適正な国際課税を実現するため、海外特殊関係企業と取引を行った場合の課税所得計算の規定整備をするとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である」との答申を行っています。

2 適用対象法人

移転価格税制は、わが国における法人税の納税義務がある法人について適用されます。つまり、人格のない社団等及び納税義務のある外国法人も含まれることとなります。(措法66条の4第1項)

3 国外関連者

(1) 意義

移転価格税制の対象となる取引に係る国外関連者とは、外国法人であり、かつ、適用対象法人と次の関係にあるものをいいます。(措法66条の4第1項、措令39条の12第1項)

(イ) 親会社又は子会社である場合

適用対象法人と外国法人のどちらか一方が他方の発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係

(ロ) 姉妹会社である場合

適用対象法人と外国法人が同一の者によって、それぞれその発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される関係

(ハ) 実質的支配関係にある場合

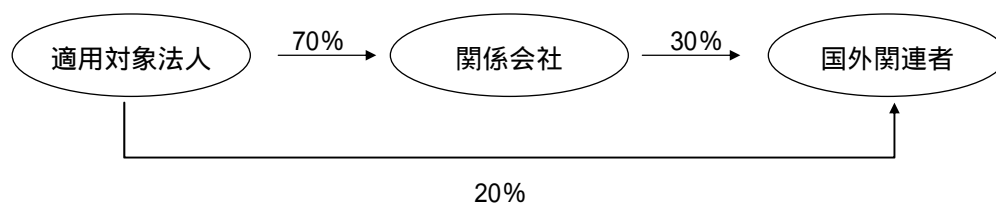
実質的支配関係とは、次のような事実をいいます。

- ・ 役員半数以上若しくは代表者が、他方の会社の役員または使用人を兼務している場合
- ・ 一方の会社の事業活動の相当部分が、他方の会社との取引に依存している場合
- ・ 一方の会社の事業資金の相当部分が、他方の会社からの借入または保証を受けている場合

(2) 株式等の保有関係

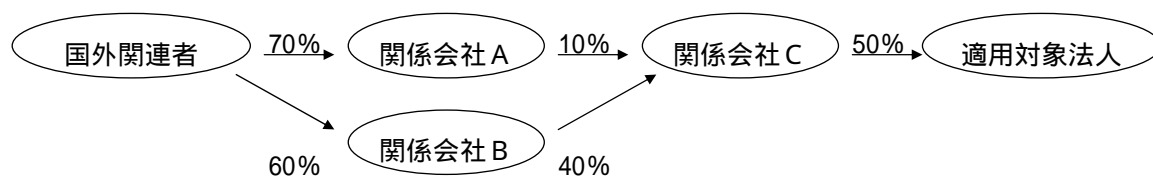
上記(1)にいう直接又は間接に保有する関係とは、親会社が直接に保有する株式と関係会社が保有する株式(間接に保有する株式)を合計した割合をいいます。(措令39条の12第2項、3項)

(ケース1)



このケースでは、適用対象法人と国外関連者との保有割合20%が直接保有となり、関係会社を通じて保有する30%が間接保有となるため、 $20\% + 30\% = 50\%$ が直接及び間接の保有割合となります。なお、適用対象法人と国外関連者の間接保有割合は $70\% \times 30\% = 21\%$ のような掛け算方式では計算しません。

(ケース2)



このケースでは、関係会社 A と関係会社 B はそれぞれ国外関連者に株式を50%以上保有されているため、関係会社 C は $10\%+40\% = 50\%$ の連鎖関係にあるといえます。よって、関係会社 C が50%の株式を保有する適用対象法人は、国外関連者にとって直接又は間接に株式を50%以上保有されている関係となります。

4 適用対象取引

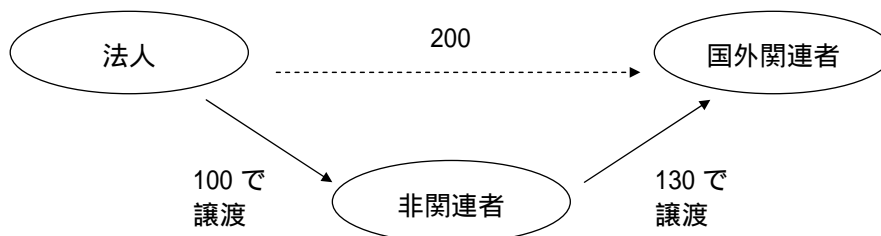
(1) 国外関連者との直接取引

移転価格税制の対象なる取引とは、国外関連者との間の資産の売買や役務の提供等、対価性のある取引で、その取引額が独立企業間価格と異なるため適用対象法人の法人税が減少することとなる取引をいいます。なお、国外関連社の国内支店との取引のように、その取引に係る相手方の所得がわが国の法人税の対象となるような取引は含まれません。

(2) みなし国外関連取引

非関連者を介在することによる移転価格税制の回避を防止するため、法人が国外関連者との取引を非関連者を通じて行っている場合（非関連者との取引における契約時点において、あらかじめ非関連者と国外関連者との取引が定まっているもので、その対価の額が法人と国外関連者との間で実質的に決定されていると認められるもの）には、法人とその非関連者との取引は、その法人の国外関連取引とみなして移転価格税制が適用されます。（措法66条の4第6項）

なお、その場合における実際の取引価格と独立企業間価格との関係は次のとおりとなります。（措令39条の12第10項）



この取引がみなし国外関連取引に該当する場合、取引 が国外関連取引とみなされます。独立企業間価格は法人から国外関連者へ直接譲渡を行ったものとして算定（この例題では200）とされ、取引 の利益は非関連者の負担に帰すと考えることが出来ることから、 $200 - 30 = 170$ が独立企業間価格とされ、 $170 - 100 = 70$ が追加計上すべき所得となります。

5 独立企業間価格

独立企業間価格とは、支配従属関係のない独立した企業間において、取引条件その他の事情が同一又は類似の状況の下で取引が行われたとした場合に成立するであろう対価の額といえます。なお、OECDの移転価格に関するガイドラインでも、わが国における算定方法とほぼ同様の考え方をを用いていることから、以下に述べていく算定方法は国際的にみても容認されているものと考えられます。

(1)算定方法

わが国の移転価格税制においては、独立企業間価格の算定方法を棚卸資産の売買取引とそれ以外の取引とに区分して定められています。

棚卸資産の売買取引における独立企業間価格は、次の(イ)から(ニ)の方法により定めることとされています。但し、(ニ)の方法は(イ)から(ハ)に掲げる方法を用いることが出来ない場合に限り用いることが出来ます。(措法66条の4第2項1号)

棚卸資産の売買以外の取引においても、条文上は区別して記載されていますが、内容は棚卸資産の場合と同様の方法によります。(措法66条の4第2項2号)

(イ)独立価格比準法

独立価格比準法とは、特殊関係にない者同士が国外関連取引に係る棚卸資産取引と同種同様の取引(同棚卸資産を同じ取引段階、取引数量その他同様の状況下で行っている取引)を行った場合におけるその対価の額に相当する金額をもって当該国外関連取引の独立企業間価格とする方法をいいます。この方法は、OECD報告書においても他の方法より優れていることは明らかであると述べられており、独立企業間価格の基本となる方法であるといえます。(措法66条の4第2項1号イ)

但し、実務問題として国外関連取引と同種同様の取引を見つけ出すことは困難であるため、ある程度の類似性のある取引をみつけ、類似性のない点において一定の調整を行うという方法がとられています。

(ロ)再販売価格基準法

再販売価格基準法とは、国外関連取引に係る買手が特殊関係のないものに対して再販売した価格から、その買手の通常の利益率による利益額を控除した金額をもって当該国外関連取引の独立企業間価格とする方法をいいます。(措法66条の4第2項1号ロ)

$$\text{独立企業間価格} = \text{再販売価格} \left[\begin{array}{l} \text{国外関連取引における買手} \\ \text{が非関連者に再販売した価} \\ \text{格} \end{array} \right] - \text{通常の利益の額}$$

ここでいう通常の利益率とは国外関連取引にかかる棚卸資産取引を特殊関係にない者と同種同様の状況下で行った場合における利益率をいいます。(措令39条の12第6項)

この方法は、卸売業や小売業を営む企業の独立企業間価格を算定する場合に適しているといわれますが、再販売者が加工等を行っている場合には、通常の利益の額が算定しづらく利用が困難となるケースがあります。

(八)原価基準法

原価基準法とは、国外関連取引にかかる売手の棚卸資産の原価の額に、その売手の通常の利益率による利益額を加算した金額をもって当該国外関連取引の独立企業間価格とする方法をいいます。(措法66条の4第2項1号八)

$$\text{独立企業間価格} = \text{原価の額} \left[\begin{array}{l} \text{国外関連取引における売手} \\ \text{が製造、非関連者から購入等} \\ \text{をした原価} \end{array} \right] + \text{通常の利益の額}$$

ここでいう通常の利益率とは国外関連取引にかかる棚卸資産を特殊関係にない者から同種同様の状況下で購入、製造を行った者が、その棚卸資産を特殊関係にない者に対して販売した場合における利益率をいいます。(措令39条の12第7項)

(二)その他の方法

その他の方法とは、次に掲げる方法を用いるものとされています。(措法66条の4第2項1号二、措令39条の12第8項)

- ・ 上記イから八に準ずる方法
- ・ 利益分配法 その国外関連取引により生じた所得を、適用対象法人と国外関連者の寄与度合いにより両者に分配した金額をもって、国外関連取引の対価の額とする方法。この方法は、適正価格としての客観性が著しく乏しいため、独立企業間価格決定にあたっての最終手段といえます。
- ・ 取引単位営業利益法 営業利益率をベースに再販売価格基準法及び原価基準法を用いる方法をいいます。

(2)独立企業間価格の事前確認制度

上記(1)において条文に定められている独立企業間価格の算定方法について記載して

きましたが、その算定方法は非常に抽象的であり、実務上、算定方法の選定等に関し困難な問題が生じることが予想されます。

そこで、国税庁は移転価格税制の円滑な遂行を図るため、法人が「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申請書」の様式を用い、国外取引の内容、選定しようとする算定方法等を事前確認してきた場合には、その合理性について判断したうえで、これに確認を与えることとしています。（「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」）

(3)所得計算

国外関連者との取引価格が独立企業間価格と異なっていた場合におけるその法人の法人税の計算にあたっては、その取引が独立企業間価格にて行われたものとみなして所得金額を計算するものとされています。具体的には、実際の取引価格100、独立企業間価格が150とした場合、その国外関連取引の売主の所得計算につき、売上を150（差額の50については収益の追加計上）とすることとなります。

なお、この場合における借方金額は、税務上損金の額に算入しないこととされています（措法66条の4第4項）。つまり、上記のケースの場合には、収益に計上された50の仕訳の相手方はなにかしらの費用が同額計上される事となりますが、もしこの費用が損金として認められると、所得の計算上同額の益金と損金が計上されるため、所得になんら影響をあたえないこととなります。こうしたことから、移転価格税制の適用がある場合には、独立企業間価格と実際の取引価格との差額は、損金の額に算入されないこととされています。

6 その他の取扱い

(1) 国外関連者に対する寄付金の損金不算入

移転価格税制の設立趣旨は、経済的合理性を無視した方法による所得の海外移転を防止するためにあります。つまり、資本関係若しくは実質的支配関係にある国外関連者との独立企業間価格によらない取引を通じた所得の海外移転につき、移転価格税制による規制をかけることとしています。しかし、金銭の贈与や債務の免除のような寄附金はこの海外取引に含まれず、移転価格税制の規制対象とはなりません。よって、その寄附金は損金算入限度額の範囲内で損金に算入されることとなるため、同じ所得の海外移転でありながら、一方は全額損金不算入、一方は一定の損金算入額があるというアンバランスが生じることとなります。

そこで、国外関連者に対する寄附金については、一般の寄附金と区別し、全額損金不算入することとされています。(措法66条の4第3項)

(2) 推定による更正決定

移転価格税制における独立企業間価格の決定は、個別要因が多く、課税当局がその価格の妥当性を検証するにあたり、納税者及び国外関連者の協力が極めて重要となります。例えば、海外子会社から商品の仕入を行った法人が原価基準法を採用した場合、当然にその価格を決定するためにはその海外子会社における原価帳簿等が必要となります。しかし、当局の要請に対し、法人がその算定するために必要と思われる帳簿書類等の資料を提出しなかった場合には、その法人が算定した独立企業間価格が適正であるかどうかの判断が出来ないため、税務署長は第三者が行った当該国外関連取引に類似する取引の利益率等から推定した金額をもって独立企業間価格とすることが出来ます。(措法66条の4第7項)

つまり、この推定課税の規定は、移転価格税制の適正・公平な執行を確保する趣旨から、納税者側の協力を担保にするために設けられたものということが出来ます。

(3) 申告時の添付書類

法人が国外関連者との間に取引を行った場合には、国外関連者の名称、独立企業間価格の算定方法等を記載した明細書(別表17(3)「国外関連者に関する明細書」)を確定申告書に添付しなければなりません。(措法66条の4第15項)

第6 過少資本税制

1 総論

(1)概要

外資系企業が所要資金をその企業グループ内で調達する場合には、海外親会社からの出資金又は借入金という手段が考えられます。これらの資金は、外資系企業において自己資本となるか他人資本となるかの別はあるものの資金調達という面からは同様の効果を得ることができます。しかし、その維持コストという面から見ると、税務上大きな差異が生じてきます。

例えば、外資系企業が海外親会社から資金100を調達した場合を考えます。もし、この資金を自己資本として受け入れた場合、わが国の税制においては配当支払前の所得に対して課税が行われるため、その自己資本の維持コストである配当金は所得計算上一切費用として認識されないこととなります。しかし、その資金を他人資本つまり借入金として受け入れた場合、その維持コストである支払利息は当然に所得計算上費用として認められることとなります。このように調達手段の違いにより、わが国における租税負担が大きく変わることとなります。

そこで、このような税務上の不公平を解消するため、外国親会社からの出資割合が50%を超える法人において、その外国親会社からの借入金が自己資本持分に比べ一定の基準以上にある等の要件を満たす場合には、その外国親会社に対する支払利息の一部を損金不算入としています。

このような制度を過少資本税制といいます。

(2)沿革

過少資本税制は、国外関連者との取引価格を操作することによる所得の海外移転や、タックス・ヘイブン国にある子会社を利用した租税回避と同様に、国際的租税回避行為の1つと位置づけられています。

しかし、上記(1)で見た資金調達を今度は海外親会社の立場から見てみますと、海外親会社が日本にある子会社に対し出資形態で資金投資をすると、その配当金は日本国内にて課税所得となった後、親会社本店所在地国においては受取配当の非課税制度により課税所得から除外されます。一方、子会社に貸付形式で資金投資をすると、その支払利子は日本国内にて費用として課税所得の減額要因となりますが、親会社本店所在地国においては受取利息として課税所得を構成します。つまり、企業グループ全体の租税負担は、

投資先国と本国の税率負担に大きな差異がない限り、出資でも貸付でもあまり変化はないこととなります。

このような理由から、わが国に進出する外資系企業の過少資本による投資が多発しているという状況ではないため、過去においてはあまり大きな問題となっていませんでした。しかし、近年外資系企業による対日直接投資が増えてきたこと、諸外国における整備状況が進み今や過少資本税制が国際的にも容認されたものとなっていること等から、わが国としても平成4年度の税制改正より過少資本税制についての規制が設けられました。

2 適用対象

(1)適用対象法人

過少資本税制は、法人税の納税義務があり、かつ、国外支配株主等に負債利子を支払う法人について適用されます。つまり、外資系企業のみではなく、外国法人の日本支店等についても適用されます。

(2)要件

過少資本税制は、総論でも述べたように、資本による資金調達に比べ、一定限度より少額である場合に適用されます。この場合の一定限度とは、1対3とされています。

つまり、内国法人の各事業年度の次の比率のいずれもが、3倍（後述の「類似法人の倍率」を用いる場合には、その倍数）を超える場合には、過少資本税制が適用されます。

（措法66条の5第1項、2項）

- (イ)
$$\frac{\text{その事業年度の国外支配株主等に対する利付負債に係る平均負債残高}}{\text{その事業年度の国外支配株主等のその内国法人に係る自己資本持分}}$$
- (ロ)
$$\frac{\text{その事業年度の総利付負債に係る平均負債残高}}{\text{その事業年度の自己資本の額}}$$

(イ)国外支配株主等の意義

この項でいう国外支配株主等とは、非居住者又は外国法人で、適用対象法人と以下の関係にある者をいいます。（措法66条の5第3項、措令39条の13第18項）

(a)適用対象法人の発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係（親子関係）

(b)適用対象法人とその外国法人が、同一の者によって、それぞれの発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される場合の両方人の関係（姉妹会社）

(c)適用対象法人とその外国法人等との間に、次に掲げるような事実があり、その外国法人等が適用対象法人の事業方針等を実質的に決定できる関係

- ・ 適用対象法人がその事業活動の相当部分を、その外国法人等との取引に依存している。
- ・ 適用対象法人がその外国法人等から借入や保証により、事業用資金

の相当部分を調達している。

- ・ 適用対象法人の代表や役員の過半数が、その外国法人等の役員や使用人である。

なお、ここにいう間接保有の判定は、移転価格税制の章で説明した間接保有と同様の考え方をします。

(ロ)負債の範囲

この項でいう負債とは、利子（手形割引料、社債発行差金等も含まれます）の支払いの基となる負債をいいます。（措令 39 条の 13 第 1 項）

但し、国外支配株主等が国内に支店等を有しており、適用対象法人がその支店に利息を支払う等、その国外支配株主等が受取る利息が日本の法人税の課税対象とされる場合には、この制度の趣旨からも国外支配株主等に支払う利子とはいえないため、負債の額に含めないこととされています。（措令 39 条の 13 第 2 項）

(ハ)平均負債残高の意義

平均負債残高とは、その事業年度の負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいいます。（措令 39 条の 13 第 3 項）

通達では、ここでいう合理的な方法として、日々の負債の残高平均や各月末の平均残高等を挙げています。

なお、この場合の負債の帳簿残高は、計算の簡便化を考慮し、内国法人がその会計帳簿に記載した金額によることとされています。（措令 39 条の 13 第 6 項）

(二)自己資本の額の計算

(a)原則

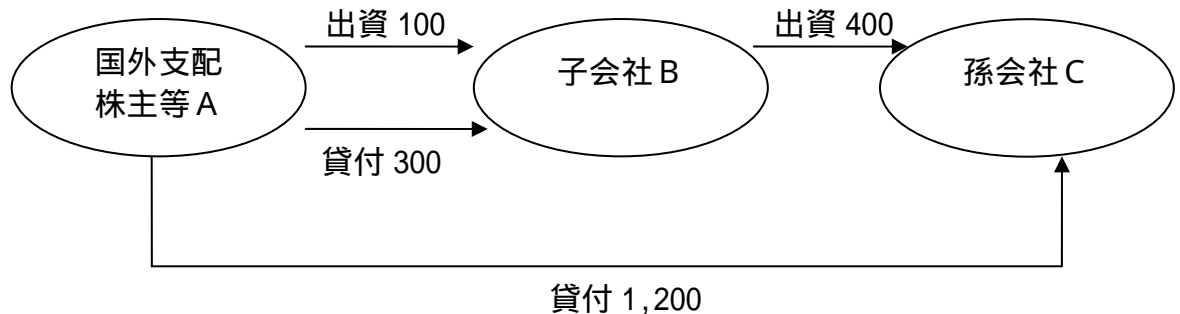
自己資本の額は、その内国法人の会計帳簿に記載された総資産の帳簿価額の平均残高と総負債の帳簿価額の平均残高との差額をいいます。なお、平均残高の算定方法は、上記（c）に掲げる平均負債残高と同様に合理的方法によります。

但し、上記方法により算定した金額がその事業年度終了の日の資本等の金額（資本金 + 資本剰余金）に満たない時は、資本等の金額を自己資本の額とします。（措令 39 条の 13 第 5 項）

(b)特例

国外支配株主等 A が日本国内にある子会社 B に金銭貸付をし、その子会社 B が日本国内にある孫会社 C に出資をした場合、下図からもわかるように過少資本税

制の適用をうけることなく、通常の限度額以上に国外支配株主等 A から孫会社 C に対して金銭貸付を行うことができます。



このようなループホールを防止するため、孫会社 C の自己資本の額は、国外支配株主等 A から子会社 B に対して行われた貸付額を一定額控除した金額とされています。(措令 39 条の 13 第 7 項、8 項)

(ホ) 国外支配株主等の自己資本持分

国外支配株主等の自己資本持分は、下記により計算した金額とされています。(措令 39 条の 13 第 9 項)

$$\begin{array}{l} \text{適用対象法人のその} \\ \text{事業年度に係る自己} \\ \text{資本の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その事業年度における国外支配株主等の適用} \\ \text{対象法人に対する直接及び間接の出資割合} \end{array}$$

(ヘ) 類似法人の負債・資本比率の採用

過少資本税制の適用要件である負債資本比率の 3 対 1 という割合は、それを一律に固定してしまうと、企業の資本政策の自由性を奪い、租税条約に定める内外資無差別原則に抵触する恐れがあります。そこで、適用対象法人は、過少資本税制の適用判定と損金不算入額の計算をする際、自社と同種同規模の内国法人の負債自己資本比率と照らし、妥当な倍数を用いることが出来るとされています。(措法 66 条の 5 第 2 項)

なお、この制度を適用するためには、その旨を記載した書面を確定申告書に添付し、かつ、その倍数が妥当であることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限られます。(措法 66 条の 5 第 5 項)

3 損金不算入額の計算

過少資本税制における損金不算入額は、次の算式により算定された金額とされます。

(措令39条の13第13、14項)

$$\text{損金不算入額} = \frac{\text{その事業年度において 国外支配株主等に支払う負債利子の総額}}{\text{下記 又は のいずれか小}} \times \text{国外支配株主等に対する利付負債に係る平均負債残高}$$

$$\text{国外支配株主等に対する利付負債に係る平均負債残高} - \text{国外支配株主等の資本持分} \times 3$$

$$\text{その事業年度の総利付負債に係る平均負債残高} - \text{自己資本の額} \times 3$$

なお、国外支配株主等に支払う負債利子の額は、現金ベースではなく発生ベースにより算定することとされています。(措令39条の13第15項)

第2編 所得税

第1 個人の国際投資に係わる税務

1 はじめに

昨今の日本の預金や国債等の債権の低金利と経済のボーダレス化を背景として、個人も資産の運用先を外国に求めるケースが非常に多くなってきております。今後もこの傾向はますます強くなると予想されます。

資産運用先を外国に求め、外国の金融資産を購入したり預け入れをしたりしますと、日本の金融資産を購入等する場合とは異なった税務問題や課税関係が生じることがあります。本書ではまず2で外国の金融資産の内、代表的な外貨預金、外国株式、外国債券、外国投資信託や仕組債についてなじみのない方を対象に商品の概要をご説明した上で、具体的に商品ごとに課税関係をご説明いたします。

次に3では国際投資を行う場合の税務に関する基礎知識を体系的にご説明いたしております。2の商品ごとの具体的な課税関係のご説明の中でより国際税務に関するご理解を深めていただくため、3でご説明している箇所をご参照いただけるようにしております。

2 居住者*が国際投資による外貨建金融資産投資をする場合の課税の内容

*居住者(3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.29 参照)

(1)外貨預金

(イ)商品の概要説明

外国の通貨で預ける預金のことです。外国通貨では米ドル、英ポンド、ユーロなどが代表的で、外貨預金の種類では普通預金、定期預金が一般に利用されています。普通預金はお金の出し入れが自由。定期預金は原則として満期日前にお金の引き出しや中途解約ができません。

円を売って外貨を買い、その外貨を預金し、利息も外貨でつきます。引き出すときは、反対にその外貨を売って円を買うことになります。

外貨預金をする際には、「金利」、「為替レート」、「為替手数料」に注意する必要があります。

まず、金利ですが外貨預金の金利は、その通貨を発行している外国の金利水準が反映されることになります。各国の金利水準は、経済情勢等により変動するため、日本の預金金利とは当然に異なる動きをします。現在、日本の預金金利はきわめて低く、外貨の預金金利は相対的に高いケースが多いため、外貨預金は魅力的なものとなっています。

次に為替レートですが、預け入れ時、引き出し時の為替レートは、市場動向等により変動します。引き出し時の為替レートが預け入れ時に比較して円安になると為替差益が発生し、円高になると為替差損が発生します。これは預金の引き出し時点で、預け入れていた外貨を売り円を買うため、「預け入れ時点よりも引き出し時点での円の価格が安い(円安)」と安い円が買えるので得(為替差益)をすることになり、逆に円の価格が高い(円高)と高い円を買う必要が出てくるので損をすることといった原理です。そのため、引き出し時点での円貨額が預け入れ時点での円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。この為替差損益の考え方については外貨預金に限らず、すべての外貨建て金融商品についてあてはまることです。

そして、為替手数料は、円を外貨に、外貨を円に交換する際、銀行に支払う手数料のことです。通常、外貨を購入する場合、その日の基準となる為替レートいわゆる仲値(*₁)に銀行の手数料分を考慮した金額が必要になります。

例えば、円対米ドルの場合、仲値が1ドル=120円で、手数料が1ドルにつき1

円の場合であれば、円を1ドルに換えるためには仲値120円に手数料1円を上乗せした金額121円（電信売相場という*₂）を支払う必要があります。また、1ドルを円に換えるのであれば仲値120円から手数料1円を差し引いた金額119円（電信買相場という*₂）が手取額となります。つまり手持ちの121円を1ドルに換え、さらにその1ドルを円に換えるだけで119円となり、片道1円、往復2円の為替手数料を銀行に支払うといったこととなります。

為替手数料は銀行によっても通貨によっても異なりますが、ほとんどの銀行では円対米ドルでは、為替手数料は1ドルにつき片道1円となっています。米ドル以外の外貨の手数料では、ユーロでは片道1円～1円50銭程度、豪ドルは片道1.0円～4.5円、NZドルは片道で1.50円～2円50銭、英ポンドでは片道4円という銀行が多いようです。

いくら外国の預金金利が高くても、為替手数料を差し引いたら国内の円預金と変わらなかったり不利になったりすることもあります。

その他に円を外貨に換える場合と、外貨を円に変える場合とでは為替手数料が異なる銀行もあります。外貨預金の高い金利は魅力ですが、為替手数料を比較検討し、なおかつ、預け入れ期間、為替レートリスクを十分に考慮する必要があります。

また、日本国内の金融機関に預ける円預金には、万一銀行が破綻した場合、預金者を保護する「預金保険制度」がありますが、外貨預金は預金保険の対象外となっており、銀行が破綻すればその金融機関の支払い能力により補償額が変化することになります。

従って、外貨預金をはじめるときは金融機関を選ぶことも重要です。格付け会社の格付けを比較したり、インターネット等の情報公開を利用して財務内容を把握することも必要です。

*₁ 仲値（なかね）…外国為替相場は常に変動していますが、銀行の窓口業務では常時変動している為替レートを使わず、朝10時頃のインターバンク市場（銀行間の取引マーケット）でのレートを基準にし、その日一日の対顧客取引レートを決めています。

インターバンク市場のスポット取引は二営業日後に受渡しされるレートがベースです。当日の受渡しレートは当日から二営業日の間の金利をベースに考慮して決められますが、これを仲値といいます。

公示仲値は、各銀行が独自で決めており、公示しており、概ね上下5銭ぐらいの範囲でのバラツキがあるようです。

*₂ 電信売相場 (Telegraphic Transfer Selling Rate、T T S)、電信買相場 (Telegraphic Transfer Buying Rate、T T B)・・・公示仲値に銀行手数料を上乗せ又は差し引いたレートがT T S、T T Bです。電信で取引した場合、時間的ずれは生じないので銀行の立替金利も発生しません。したがって手数料だけを考慮したレートということになります。

(ロ)課税関係

(a)国内の金融機関に預ける場合

1)利子に対する課税

利子の所得源泉地は、利子の支払い者の所在地国となりますので、日本国内に所在する金融機関の営業所に金銭を預けた場合のその預けられた金銭から生ずる利子は、国内源泉所得 (3 (3)居住者・非居住者の所得税の課税範囲 p.29 参照) となります。

日本国内での利子に対する課税は、利子の支払い時に利子額の 20% (国税 15%、住民税 5%) が源泉徴収されます。利子に対する課税はこの源泉徴収で終了します。

2)為替差損益に対する課税

イ.為替予約をしない場合

あらかじめ円貨への換算レートを定めていない場合の外貨預金の為替差益は雑所得(3 (6)(イ)(h)雑所得 p.39 参照)として総合課税(3 (6)(イ)所得の計算 p.33 参照)され、確定申告しなければなりません。この為替差益については源泉徴収はありません。

また、為替差損については、その年度の総合課税とされる雑所得の金額と相殺することができますが、相殺してもなお損が残る場合は、他の区分に属する所得とは相殺できず切り捨てとなります。

ロ.為替予約をする場合

国内において支払いを受ける外貨預金の満期、解約時の元本及び利子の円貨への換算レートがあらかじめ定められている場合の為替差益は雑所得になるのですが、課税は租税特別措置法の規定により、源泉分離課税(源

源泉徴収だけで課税が終了すること)となり、その支払い時に所得税 15%、住民税 5%が源泉徴収され、課税関係が終結します。この源泉分離課税(源泉徴収だけで課税が終了すること)となった所得については確定申告することはできません。

(b) 国外の金融機関に預ける場合

1) 利子に対する課税

利子の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、利子の支払い者の所在地国となりますので、国外に所在する金融機関の営業所に金銭を預けた場合のその預けられた金銭から生ずる利子は、国外源泉所得(3(3)居住者・非居住者の所得税の課税範囲 p.29 参照)となります。

この場合預け入れ先の営業所の所在地において課税が生じます。課税方法は所得源泉地国(外国)の税法によりますが、所得源泉地国の税率が租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照)による制限税率を上回る場合には、制限税率が適用されます。この場合、制限税率の適用について申請義務を課している国においてはその申請が必要です。

また、米国などのように国内法で非居住者(3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.29 参照)の預金利息に対して非課税としている国がいくつかあります。これは海外から資金を集めることを目的として非課税としているのです。

一方、日本国内における課税ですが、海外の金融機関に預け入れた外貨預金から発生する預金利息は利子所得(3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照)に該当しますが、日本で源泉徴収ができないため、総合課税(3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照)の対象となり、確定申告する必要があります。

2) 為替差損益に対する課税

外貨預金の為替差益は雑所得(3(6)(イ)(h)雑所得 p.39 参照)として総合課税され、確定申告しなければなりません。この為替差益については源泉徴収はありません。

また、為替差損については、その年度の総合課税とされる雑所得の金額と相殺することができますが、相殺してもなお損が残る場合は、他の区分に属

する所得とは相殺できず切り捨てとなります。

外国株式

(イ)商品の概要説明

外国株式とは、いうまでもなく海外（外国籍）の企業が発行をする株式のことをいいます。日本株式と同様、証券会社で購入することができます。

外国株式の取引方法（売買の方法）の種類には、次の4つがあります。

・外国委託取引

顧客の注文を、その日のうちに外国にある証券業者（証券会社の海外現地法人など）に送り、その日の現地市場で執行する取引です。取引が成立すると外国証券業者から証券会社に報告され、証券会社より顧客に取引報告をします。

取引の対象は、世界の主要市場に上場している株式です。ただし、対象市場であっても、個別に扱えない銘柄もあるので、取引可能な銘柄かどうかについては、各証券会社に確認する必要があります。

・国内店頭取引

顧客の注文に対して、証券会社が直接相手方となる（＝相対で応じる）取引です。銘柄・株価など顧客の注文内容と合致すれば、取引が成立しますので、注文は、その日のうちに成立します。

ただし、すべての外国証券を一つの証券会社で扱っているわけではありませんので取引可能な銘柄かどうかについては、各証券会社に確認する必要があります。

・国内上場外国株を売買する方法

日本国内の証券取引所には、海外の一流企業も上場しています。株価は円で表示されており、売買の方法、売買手数料等は、日本株式と同じです。

・大証上場カントリーファンドを売買する方法

大阪証券取引所に、特定の国や地域に投資することを目的とした会社型投資信託が上場しています。カントリーファンドへの投資は、外国投資証券を取得して株主になり、運用益を配当として受取ります。

価格は円で表示されており、売買の方法、売買手数料等は、日本株式と同じです。

外国株式投資については国内株式と同じく、株価の下落や発行体の財務体質の悪化により、損失を被ることがあります。

また、それに加えて為替の変動によるリスクもあります。

(ロ)課税関係

(a)配当に対する課税

1)国内の金融機関を通じて取得する配当

配当の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、配当の支払法人の居住国となります。そのため、日本国内の証券会社が保護預りをしている外国株式の配当も国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照)において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回っているのであれば現地の税率が適用されます。

外国法人から支払われる配当は配当所得に該当し、国内の証券会社を通じて取得する配当については配当金額に対して10%の源泉徴収(上場株式等でかつ持株割合5%以上の大口株主以外の株主の場合、国税7%、地方税3%。但し、2008年4月1日以降は国税15%、地方税5%)が行なわれますが、支払われる配当金額に対して、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して日本の税金として10%の源泉徴収(上場株式等でかつ持株割合5%以上の大口株主以外の株主の場合、国税7%、地方税3%。但し、2008年4月1日以降は国税15%、地方税5%)をします。

例えば、外国法人から支払われる配当が1,000としますと外国で所得源泉地国分の税金として源泉徴収された金額が100ならば、残額の900に対して日本の源泉徴収が課されるということになります。したがって日本の源泉徴収税率が10%ならば、900に対して10%の90が源泉徴収税されるということです。また、配当の為替換算は、法人が配当を支払った日の電信買相場により行います。

上場株式等でかつ持株割合5%以上の大口株主以外の株主が受取る配当の場合は10%の源泉徴収税率による課税で終了する(源泉分離課税)ことが可

能です。

源泉分離課税を選択しない株主や持株割合 5%以上の大口株主など源泉分離課税を選択できない株主については、総合課税(3 (6) (イ) 所得の計算 p.33 参照) の配当所得として確定申告を行います。配当所得の計算方法ですが、元本である株式を借入金により取得した場合はその借入金の利子を配当の収入金額から控除することができます。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となりますが、源泉分離課税を選択した場合は外国税額控除の適用はありません。

2) 国内の金融機関を通じないで取得する配当

配当の所得源泉地(3 (4) (イ) 外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照) は、配当の支払法人の居住国となりますので、外国株式の配当は国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約 (3 (4) 居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照) において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回っているのであれば現地の税率が適用されます。

日本の支払者を通じないで取得する配当は、日本の源泉徴収がされないため総合課税の配当所得として確定申告をする必要があります。

配当所得の計算方法ですが、元本である株式を借入金により取得した場合はその借入金の利子を配当の収入金額から控除することができます。

また、配当の為替換算は、法人が配当を支払った日の電信買相場により行います。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となります。

(b) 株式譲渡に対する課税

1) 国内で譲渡した外国株式

株式の譲渡に係わる所得源泉地 (3 (4) (イ) 外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照) は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所です

が、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。日本の国内法で株式の譲渡所得が生じた場所を日本と規定している株式の譲渡は、国内有価証券市場において譲渡されるもの、国内にある証券会社の営業所を通じて譲渡されるもの、契約等に基づく引渡しの義務が生じたときの直前において証券もしくは証書またはその権利を証する書面が国内にあるものです。

日本国内の証券会社を通じて取得した外国株式は、原則として証券会社において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、日本と外国との間で締結している租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照）において、株式の譲渡に対する課税を譲渡者の居住地国（日本）でのみ課税するとしている場合であれば、これらの締結国（外国）に所在する買主と外国株式の相対取引を行った場合、日本だけで課税が発生します。

では、日本における課税ですが、外国株式を譲渡した場合の所得は株式等にかかわる譲渡所得の金額とし、譲渡益に対して20%（国税15%、地方税5%）の税率により課税されます。株式を譲渡した場合の税率は20%が原則ですが、日本国内の証券会社等を通じて、有価証券市場において平成19年12月31日までに譲渡したものについては10%（国税7%、地方税3%）の軽減税率が適用されます。

譲渡所得の計算方法は譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して計算します。譲渡収入金額の為替換算方法は、収入すべき日の電信買相場で換算し、取得費は取得の日の電信売相場、譲渡費用は支払日の電信売相場で換算します。

また、日本株であっても、外国株であっても株式等にかかわる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得と通算することはできませんし、例え所得金額が算出されたとしても、他の所得の損失と相殺することもできません。これは株式等にかかわる譲渡所得は総合課税（3(6)(イ)所得の計

算 p.33 参照)ではなく分離課税のためです。ただ、株式の譲渡所得内での譲渡益と譲渡損との相殺は認められ、その相殺後も譲渡損が残った場合には、その譲渡損失は翌年以降3年間繰り越すことができます。

2) 国外で譲渡した外国株式

株式の譲渡に係わる所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。外国の証券会社等を通じて取得した外国株式をその外国の証券会社が保護預かりをしている場合や株式の現物が外国にあって外国の証券会社等に売り委託をする場合などで発生した譲渡所得は、通常その証券会社等が所在する外国で生じた所得となります。

では、所得源泉地国(外国)での課税ですが、株式の譲渡による課税はその国々の税法によって様々です。譲渡所得を非課税とする国、個人の譲渡所得については事業に関連するものを除いて非課税とする国、個人の譲渡所得で、事業に関連するもの及び投機資産に関連するものを除いて非課税とする国、譲渡所得すべてに課税する国などです。ただ、その国(外国)の国内法で課税するとしている場合でも租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照)によって非課税としているときは、当然のことながら租税条約が優先され、所得源泉地国(外国)では非課税となります。

また、日本における課税ですが外国株式を譲渡した場合の所得は株式等に係わる譲渡所得の金額に区分されます。外国で譲渡した外国株式の譲渡所得は譲渡益に対して20%(国税15%、住民税5%)の課税が行われます。この場合、日本の証券会社等を通しての譲渡ではないので源泉徴収による課税はなく、確定申告をする必要があります。なお、10%(国税7%、地方税3%)の軽減税率の適用はありません。

譲渡所得の計算方法は譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して計算します。譲渡収入金額の為替換算方法は、収入すべき日の電信買相場で換算し、取得費は取得の日の電信売相場、譲渡費用は支払日の電信売相場で換算します。

また、日本株であっても、外国株であっても株式等にかかわる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得と通算することはできませんし、例え所得金額が算出されたとしても、他の所得の損失と相殺することもできません。これは株式等にかかわる譲渡所得は総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照）ではなく分離課税のためです。ただ、株式の譲渡所得内での譲渡益と譲渡損との相殺は認められ、その相殺後も譲渡損が残った場合には、その譲渡損失は翌年以降3年間繰り越すことができます。

(3)外国債券

(イ)商品の概要説明

外国債券とは、外国で発行された債券のことですが、ドル建て、ユーロ建て、ポンド建て、豪ドル建てなどさまざまな通貨建ての外国債券があります。外国債券に投資するメリットとしては、高い金利を得ることができる、為替差益を狙うことができるなどです。ただし、高い金利を得ることができても、為替変動により、その投資した国の通貨が下落すると為替差損を被ることによって差し引きマイナスになってしまうこともあります。また、金利が上昇すると債券価格は下落するため、償還前に換金すると値下がりによる損失を受けることもあります。このようなことを考慮し、外貨債券への投資を考える場合には、次に掲げるリスクに注意する必要があります。

・為替リスク

外国債券のうち外貨建債券は、海外の通貨で取引がおこなわれます。つまり利子や償還金の受け取りは、外国の通貨で受け取ることとなります。しかし、原則的に、取引時点の為替レートを日本円に換算して日本円で受け取るようになるため、適用される為替レートによっては為替差益や為替差損が発生することとなります。したがって、為替変動によるリスクが発生することもあり、これを為替リスクと呼んでいます。ただし、円貨建て外国債券の場合は、為替リスクは発生しません。為替相場が円安になると、円での受取額が増えますが、円高になると、円での受取額が減り、損失がでてしまいます。

外国債券投資において為替動向を知ることは非常に重要になってきます。

・信用リスク

債券はその発行体がきちんと利払いや償還を行ってくれるかどうか、投資した

時点ではわからないため、将来、債務不履行になる可能性も考慮する必要があります。このことを信用リスク（デフォルトリスク）といいます。

諸外国が発行する国債に投資する場合、その発行する国が信用度の高い国であるかどうかカントリーリスクを確認します。カントリーリスクが低ければ、その国の経済状況は安定しており、発行債券の信用リスクも低いと判断できます。反対にカントリーリスクが高ければ、その国の経済状況は不安定で、発行債券の信用リスクが高く、将来、債務不履行になる可能性があります。そのため、発行体が発行債券の利払いや償還を確実にこなしてくれるかどうかの信用度を調べる事は、非常に大切になってきます。通常、信用度は格付機関が発表する格付けを参考にします。

・金利リスク

金利が変動して債券の価値が下がるリスクです。債券価格は、市場金利と密接な関係があります。一般的に、債券発行国の金利が下落すると債券価格は上昇し、債券発行国の金利が上昇すると債券価格は下落します。

この理屈を簡単にご説明いたしますと、例えば債券発行国の金利が2%のとき、利率1%の債券があるとしますと、わざわざ市場金利より低い利率の債券を額面金額で買う人はいないでしょう。そのため、必然的にその債券の価格が下がってしまうといった理屈です。ただし、満期まで債券を保有しつづければ額面金額で償還されます。

(ロ)課税関係

(a)利子に対する課税

1)国内の金融機関を通じて取得した外国債券の利子

債券の利子の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照）は、利子の支払者の所在地国となります。そのため、日本国内の金融機関等を通して受け取る外国債券の利子であっても国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照）において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回ってい

るのであれば現地の税率が適用されます。

では、日本における課税ですが、外国債券から生じる利子は利子所得として課税され、日本国内の金融機関等を通じて取得する利子については、その金融機関等が利子に対して 20% (国税 15%、地方税 5%) の源泉徴収をし、この源泉徴収で課税関係は終わりますので、確定申告は不要です。

このように外国債券の利子は源泉分離課税 (源泉徴収だけで課税が終了すること) とされ、確定申告による外国税額控除の適用の機会がないため、その支払の際に課された外国所得税額の控除前の利子の額により日本の源泉徴収税額を求め、その日本の所得税額等から外国税額を控除する制度が設けられています。

例えば、外国債券の利子が 100 であるとし、そのうち外国で課された外国税額が 5 であったと仮定します。

日本国内の金融機関は 20% の源泉徴収をしますが、外国所得税額控除後の 95 (100-5) に対して 20% の 19 を源泉徴収するのではなく、外国所得税額控除前の利子 100 をもとに日本の税額 (20%) 20 を求め、その日本の税額 20 から外国税額 5 を控除した 15 (20-5) を日本での源泉徴収税額として源泉徴収するといった制度です。

そうすれば、日本の源泉徴収の段階で外国との二重課税が排除されることになります。

2) 国内の金融機関を通じないで取得した外国債券の利子

債券の利子の所得源泉地 (3 (4) (イ) 外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照) は、利子の支払者の所在地国となります。そのため、外国債券の利子の支払者は外国や外国法人ですので、その利子は国外所得となります。

所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約 (3 (4) 居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照) において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合には制限税率が適用されます。

では、日本における課税ですが、外国債券から生じる利子は利子所得として課税され、日本国内の金融機関等を通じないで取得する利子については、日本の源泉徴収をすることができないため、総合課税 (3 (6) (イ) 所得の計

算 p.33 参照) の利子所得として確定申告をする必要があります。利子収入金額は収入すべき日の電信買い相場で換算します。

また、所得源泉地国で課された源泉徴収税額があるときは確定申告をする際に外国税額控除を受けることができます。

(b)外国債券譲渡に対する課税

1)国内で譲渡した外国債券

債券の譲渡に係わる所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、譲渡所得が生じた場所です。日本国内の証券会社等を通じて取得した外国債券は、原則としてその証券会社等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社等を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、日本と外国との間で締結している租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照)において、債券の譲渡に対する課税を譲渡者の居住地国(日本)でのみ課税している場合であれば、これらの締結国(外国)に所在する買主と外国債券の相対取引を行った場合、日本だけで課税が発生します。

では、日本における課税ですが、外国債券の譲渡益は原則として、非課税です。また、新株予約権付社債の譲渡益は、株式と同様に申告分離課税となり、国外で割引の方法によって発行される公社債であるゼロクーポン債、著しく低い利率が付された割引形式の債券である低クーポン債、債券の元本部分とクーポン部分が切り離されて取引がされるストリップス債、利子の計算期間が1年を超えるデファードペイメント債などの譲渡益は総合課税の譲渡所得(注)として総合課税(3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照)の対象となります。

なお、債券の譲渡益で非課税となるものについては、他の所得と通算することはできませんし、譲渡損失についてもなかったものとみなされ、他の所得と通算することはできません。

(注) 総合課税の譲渡所得

所有期間が5年を超える場合は、長期譲渡所得となり、所有期間が5年以下である場合は、短期譲渡所得となります。譲渡所得には50万円の特別控除があり、長期譲渡所得は特別控除後の2分の1に相当する額が課税対象となります。

2) 国外で譲渡した外国債券

債券の譲渡に係わる所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、譲渡所得が生じた場所です。外国の証券会社等を通じて取得した外国債券は、原則としてその証券会社等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社等を通じて譲渡することになるため、外国が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、所得源泉地の課税は、その国(外国)の税法によりますが、日本との間で締結している租税条約では外国債券の譲渡による所得は通常、非課税としています。このような締結国が所得源泉地の場合は当然のことながら、現地での課税は非課税となります。

では、日本における課税ですが、外国債券の譲渡益は原則として、非課税です。また、新株予約権付社債の譲渡益は、株式と同様に申告分離課税となり、国外で割引の方法によって発行される公社債であるゼロクーポン債、著しく低い利率が付された割引形式の債券である低クーポン債、債券の元本部分とクーポン部分が切り離されて取引がされるストリップス債、利子の計算期間が1年を超えるデファードペイメント債などの譲渡益は総合課税の譲渡所得として総合課税の対象となります。

なお、債券の譲渡益で非課税となるものについては、他の所得と通算することはできませんし、譲渡損失についてもなかったものとみなされ、他の所得と通算することはできません。

(c) 外国債券の償還差損益に対する課税

1) 国内の金融機関等を通じて取得した外国債券の償還差損益に対する課税

償還差損益の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参

照)は発行者の所在地国とする考え方と日本の居住者(3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.29 参照)が日本の金融機関等に保護預かりをしている公社債から生じた償還差益の場合は日本を所得源泉地とする考え方があります。

結論としては、日本と発行体の所在する外国との税法や発行体の国との間で締結している租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p30 参照)などにより判断することになります。

外国債券の償還差損益が、外国においてどの所得に分類されるのかは、その外国ごとに異なってきます。利子所得、譲渡所得、雑所得(3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照) 非課税所得などいずれかの分類となります。

利子所得に該当する場合は租税条約により定められている制限税率を上限として源泉徴収が行われますが、譲渡所得、雑所得に該当するケースでは租税条約上、外国における課税が行われない場合が多いです。

では、日本における課税ですが、外国債券の償還差損益は雑所得に該当し総合課税(3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照)による確定申告をします。なお、償還益は他の雑所得と合算しますが、償還差損は他の雑所得から控除し、控除しきれない償還差損は切り捨てとなります。雑所得の損失は損益通算の適用はありません。償還による収入金額は償還日の電信買相場により換算し、取得費は取得日の電信売相場により換算して所得金額を計算します。また、取得費を取得日の電信売相場により換算するため、為替差損益は償還差損益に含めて計算されます。外国で支払った外国所得税があるときは、外国税額控除を受けることができます。

2) 国内の金融機関等を通じないで取得した外国債券の償還差損益に対する課税

償還差損益の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は発行者の所在地国になります。外国債券の償還差損益が、外国においてどの所得に分類されるのかは、その外国ごとに異なってきます。利子所得、譲渡所得、雑所得(3(6)(イ)(h)雑所得 p.39 参照) 非課税所得などいずれかの分類となります。

利子所得に該当する場合は租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益

に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照)により定められている制限税率を上限として源泉徴収が行われますが、譲渡所得、雑所得に該当するケースでは租税条約上、外国における課税が行われない場合が多いです。

では、日本における課税ですが、外国債券の償還差損益は雑所得に該当し総合課税による確定申告をします。なお、償還益は他の雑所得と合算しますが、償還差損は他の雑所得から控除し、控除しきれない償還差損は切り捨てとなります。雑所得の損失は損益通算の適用はありません。償還による収入金額は償還日の電信買相場により換算し、取得費は取得日の電信売相場により換算して所得金額を計算します。また、取得費を取得日の電信売相場により換算するため、為替差損益は償還差損益に含めて計算されます。外国で支払った外国所得税があるときは、外国税額控除を受けることができます。

(4)外国投資信託

(イ)商品の概要説明

投資信託とは、多くの投資家から集めた資金を、ひとつの大きな資金にまとめて、信託銀行等に保管・管理してもらい、投資の専門家(投資信託会社)が、株式や債券などに投資して、その運用成果を投資家の持分にに応じて還元するという商品です。

投資信託のメリットとしては、複数の投資家の資金を一つにまとめることにより大きな資金として、最先端の IT 関連銘柄を始めその他の業種の銘柄、あるいは、色々な地域への投資が可能になります。あらゆる銘柄、業種、商品(株式・債券等)、国々などに分散投資することは、リスク回避を可能とすることにつながります。

また、投資信託は、専門家によって運用・管理されており、株式運用のスペシャリストの情報収集や分析能力、高度な専門知識、最先端の金融技術や運用手法が活用出来ることにもなります。

ただし、投資信託は、一定の利回りを約束するものではなく、元本の保証もありません。購入にあたっては販売手数料、信託報酬などの手数料の支払や、解約時には信託財産留保金の支払が必要です。また、解約の時期が制限されている商品もあります。

投資信託の運営の仕組としては多くの投資家から集められた資金を、販売、運用、保管・管理とそれぞれ専門家が役割分担し運営をしています。原則的には以下の3者に役割分担されます。

- ・販売会社（証券会社等）

個人投資家が投資信託を購入する窓口となります。投資信託の購入や換金、分配金・償還金の支払いなどは、通常、証券会社を通じて行われます。また、証券会社では投資信託に関する相談も受付けています。投資信託会社が直接投資家に投資信託を販売することもありますし、銀行、信用金庫、信用組合、保険会社などでも投資信託ができます。

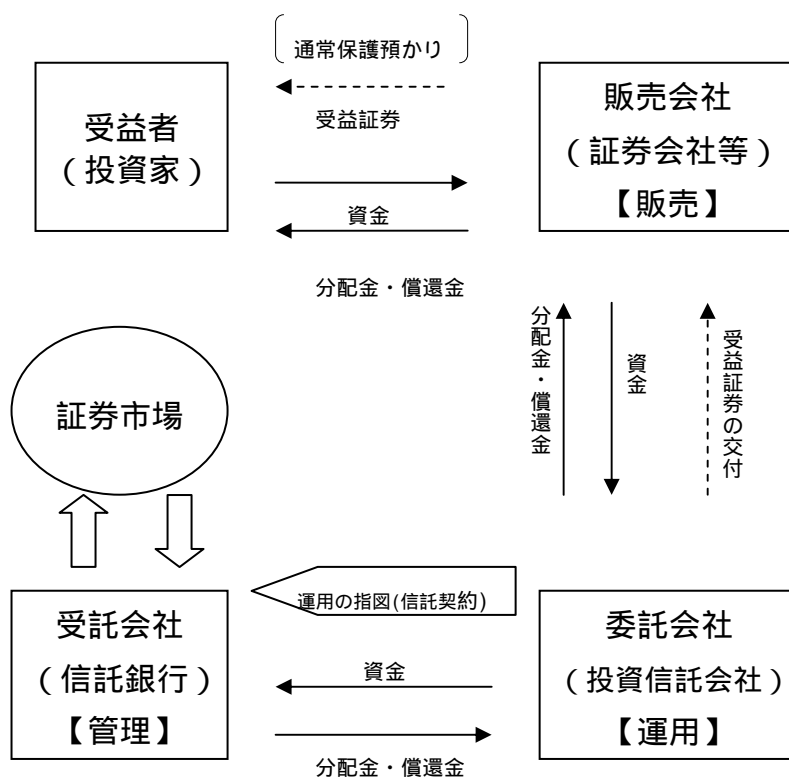
- ・委託会社（投資信託会社）

販売会社（証券会社等）により集められた資金を委託会社が投資先を決めて運用の指図を受託会社に行います。

信託銀行との信託契約により受益証券（株式投資でいう株券に相当します）を発行（投資家は、この受益証券を受け取る）し、募集も行ない、信託財産の運用の指示を行ないます。

- ・受託会社（信託銀行）

委託会社（投資信託会社）と信託契約を締結した受託会社が、投資家から預かった資金を信託財産として運用・管理します。運用によって得られた収益は販売会社を通じて、投資家へ分配金・償還金といったかたちで還元します。



ここで、国内投資信託と外国投資信託の違いをご説明しておきますと外国投資信託とは、外国において、現地の法令等に基づいて設立された投資信託のことです。当然のことながら、現地の外国の法令等に基づいて資産運用会社が運用します。

法律上は、外国で設立されたものが外国投資信託、日本で設立された投資信託が国内証券投資信託です。これは、目論見書の第一部証券情報に記載されています。

国内投資信託の中にも米国やヨーロッパなど海外市場に投資するファンドがありますし、外国投資信託の中にも日本の株式・債券などに投資するファンドがあります。また、円建ての外国投資信託もあります。いずれにしても外国投資信託か、国内投資信託かは信託の設立地で判断します。

外国投資信託の形態には「契約型」と「会社型」があり、「契約型」とは日本で通常販売されている投資信託と同じ仕組みで、投資信託（ファンド）の委託者である運用会社と受託者（信託銀行）との間で締結される信託契約における受益権を細分化した受益証券を、投資家が購入するという形式の投資信託です。一方「会社型」とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその会社の株式を取得して株主となり、運用成果を配当金や値上がり益として受け取るという信託ですが、これにはクローズドエンド型とオープンエンド型とがあります。

クローズドエンド型は解約できない投資信託で、投資家からの買戻し（純資産価額に基づく解約）請求に応じない投資信託のことです。投資信託（ファンド）の設立後、信託財産の元本は原則として増減せず一定です。投資家がどうしても解約したい場合には、市場で売却する方法がとられます。これに対して純資産価額により投資家の解約にいつでも応じることのできる投資信託をオープンエンド型といいます。

(ロ)課税関係

(a)収益分配金に対する課税

1)国内の金融機関等を通じて取得する収益分配金

株式証券投資信託の収益の分配金は配当所得に該当します。配当の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照）は、配当の支払法人等の居住地国（所在地）となります。証券投資信託の分配金の支払法人等はトラスト（信託）となり、その所在地は証券投資信託の目論見書に記載されています。

所得源泉地が国外となる場合は外国株式の配当と同じように、通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照）における制限税率を上限として源泉徴収課税がされます。ただ、一般的に源泉徴収課税しない国にトラストを設立しています。

一方、日本での課税ですが株式証券投資信託の収益分配金は配当所得に該当し、国内の証券会社を通じて取得する収益分配金についてはその金額に対して公募株式証券投資信託の場合 10%（国税 7%、地方税 3%。但し、2008 年 4 月 1 日以降は国税 15%、地方税 5%）の源泉徴収が行なわれます。その際、支払われる配当金額に対して、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して日本の税金として 10%（国税 7%、地方税 3%。但し、2008 年 4 月 1 日以降は国税 15%、地方税 5%）の源泉徴収をします。

なお、公募株式証券投資信託の場合、この源泉徴収税率による課税で終了する（源泉分離課税）ことが可能です。

源泉分離課税を選択しない場合については、総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照）の配当所得として確定申告を行います。配当所得の計算方法ですが、元本である株式を借入金により取得した場合はその借入金の利子を配当の収入金額から控除することができます。公募とは 50 名以上の者を勧誘する募集をいいます（公募以外の募集は私募といえます）。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となりますが、源泉分離課税を選択した場合は外国税額控除の適用はありません。

私募株式証券投資信託の場合の収益分配金については、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して金融機関等は日本の税金として 20%（国税 20%）の源泉徴収をしますが、納税者は確定申告をする必要があります。確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となります。

外国公社債投資信託についての課税は、外国債券と同じです。

2)国内の金融機関等を通じないで取得する収益分配金

株式証券投資信託の収益の分配金は配当所得に該当します。配当の所得源

泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照）は、配当の支払法人等の居住地国（所在地）となります。証券投資信託の分配金の支払法人等はトラスト（信託）となり、その所在地は証券投資信託の目論見書に記載されています。

所得源泉地が国外となる場合は外国株式の配当と同じように、通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照）における制限税率を上限として源泉徴収課税がされます。

日本での課税ですが株式証券投資信託の収益分配金は配当所得に該当し、国内の金融機関等を通じていないため、日本の源泉徴収を行うことができないので、必ず総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照）による確定申告が必要となります。

収益分配金の為替換算は受け取るべき日の電信買相場で換算します。確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となります。

(b)証券投資信託の譲渡に対する課税

1)国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税

証券投資信託の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。日本の国内法で有価証券の譲渡所得が生じた場所を日本と規定している株式の譲渡は、国内有価証券市場において譲渡されるもの、国内にある金融機関等の営業所を通じて譲渡されるもの、契約等に基づく引渡しの義務が生じたときの直前において証券もしくは証書またはその権利を証する書面が国内にあるものです。

日本国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託は、原則として金融機関等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は金融機関等を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、金融機関等を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

では、日本における課税ですが、株式証券投資信託を譲渡した場合の所得

は株式等にかかわる譲渡所得の金額として課税され、公募株式証券投資信託の譲渡益に対して20%(国税15%、地方税5%)の税率により課税されます。株式証券投資信託を譲渡した場合の税率は20%が原則ですが、日本国内の金融機関等を通じて、有価証券市場において2007年12月31日までに譲渡したのものについては10%(国税7%、地方税3%)の軽減税率が適用されます。また、譲渡損が発生した場合は株式の譲渡所得内での譲渡益と譲渡損との相殺は認められ、その相殺後も譲渡損が残った場合には、その譲渡損失は翌年以降3年間繰り越すことができます。

私募株式証券投資信託で有価証券市場において取引されるものは上記の公募株式証券投資信託の課税と同じですが、有価証券市場で取引されない私募株式証券投資信託は20%(国税15%、地方税5%)の税率で課税され、譲渡損は翌年以降への繰越はありません。

また、償還益につきましては配当所得扱いとなり公募株式投資信託についても、私募株式投資信託についても上記「(a)収益分配金に対する課税」と取り扱いは同じです。

但し償還損につきましては配当所得ではなく、譲渡所得の譲渡損扱い(みなし譲渡損失)となります。これは償還損を譲渡益等の利益から差し引くことができるようにした配慮からで、償還損を償還益のように配当所得に分類してしまうと償還損という損失部分を切り捨てなければならなくなるからです。したがって、償還損については公募株式投資信託についても、私募株式投資信託についてもこの「1)国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税」で説明しました譲渡損と同じ取り扱いとなります。

外国公社債投資信託の譲渡損益は外国債券と税務上の取り扱いは同じで、償還差損益は利子所得となります。

その他の注意点として日本の課税では、契約型の外国投資信託の譲渡益は非課税です(会社型は課税)〔契約型と会社型の違いは上記(イ)商品の概要説明を参照してください〕

2)国内の金融機関等を通じないで取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税

証券投資信託の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。証券投資信託の譲渡については、株式の譲渡とする国と株式以外の譲渡とする国とがあり、これによって所得源泉地国の課税があるかどうかが変わってきますので注意が必要です。通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.30 参照）上では株式の譲渡とされています。

では、日本における課税ですが、株式証券投資信託を譲渡した場合の所得は株式等にかかわる譲渡所得の金額として課税され、公募株式証券投資信託の譲渡益に対して20%（国税15%、地方税5%）の税率により課税されます。このケースでは日本国内の金融機関等を通じた譲渡ではないため、10%（国税7%、地方税3%）の軽減税率の適用はありません。また、譲渡損が発生した場合は株式の譲渡所得内での譲渡益と譲渡損との相殺は認められ、その相殺後も譲渡損が残った場合には、その譲渡損失は翌年以降3年間繰り越すことができます。

私募株式証券投資信託で有価証券市場において取引されるものは上記の公募株式証券投資信託の課税と同じですが、有価証券市場で取引されない私募株式証券投資信託は20%（国税15%、地方税5%）の税率で課税され、譲渡損の翌年以降への繰越はありません。

また、償還益につきましては配当所得扱いとなり公募株式投資信託についても、私募株式投資信託についても上記「(a)収益分配金に対する課税」と取り扱いは同じです。

但し償還損につきましては配当所得ではなく、譲渡所得の譲渡損扱い（みなし譲渡損失）となります。これは償還損を譲渡益等の利益から差し引くことができるようにした配慮からで、償還損を償還益のように配当所得に分類してしまうと償還損という損失部分を切り捨てなければならなくなるからです。したがって、償還損については公募株式投資信託についても、私募株式投資信託についてもこの「2)国内の金融機関等を通じないで取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税」で説明しました譲渡損と同じ取り扱いとな

ります。

外国公社債投資信託の譲渡損益は外国債券と税務上の取り扱いは同じで、償還差損益は利子所得となります。

外国公社債投資信託の譲渡損益は外国債券と税務上の取り扱いは同じで、償還差損益は利子所得となります。

その他の注意点として日本の課税では、契約型の外国投資信託の譲渡益は非課税です（会社型は課税）。〔契約型と会社型の違いは上記(イ)商品の概要説明を参照してください〕

(5) グローバル・ソブリン・オープン

(イ) 商品の概要説明

ファミリー・ファンド方式により、世界主要先進国（グローバル）、特に米国、ドイツ、フランスなど信用力の高い国を主要投資対象とし、それらの国のソブリン債（政府・政府機関・世界銀行等の国際機関が発行する債券）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保を図っていかうとする商品です。商品名にあるオープン（型）というのは追加型ともいい、契約型投資信託の種類です。ファンドの当初の募集後も追加募集ができ、投資信託の運用開始後であっても、いつでも取得・換金が可能というもので、信託財産の増加が可能なタイプです。反対に、単位型（ユニット型）というものがあり、これは最初に募集・設定された信託財産が償還日まで運用されるタイプで、追加募集ができないものです。

ファミリー・ファンド方式とはファンドがファンドに投資する形態の投資信託をいいます。投資家が購入するファンドをベビー・ファンド、そのファンドが投資するファンドをマザー・ファンドと呼び、これらを総称したものがファミリー・ファンドです。

外国株に投資するファンドに、為替ヘッジがあるものと、為替ヘッジがないものとを設定し、一つのマザー・ファンドに投資を行うという構造がよくあります。

ファミリー・ファンドは後述いたしますファンド・オブ・ファンドに似ていますが、マザー・ファンドは投資家が直接購入できないといったこと、また、ファンド・オブ・ファンドが複数のファンドを投資対象とできるのに対し、ファミリー・ファンドにおけるベビー・ファンドは自分のファンドのマザー・ファンドにしか投資できないといった点が異なります。

ファミリー・ファンドの利点としては、きわめて少ない資金を効率的に運用できるということです。ベビー・ファンドは小さくても、複数のベビー・ファンドを集結し、マザー・ファンドの規模を大きくすることで、大量の資金を効率的に運用できるといったメリットが生かれます。

グローバル・ソブリン・オープンの基準価額は、当該ファンドの資産を時価評価した価値を、1万口あたりに換算した価額です。もともとこのファンド自体は、当初元本10,000円(1口=1円)でスタートしていますが、1万口あたりのファンドの時価を基準価額として毎日算出しています。日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄(略称「グ毎月」と表記)や販売会社のHP等で基準価額が確認できます。

この基準価額は、「金利変動」、「為替変動」、「投資先国の信用力」3つの要因で変動します。

まず、金利変動ですが主に外国債券に投資を行うため、投資先の金利水準が変動すると債券価格が変動し、基準価額が動く要因となります。具体的には投資先国の金利上昇は債券価格の下落要因となり、基準価額が下落しやすくなります。逆に、投資先国の金利低下は債券価格の上昇要因となり、基準価額が上昇しやすくなります。

次に為替変動ですが、主に外貨建て資産に投資を行うため、通貨の為替変動は基準価額が動く要因になります。具体的には投資先国の通貨が高くなり、円安になると、基準価額が上昇しやすくなります。逆に、投資先国の通貨が安くなり、円高になると、基準価額が下落しやすくなります。

最後に、投資先国の信用力の変化ですが、投資先国の経済情勢や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、基準価額が動く要因になります。

(ロ)課税関係

株式投資信託に該当し証券投資信託と同じです。

このグローバル・ソブリン・オープンもそうですが外債ファンドといわれるこの種の投資信託は、通常「追加型株式投資信託」として販売されています。外国債券に投資していますが公社債投資信託に分類しない理由は、為替相場の変動が受けやすく通常の公社債投資信託よりも基準価格が動きやすいといった商品特性から、投資信託協会としては株式投資信託とみなそうといった考え方があるようです。

株式投資信託か公社債投資信託かの税制上の取り扱いですが、約款に「株式を組

み入れることができる」と記載されていれば、実際には外国債券にしか投資していなかったとしても株式投資信託として取り扱うことになっています。グローバル・ソブリン・オープンは税制上、株式投資信託として取り扱います。

次に配当控除についてですが、配当控除の適用を受けるには、約款上、外貨建資産及び非株式の投資割合の上限が一定以下であることが必要です。グローバル・ソブリン・オープンには外貨建資産及び非株式への投資に特に制限を設けていないため、配当控除を受けることはできません。

株式投資信託の配当控除の対象額

株式組入割合 外貨建資産の割合	50%超	25%超 50%以下	25%以下
50%以下	株式配当の2分の1	株式配当の4分の1	
50%超 75%以下	株式配当の4分の1	株式配当の4分の1	
75%超	配当控除の適用なし		

(6) 仕組み債

(イ) 商品の概要説明

仕組み債とは、一般的には為替レートや株価指数などの動向により、利率や償還額あるいは償還の形態が変動する債券のことをいいます。その種類は多種多様であり、投資家の個別のニーズを考慮して金融商品を組み合わせることも可能です。特徴としては、オプション、スワップ等のデリバティブが使われていること、原則として途中売却できないこと、投資家の投資目的、投資しようとする期間、相場に対する予想、リスク許容度などに応じて、既発債をまとめてパッケージする、あるいは様々なデリバティブを組み込んでオーダーメイド発行することが可能であること等が挙げられます。

仕組み債には様々なものがありますが、列挙しますと他社株転換債（EB債）、デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債、リパッケージ債などがあります。

以下に説明しますと

●他社株転換債（EB債）

他社株転換債とは、仕組み債の一種で、「日本に支店をもたない外国法人が東

京証券取引所第1部上場会社等発行の普通株式を転換対象株式とし、その転換対象株式の株価動向によって、債券の額面金額の金銭で償還したり、又は転換対象株式で償還したりする仕組みの債券」です。

これは販売するときは債券なのですが、一定の条件を満たした場合には、金銭による償還をせずに発行会社とは異なる他社の「株式」で償還されるというものです。正式名は他社株転換条項付債券といい、「他社転」(たしゃてん)と呼んだり、英語の Exchangeable Bond の頭文字をとって「EB債」ともいいます。よく似たものに転換社債というものがありますが、転換社債とは似て非なるもの、いや、全く違うものです。

ここで転換社債を説明しますと、転換社債とはあらかじめ定められた価格(転換価額)で発行会社の株式に転換することができる債券です。株式に転換するかどうかは債券の所有者に決定権があります。したがって、債券の所有者は株価が転換価額を上回っている時には株式に転換し、株価が転換価額を下回っている時には金銭による償還を選択します。債券の所有者は株式に転換する権利を有しており、当然のことながら、債券所有者の意思で株式に転換した方が有利な場合にのみ株式に転換することになります。

これに対して、他社株転換債の場合、転換対象株式の株価があらかじめ定められた行使価格を上回っている場合には債券の額面で償還されますが、行使価格を下回っている場合には強制的に(株価が下落した)転換対象株式の現物で償還されてしまいます。株式で償還された場合、債券の額面と株式の時価との差額が実質的に償還差損となります。債券所有者は、転換対象株式の株価が下がった不利な場合に株式で償還されてしまうリスクを負っていることになりますが、その見返りとして普通債券よりも高い利子を受け取ることができるようになっています。

また、これよりも複雑な他社株転換債では、株式で償還される条件としてノックインやノックアウトといった条項が付されているものもあります。

この場合ノックイン条項とは、転換対象株式の株価が下落しあらかじめ定められた価格(「ノックイン価格」例1,600円)に到達した場合(「タッチした場合」)にのみ株式で償還される条項をいいます。例えば、他社株転換債の償還日の転換対象株式の株価が行使価格(例2,000円)以下(例1,700円)になっても、

それまでの間に一度もロックイン価格(例 1,600 円)にタッチしていなければ額面で償還されることになります。

一方、ロックアウト条項とは、転換対象株式の株価が上昇しあらかじめ定められた価格(「ロックアウト価格」例 2,100 円)にまでタッチすると額面での償還が確定する条項です。例えば、他社株転換債の償還日までの間に転換対象株式の株価が一度でもロックアウト価格以上に達した場合、償還日に転換対象株式の株価が、行使価格(例 2,000 円)からどんなに下落(例 1,000 円)していても額面で償還されます。

ロックイン条項やロックアウト条項が付されている他社株転換債をそれぞれ「ロックイン型」、「ロックアウト型」といい、ロックイン型とロックアウト型を総称し「バリア型」といいます。また、ロックイン価格やロックアウト価格は、それに到達することによって償還方法が変わるため、トリガ(引き金)を引いた状態を連想し、「トリガー価格」ともいいます。

もっと複雑な他社株転換債ではロックイン条項とロックアウト条項の両方が付されている「ダブルバリア型」(上下両サイドにトリガー価格を設定しているため)といわれるものもあります。

ロックイン条項やロックアウト条項が付されていると(下落した)株式で償還される確率は低くなりますが、その代わりに投資家が受け取る利子が低くなるように設定されていたり、行使価格が高くなり株式で償還された時の損失(下落している含み損)が大きくなるように設定されていたりします。

また、他社株転換債のデフォルト・リスクというものは、転換対象株式を発行する企業がデフォルト(債務不履行)した場合、当然に株価に影響が及ぶことから、換対象株式を発行する企業のデフォルト・リスクを負っていることとなります。また、他社株転換債を発行する発行体自体がデフォルトし、元利金支払や株券の引渡しができなくなることも考えられます。ただし、通常、発行体は高格付の外国政府系機関や外国銀行となっており、発行体のデフォルト・リスクは小さくなっています。

●デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債

債券発行時の通貨と利払い時の通貨が同じで、償還通貨が異なる債券(例えば円建てで発行、円建てで利払い、ドル建てで償還など)元金の払込み通貨、利子

の利払い通貨、償還通貨のいずれかに異なる二種類の通貨が使われる債券で、二重通貨債ともいいます。

「債券発行時の代金の払込みと利払いが円建てで、償還が外貨建て」のタイプをデュアルカレンシー債といい、「債券発行時の代金の払込みと償還が円建てで、利払いが外貨建て」のものをリバース・デュアルカレンシー債といいます。円建てで支払われる部分については、為替変動の影響を受けませんが、外貨建てで支払われる部分については、それを円で受け取る際に為替変動の影響を受けることとなります。為替変動によるリスクを外貨建ての部分に限定するしくみになっています。

通常、金利格差の大きな通貨の組み合わせで発行され、外貨は、米ドルや豪ドルの他、カナダドルやニュージーランドドルが使用されます。これは二国間の金利格差が大きい場合に高金利国の企業が低金利国で資金を調達するために発行するためです。債券の発行者は、海外の公的機関や海外企業などです。また、満期まで保有すれば、発行体のデフォルト（債務不履行）がない限り、元本割れはありません。

また、デュアルカレンシー債のなかでも、あらかじめ定められた水準まで円高が進まなければ、元本の償還も円で行われるといった円償還特約のついたもの（為替オプションデュアルカレンシー債）もあります。

デュアルカレンシー債のメリットとしては円建て外債より金利が高くなっているうえ、為替が円安になれば為替差益を得ることができるということです。デメリットとしては為替が円高になれば為替差損が生じるということと、発行体が海外企業であるため情報が十分得られないことです。

期間は2～3年が中心です。いつでも売却して換金することができますが、流動性は低いと考えた方がいいでしょう。

●リパッケージ債

過去に発行された債券を集め、その既発債券のキャッシュフローを投資家にとって魅力のあるものになるよう、通貨・金利スワップ等のデリバティブを使って、新たに別の債券として（リパックして）発行されたものです。

例えば、流動性の劣る発行済みの割安な債券などを集めて担保にし、変動利付債や固定利付債に変え、新たに債券を発行するのです。

詳しく解説しますと特別目的会社（SPC）を利用し、既に発行された有価証券等を担保にした上で、その有価証券等のキャッシュフローを組み替えて新たに債券を組成（リパック）します。

例えば、既発の 社のドル建社債を保有させるため、特別目的会社 Q 社を設立します。

Q 社は 社のドル建社債から受け取るドル建の元利金をスワップ取引によって円建てに変換し、その円建てのキャッシュフローを担保とした円建債券を発行します。こういった手順で発行した債券を、特別目的会社 Q 社を利用した 社のドル建社債のリパッケージ債といいます。ユーロ市場（*）ではよく使われる手法です。

* ユーロ市場

自国以外の金融機関に預けられた通貨、非居住者（3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.29 参照）によって保有されている通貨をユーロマネーといい、このユーロマネーを対象にしに取引している市場をユーロマネー市場とかユーロ市場といいます。

ユーロ市場で発行される債券をユーロ債と呼びます。ユーロ市場で発行される債券は、その債券の表示通貨をユーロの後に続け、円債なら「ユーロ円債」、ドル債なら「ユーロドル債」といいます。

間違いやすい点ですが、ユーロマネーとは国境を超えて預けられた通貨のことであり、その場所はユーロ（ヨーロッパ）に限定している訳ではなく、この市場の始まりがヨーロッパであったことに由来しています。

また、特別目的会社（SPC）とは特定の資産を担保にした有価証券の発行、資産の原保有者からの買い取り、譲受資産に関する信用補完、投資家への収益の配分など、限定された目的のために設立される会社のことをいいます。一般的には、ケイマンやバミューダなど海外のタックスヘイブンと呼ばれる税制上優遇措置のある国や地域に設立されています。

ちなみに日本の「資産の流動化に関する法律」により設立される「特定目的会社」も特別目的会社（SPC）の一種です。

なお、リパッケージ債は CBO（社債担保証券）とよく似ていますが、異なる点は、リパッケージ債についてはスワップによりキャッシュフローが変換される際、既発

債である担保債券のキャッシュフローと新たに発行される債券のキャッシュフローとが1対1で対応しているのに対して、CB0（社債担保証券）では、多数の銘柄の担保債券による複数のキャッシュフローを前提にして優先債、メザニン債、劣後債などを発行し、新たに発行する債券に優先劣後構造を持たせる点で異なっています。

(ロ)課税関係

原則的に公社債の課税と同じです。しかし、オプション等を利用するエクイテイ型とよばれるものについては個別の判断が必要です。

上記の例では他社株転換債（EB債）がエクイテイ型に該当しますが、これも原則的に公社債と同じ課税で利子に対しては利子所得として20%の課税となり、売却益は原則非課税。ただし、株式で償還された場合は現金で受け取ったわけではないのに、株式の時価を受け取った金銭とみなして雑所得（3(6)(イ)(h)雑所得 p.39 参照）として総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p.33 参照）で確定申告する必要があります。

(7)ファンド・オブ・ファンズ

(イ)商品の概要説明

複数の投資信託を組み入れて運用する投資信託です。通常の投資信託は株式、国債、社債、ローン、金融デリバティブなどに投資しますが、このファンド・オブ・ファンズは投資信託に投資します。つまり、他の投資信託に投資する投資信託ということになります。自社で運用している投資信託に投資するもの、他社が運用する投資信託に投資するもの、海外の投資信託に投資するものなど様々なパターンがあります。

メリットとしては、まず、分散投資によりリスク軽減ができること。例えば、海外での代表的なものに、ヘッジファンドに投資するファンド・オブ・ファンズがありますが、これはハイリスク・ハイリターンのヘッジファンドに運用を任せると同時に、複数のヘッジファンドに分散投資することにより、巨大な資金量で大きくなってゆく投資リスクを分散効果によって抑えるようにしています。

また、集めた純資産総額が小さくても純資産総額が大きい他の投資信託に投資することによって、規模のメリットにより取引手数料や維持費などが安くなります。そして、各ファンドへの資産配分はファンド・オブ・ファンズの設定者側が決定し、

銘柄選択は各ファンドが行なうことで、調査・分析等の情報を共有することが可能になり資金運用の効率化が図れます。

(口)課税関係

株式投資信託に該当し証券投資信託と同じです。

3 日本の居住者が国際投資を行う場合の税務に関する基礎知識

(1) 居住者と非居住者の区分の重要性

個人が国際取引を行った場合、海外と国内の課税を考える上で、その個人がわが国の「居住者」に該当するのか、あるいは「非居住者」に該当するのか又は、居住者であっても「永住者」に該当するのか、「非永住者」に該当するのかの判断は非常に重要となってきます。

なぜなら、居住者に該当するか否かで課税される範囲が異なってくるからです。

例えば、わが国の居住者でかつ永住者に該当すれば国内から生ずる所得にも国外から生ずる所得にも日本の税金が課税され、また、居住者に該当しなければ（非居住者に該当すれば）、日本から生じる所得についてしか課税されないことになっているためです。

(2) 居住者・非居住者区分の判定

わが国の所得税法では、居住者とは、国内に住所があり、又は、現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいい、居住者以外の個人を非居住者と定めています。また、居住者のうち日本に国籍を有しておらず、かつ過去10年間のうち5年以下の期間、国内に住所又は居所を有している個人を非永住者といいます。居住者のうち非永住者以外の個人を永住者といいます。

ここでいう住所とは個人の生活の本拠をいいます。生活の本拠かどうかは客観的な事実によって判断し、その人の生活がそこを中心に営まれている場所かどうかで住所が決まります。また、滞在地が2か国以上にわたる個人の場合には、その人の職務内容や契約等を基に住所の推定を行うこととなります。

そして、居所とは生活の本拠ではないが、その個人が現実に居住している場所をいいます。

(3) 居住者・非居住者の所得税の課税範囲

個人の所得税の課税範囲は上記で説明いたしましたように3つに区分して考える必要があります。

- ・ 居住者のうち永住者
- ・ 居住者のうち非永住者
- ・ 非居住者

(イ) 居住者のうち永住者の課税範囲

国内源泉所得及び国外源泉所得が課税対象となります（全世界所得課税）。

(ロ)居住者のうち非永住者の課税範囲

国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内において支払われ、又は国外から送金されたものが課税対象となります。

ここで、国内源泉所得とは、日本を所得の発生場所（所得源泉地）とする所得をいい、国外源泉所得とは、外国を所得の発生場所（所得源泉地）とする所得をいいます。

(ハ)非居住者

国内源泉所得についてのみ日本で課税されます。

居住者と非居住者の区分及び課税範囲をまとめますと表1のようになります。

表1．居住者・非居住者の課税範囲

居住者 日本国内に住所を有しているか、または国内に引き続いて1年以上住所を有する個人	永住者 非永住者以外の居住者。したがって、日本に国籍を有している者、または日本国籍の有無にかかわらず過去10年間のうち国内に5年を超える期間、住所又は居所を有する個人
	課税範囲・・・全世界所得
	非永住者 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち国内に5年以下の期間、住所又は居所を有する個人
居住者以外の個人（非居住者） 国内に住所かつ居所を全く有しないか、あるいは国内に居所を有している期間が1年未満であり、かつ、国内に住所を有しない個人	課税範囲・・・国内源泉所得、及び国外源泉所得のうち国内において支払われ又は国外から送金されたもの
課税範囲・・・国内源泉所得	

(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約

(イ)外貨建て資産の所得の源泉地

外貨建て資産から発生する所得は、日本を所得の発生場所とするものと外国を所得の発生場所とするものとがあります。所得の発生場所は所得源泉地といえます。

(ロ)源泉地国課税と居住地国課税

国際間取引に対する課税方法については二つの考え方があります。一つは「源泉地国課税」といわれるもので、所得源泉地国が、その国の居住者、非居住者にかかわらず、その国内で生じた所得のすべてに対して課税するという考え方です。

また、もう一つは「居住地国課税」といわれるもので、納税者の居住地国がその

納税者の全世界所得（国内所得と国外所得）に対して課税するという考え方です。

国際間取引により発生した所得の課税権の範囲を源泉地国課税の場合ならばその国を源泉とする所得との関係により認識し、また、居住地国課税の場合は居住する者との関係により認識するものですが、その結果、国外を源泉地国とする所得については源泉地国と居住地国との両国から重複して課税されるケースが発生する可能性があります。そこで、この二重課税等の問題には各国間で租税条約を結び調整するようにしています。特に日本のように永住者である居住者について全世界所得を課税範囲としている国の居住者については、必ずこの二重課税の調整が必要となってきます。

(八) 所得源泉地国による課税と租税条約

外国を所得源泉地国とする所得については、原則としてその所得源泉地国で課税が生じます。また、所得源泉地国での課税はその国の税法と租税条約によって判断します。

租税条約とは2国間の税金に関する条約で、所得源泉地国の課税範囲や税率、二重課税の排除等の調整を定めています。この租税条約による取り決めは、各国の税法に優先します。但し、租税条約よりも所得源泉地国の規定を適用した方が有利なケースでは、その有利な方の規定を優先適用することができます。なお、租税条約を締結していない国が所得源泉地国となる所得に対する課税は、その所得源泉地国の税法に従います。

なお、2国間において租税条約を新たに締結したり、既存の租税条約を改定する場合の雛型としてOECDモデル条約があります。

OECDモデル条約とは、OECD（経済協力開発機構）から公表された租税条約の基準となる雛型で、この規定には強制力はありませんが、国際的に認められたものであり、通常、各国が租税条約を締結する際にはOECDモデル条約に準拠する形になっています。また、一度締結した租税条約の条項に付されていないことがあった場合には、このOECDモデル租税条約の詳細な注釈が個別の租税条約の解釈に参照されることが多くあります。

(5) OECDモデルでの所得源泉地国の判定と各所得区分ごとの課税の定め

(イ) 所得源泉地国

所得の発生場所である国、いわゆる所得源泉地国がどこの国になるかの判定は国

際間課税を考える上で非常に重要となってきます。この判定は実際には日本と所得が生じた国との租税条約により決定するのですが、OECD 条約モデルでは次のように定められています。

不動産所得：不動産の所在地を所得源泉地国とします。不動産の定義は、その財産の所在する条約締結国の法令に従います。また、不動産所得とは不動産の直接使用、及び賃貸等の使用から生じる所得をいいます。

配当所得：配当を支払う法人の居住地を所得源泉地国とします。また、配当の定義は、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他の利得の分配を受ける権利（信用にかかわる債権を除く）から生じる所得及びその他の持分から生じる所得です。

利子所得：利子の支払者の所在地を所得源泉地国とします。

譲渡所得：不動産の譲渡の場合はその不動産の所在地、その他の資産の場合については、居住地国課税とされております。

その他所得：居住地国課税とされております。

(ロ)各所得区分ごとの源泉地国課税か居住地国課税かの定め

国際間取引で生じた所得に対して源泉地国課税をするか居住地国課税をするかは、各所得の種類ごとに租税条約で定められることとなります。OECD 条約モデルでは次のように定められています。

不動産所得：所得源泉地国課税

配当所得：所得源泉地国課税

利子所得：所得源泉地国課税

譲渡所得：不動産の譲渡の場合は所得源泉地国課税

その他の資産の場合については居住地国課税

その他所得：居住地国課税

ここで注意しておくべきことは、例えば国外を源泉地国とする所得で租税条約において居住地国課税となっている場合には、所得源泉地国（国外）では課税されないということです。

また、逆に国外を源泉地国とする所得で租税条約において所得源泉地国課税となっている場合には、所得源泉地国（国外）で課税されるということです。このケースでは、課税される者が日本の居住者であれば所得源泉地国（国外）での課税と日

本での課税とが行われ二重課税が発生することになります。ただし、二重課税が発生した場合には、外国税額控除等の措置により課税の公平が図られるよう工夫されております。

(6)居住者に対する所得税課税の概要

前述いたしました通り、居住者は所得が国内で生じたか、国外で生じたかを問わず、原則として全ての所得に対して日本の所得税が課税されることとなります。つまり外貨で生じた所得については、日本の円に換算し、円で生じた所得と合算して所得金額を計算することとなります。

(イ)所得の計算

国外を源泉地国とする所得の計算は、総合課税の対象となる所得として利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の8種類、分離課税の対象となる所得として土地建物等の譲渡所得、山林所得、退職所得、株式等に係る譲渡所得の金額の4種類が定められています。

(a)利子所得

利子所得のうち国内において金融機関等から受ける預金利子などは20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税とされ、総合課税の対象になりません。

一方、外国において支払を受ける預金利子など、国内の金融機関を通じないで受ける預金利子は日本の所得税が源泉徴収されないため、総所得金額に算入されることとなり、総合課税の対象とされます。

また、外貨で得た利子収入の為替換算については、受取るべき期日が契約等で定められているときは、その受取るべき日の電信買相場を用い、定められていないときは受取った日の電信買相場を適用します。ただし、受取るべき日が定められている場合でも実際の支払が著しく遅延しないならば、受取った日の電信買相場を選択して換算することができます。

(b)配当所得

1)国内の支払い取扱者を通じて支払いを受ける上場株式の配当

持株割合5%未満の株主が受ける配当については10%（国税7%、地方税3%。但し、2008年4月1日以降は国税15%、地方税5%）の源泉徴収で課税関係が終了しますが、確定申告をして総合課税を選択することもできます。

持株割合5%以上の株主（大口株主）が受ける配当については20%（国税

20%) の源泉徴収を受けたうえ総合課税で確定申告をする必要があります。

	制度区分	2004.4.1～2008.3.31	2008.4.1～
上場株式等の配当等 (大口株主を除く)	原則	確定申告による総合課税	確定申告による総合課税
	源泉徴収税率	所得税：7% 住民税：3%	所得税：15% 住民税：5%
	確定申告の必要	源泉徴収のみで確定申告しないこともできる	源泉徴収のみで確定申告しないこともできる

2) 国内の支払い取扱者を通じて支払いを受ける上場株式以外の配当

同族会社など非上場の会社から受取る配当については、20% (国税 20%) の源泉徴収を受けたうえ総合課税で確定申告をする必要があります。

但し、1 銘柄につき 1 回の配当が 5 万円以下 (配当の計算期間が 1 年以上の場合には 10 万円以下) の少額な配当であれば、20% (国税 20%) の源泉徴収だけを受けて、確定申告を省略することができます。なお、非上場株式の配当金については地方税の源泉徴収がないため、少額な配当を理由として所得税の確定申告を省略したとしても、住民税の確定申告は必要です。

	制度区分	2004.4.1～2008.3.31	2008.4.1～
非上場株式等の配当等 (個人の大口株主)	原則	確定申告による総合課税	確定申告による総合課税
	源泉徴収税率	所得税：20% 住民税：0%	所得税：20% 住民税：0%
	確定申告の必要	1 銘柄につき 1 回の配当が 5 万円以下 (配当の計算期間が 1 年以上の場合には 10 万円以下) の少額な配当であれば、源泉徴収だけで確定申告が省略可能	1 銘柄につき 1 回の配当が 5 万円以下 (配当の計算期間が 1 年以上の場合には 10 万円以下) の少額な配当であれば、源泉徴収だけで確定申告が省略可能

3) 国内の支払取扱者を通さずに支払を受ける配当

外国に所在する証券会社から外国株式を取得した場合は、日本の支払取扱者が介在しないので、日本で源泉徴収することができません。そのため、総

合課税により確定申告する必要があります。

4) 外貨で受取った配当の為替換算

外貨で得た配当収入の為替換算については、受取るべき期日が契約等で定められているときは、その受取るべき日の電信買相場を用い、定められていないときは受取った日の電信買相場を適用します。ただし、受取るべき日が定められている場合でも実際の支払が著しく遅延しないならば、受取った日の電信買相場を選択して換算することができます。

(c) 不動産所得

日本国内か外国かを問わず所有する不動産及び外国に所有する不動産より生ずる賃貸料収入から減価償却費等の必要経費を控除した金額を総所得金額に算入し、総合課税で確定申告をします。

また、外貨で得た不動産収入の為替換算については、電信買相場を用い、必要経費の換算は電信売相場を用います。換算に適用すべき為替レートは、所得税法上も法人税法上も受取るべき日、又は支払うべき日の為替レートを基準としますが、換算するレートを個別に変更していたのでは煩雑で事務負担も重いため、実務的には所得の計算期間の平均レートを用いるのが一般的です。

(d) 事業所得

日本国内、あるいは外国を問わず個人が行う事業から生じた所得で、その事業より生じた収入から減価償却費等の必要経費を控除した金額を総所得金額に算入し、総合課税で確定申告をします。

(e) 給与所得

国内源泉所得にかかわる給与所得及び国外源泉所得にかかわる給与所得いずれも総合課税により課税されることとなります。

(f) 譲渡所得

日本国内、外国を問わず資産の譲渡にかかわる所得については、土地建物等及び株式以外の資産譲渡については総合課税の対象となる譲渡所得となり、土地建物等及び株式の資産譲渡については分離課税の対象となる所得となります。

1) 土地建物等及び株式以外の資産譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して譲渡益を求め、さらに 50 万円の特別控除額を控除して譲渡所得を計算します。

所有期間が資産の取得の日以後5年以内の日に譲渡した場合は短期譲渡所得に、5年を超えた日に譲渡した場合は長期譲渡所に分類し、長期譲渡所得に分類される所得はその2分の1が課税対象となります。

また、国外資産を売却したこと等により外貨により受取る譲渡収入金額はその受取るべき日の電信買相場を適用して換算し、支払うべき譲渡費用はその支払うべき日の電信売相場を適用して換算します。

2) 土地建物等の譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して譲渡益を求め、さらにそのケースごとに適用できる特別控除額を控除して譲渡所得を計算します。

譲渡のあった日の属する年の1月1日において、その取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が5年以下の土地建物等の譲渡による所得は短期譲渡所得に分類し、5年を超える土地建物等の譲渡による所得は長期譲渡所得に分類します。この場合、長期譲渡所得に対する税率は20%（国税15%、地方税5%）、短期譲渡所得に対する税率は39%（国税30%、地方税9%）となります。

また、国外の土地建物等を売却したこと等により外貨により受取る譲渡収入金額はその受取るべき日の電信買相場を適用して換算し、支払うべき譲渡費用はその支払うべき日の電信売相場を適用して換算します。

3) 株式の譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡に要した売買手数料等の譲渡費用を控除して譲渡所得を計算します。

株式を譲渡した場合は他の所得と分離して課税（分離課税）され、証券会社に特定口座を設ける等一定のケースを除いては原則として確定申告が必要です。

なお、譲渡する株式が上場株式であり、なおかつ証券会社を通じて売却したのであれば10%（国税7%、地方税3%。但し、2008年1月1日以降は国税15%、地方税5%）で課税され、それ以外については20%（国税15%、地方税5%）で課税されることとなります。

株式を譲渡した場合の税率をまとめますと以下の表の通りとなります。

区分		2004.1.1～ 2007.1.12.31	2008.1.1～
上場株式等	証券会社を通じた売却	10%（国税7%、 地方税3%）	20%（国税15%、 地方税5%）
	相対取引等 上記以外での売却	20%（国税15%、 地方税5%）	
非上場株式			

イ. 特定口座

一般投資家の申告納税事務を簡素化するために新設された制度です。これは証券会社に特定口座を開設し、その口座内における上場株式等の譲渡による所得の金額を、他の株式等の譲渡による所得と区別して計算することができるという制度です。特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収されること（源泉徴収あり）を選択した場合には、その特定口座における上場株式等の譲渡による所得は申告不要とすることができます。

特定口座を開設する際には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」とのいずれかを選択する必要がありますが、この二つの大きな違いは確定申告の有無です。特定口座を開設した場合の「源泉徴収あり」、「源泉徴収なし」と特定口座を開設しない場合の「一般口座」とを比較しますと次の表のようになります。なお、一つの証券会社に「特定口座」と「一般口座」を一つずつ持つことができますが、特定口座は「源泉徴収あり」か「源泉徴収なし」かのいずれかを選択しなければなりません。当然のことながら一つの証券会社で「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」との二つの特定口座を持つことはできません。

	特定口座		一般口座
	源泉徴収あり	源泉徴収なし	
確定申告の有無	確定申告不要。但し、損失が出た等により口座外の他の株式の譲渡損益と損益通算をしたいならば確定申告をする必要がある。	確定申告必要。 給与所得者で株式売却益を含めた給与以外の所得の合計が20万円以下の場合には申告不要。	確定申告必要。 給与所得者で株式売却益を含めた給与以外の所得の合計が20万円以下の場合には申告不要。

利便性	売却するたびに証券会社が譲渡損益を計算し、所得税・住民税を源泉徴収するので手間がかからない。	証券会社が作成した「年間取引報告書」の金額を申告書に転記し、簡単に確定申告をすることができる。他の証券会社の口座と損益通算する場合や、損失の繰越を利用するときもこれで簡単に申告が可能。(この源泉徴収なしの特定口座は、簡易申告口座とも呼ばれています。)	取引明細を保存しておき、取引ごとに譲渡損益を自ら計算して確定申告する必要がある。
本人の合計所得金額への算入	源泉徴収のみで確定申告をしなかった場合は、算入しない。	算入する。	算入する
税務署へ提出される書類	特定口座年間取引報告書および支払調書は提出されない。つまり税務署はこの所得について個人を特定できない。	特定口座年間取引報告書のみ提出	支払調書を提出(1回の売却金額 30万円超)

ロ. 国内の証券会社を通じない株式の譲渡

日本で源泉徴収をすることができないため、確定申告をしなければなりません。

確定申告の方法は、前述いたしましたように譲渡収入金額から取得費と譲渡に要した売買手数料等の譲渡費用を控除して株式の譲渡所得を計算し、総合課税となる他の所得と分離して申告(分離課税)します。但し、国内の証券会社等を通じた譲渡ではないため10%(国税7%、地方税3%)の軽減税率の適用はなく、譲渡所得に対して20%(国税15%、地方税5%)の税率により課税されることとなります。

(g) 一時所得

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでも、労務や役務の対価でもなく、資産の譲渡等による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。この所得には、次のようなものがあります。

- ・懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金

- ・ 生命保険金の一時金や損害保険の満期返戻金
- ・ 法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは給与等になりますので除きます。)
- ・ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金など

また、一時所得は収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額に 50 万円の特別控除を引いて所得金額を算出しますがさらにその金額を 2 分の 1 して他の所得と合計し、総合所得として税金が計算されます。

一時所得については国内及び国外源泉所得とも上記の計算により、総合所得として計算されます。

(h) 雑所得

雑所得とは、外貨建預金の換算に伴う為替差益、金投資（貯蓄）口座の差益、割引債の償還差益、年金や恩給などの公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金などのように、他のいずれの所得区分にも当たらない所得をいいます。

雑所得は原則として総収入金額から必要経費の額を控除して求め、他の所得と合計し、総合所得として税金が計算されます。

但し、外貨預金の換算に伴う為替差益、割引債の償還差益等については、源泉徴収により課税関係が完了する源泉分離課税となっており、また、商品先物取引、有価証券先物取引などに係る差金等決済により得た雑所得については申告分離課税とされ、他の所得と分離して 20%（国税 15%、地方税 5%）の税率で課税されます。

なお、国外源泉所得のうち雑所得に区分されるものは、国内源泉所得の場合と同じように総収入金額から必要経費の額を控除して求めますが、日本の源泉徴収ができないため申告分離とされる雑所得はありません。また、外国である所得源泉地国で支払った外国所得税があるときは、確定申告の際に外国税額控除を適用することができます。

(ロ) 損益通算と繰越損失

(a) 総合課税のケース

不動産所得、事業所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の計算で発生した損失については他の区分に属する所得と相殺することができます。これを損益通算と

いいます。

また、青色申告者で損益通算を行ってもなお損失の金額が残る場合、その残った金額を純損失の金額といい翌年以降3年間繰り越すことができます。ただ、白色申告者であっても災害、盗難、横領により生じた損失（雑損失）は翌年以降3年間繰り越すことができます。繰り越した損失は、繰り越したその年の損益通算後の所得と相殺することになります。

(b)分離課税の土地建物等に係る譲渡所得の計算上生じた損失

土地建物等に係る譲渡所得の計算上生じた損失については他の所得と損益通算はできませんが、同じ土地建物等に係る譲渡所得内での通算は可能です。但し、同一所得内で通算してもなお譲渡損失が残る場合は、翌年以降に繰り越すことはできません。

なお、居住用不動産の譲渡等一定の場合の損失であれば、他の所得との損益通算が可能でし、翌年以降3年間繰り越すことも可能です。

(c)分離課税の株式等に係る譲渡所得の計算上生じた損失

株式等に係る譲渡所得の計算上生じた損失については他の所得と損益通算はできませんが、株式等の譲渡益と譲渡損を通算することはできますし、通算後にまだ損失が残っている場合には、その損失はなかったものとして切り捨てられます。

但し、上場株式等で証券会社を通じて売却したことによる損失で、他の株式の売却益と通算してもなお損失が残る場合には、その損失の金額は翌年以降3年間、確定申告により株式等の譲渡所得の金額から控除することができます。

(d)分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失

先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失については、先物取引による所得以外の所得との通算はできませんが、同じ所得区分に属する分離課税の先物取引の差金決済等を行ったことにより、年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年以降3年間にわたって、その差金決済等による所得の金額から控除することができます。繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について確定申告書を提出し、かつ、その後の繰越期間中連続して確定申告を提出することが必要です。

(八)税額控除

(a)配当控除

国内に本店を有する法人から受けた配当所得がある場合には、その配当所得金額に 12.8%（国税 10%、地方税 2.8%）を乗じて計算した金額を配当控除額として、税額の合計額から控除することができます。但し、課税総所得金額等が 1,000 万円を超える場合は、その超える金額に対しては 6.4%（国税 5%、地方税 1.4%）を乗じて配当控除額を計算します。

課税総所得金額等とは、その年分の課税総所得金額（総合課税の対象となる所得金額）、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。また、配当控除の対象とならないものには次のものが挙げられます。

- ・ 外国法人から受ける利益の配当
- ・ 建設利息
- ・ 基金利息
- ・ 公募投資信託等及び国外公募投資信託の収益の分配
- ・ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配
- ・ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配
- ・ 的確機関投資家私募による証券投資信託の収益の分配
- ・ 特定目的信託の収益の分配
- ・ 特定目的会社からの配当
- ・ 投資法人からの配当
- ・ 特定投資法人の投資口の配当
- ・ 確定申告不要制度を選択したもの

(b)外国税額控除

居住者は、日本国内で生じた国内源泉所得についても、外国で生じた国外源泉所得」についても日本で課税されることとなりますが、国外源泉所得について外国の法令で所得税に相当する外国所得税が課税された場合、日本及びその外国の双方で二重に所得税が課税されることとなります。このような国際的二重課税を調整するため、日本の所得税額から一定額を差し引くことができるようになっ

ています。これを外国税額控除といいます。

1) 外国税額控除の計算

外国税額控除額は、その年に納付することとなる一定の外国所得税の額と、次の算式によって計算した額（以下「控除限度額」といいます。）のうちいずれか少ない金額をいい、その年分の所得税の額から控除することができます。

$$\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得金額（注2）}}{\text{その年分の所得総額（注3）}} = \text{外国税額控除限度額（注1）}$$

(注1)

- ・その年分の所得税の額・・・配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除及び災害減税法による減免税額を適用した後の額をいいます。

(注2)

- ・その年分の国外所得総額・・・その年において生じた国内源泉所得以外の課税対象となる総所得金額、分離長期譲渡所得の金額、分離短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額、及び山林所得金額の合計額

(注3)

- ・その年分の所得総額・・・純損失の繰越控除や居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の総所得金額（総合長期譲渡所得及び一時所得の金額は2分の1後の金額）、分離長期（短期）譲渡所得の金額（特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額、及び山林所得金額の合計額をいい、その合計額がその年分の国外所得総額に満たない場合には、その年分の国外所得総額に相当する金額をいいます。

2) 外国税額控除の繰越

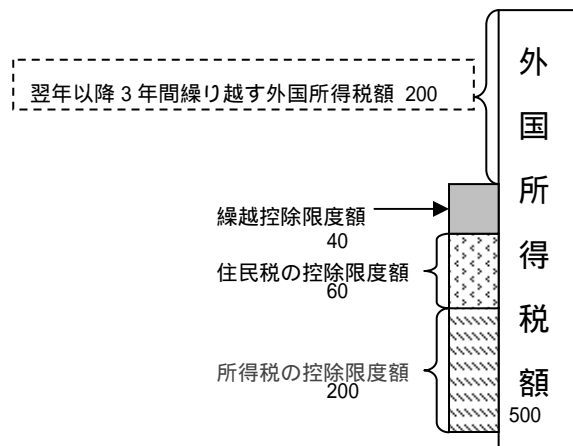
外国税額控除は、外国所得税を納付することとなる年においてその年分の

所得税額から一定額を差し引くことができる規定です。但し、国外所得が生じた年と外国所得税を納付する年とが一致するとは限りません。したがって、その年の控除限度額の範囲内でのみしかその年の納付する外国所得税額が控除できないこととしてしまいますと、国外所得の発生時期と外国所得税の納付時期とがズレるケースでは国際的^{二重課税}を調整するという目的が果たせないことになってしまいます。そのため、控除限度額等を翌年以降3年間繰り越すことができるような配慮がなされています。

イ. 外国所得税額が控除限度額を超える場合

納付することとなる外国所得税額が、その年の所得税の控除限度額と地方税の控除限度額（その年の所得税の控除限度額の30%）との合計額を超える場合、その年の前年以前3年内の控除限度額で使用されなかったもの（以下「控除余裕額」）があるときは、その控除余裕額の合計額（以下「繰越控除限度額」）を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税額から差し引くことができます。

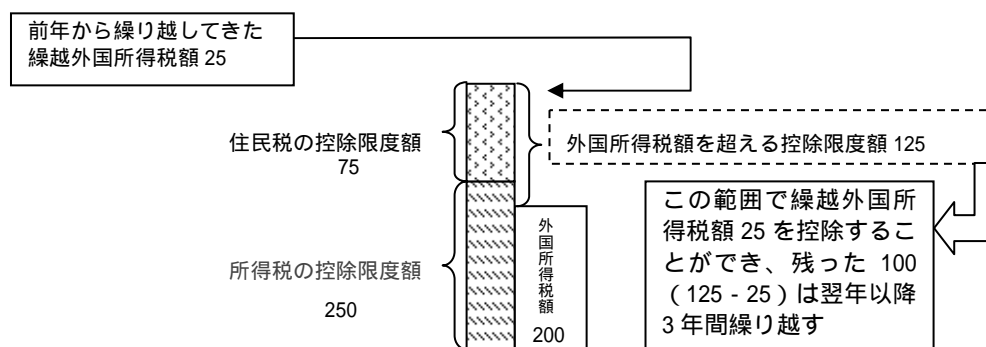
例えば外国所得税額が500、所得税の控除限度額が200、住民税の控除限度額が60であった場合には、所得税の確定申告で控除する金額は200、住民税からは60を控除することになります。外国所得税額が500ですので、所得税の控除限度額と住民税の控除限度額の合計260を控除してもまだ240残ることになります。そこで、このような場合には前年以前3年間に発生した繰越控除限度額（仮に40）があるときはその残った240から控除することができ、その繰越控除限度額を控除してもなおかつ控除しきれない金額がある場合には、その残った金額（ $200 = 240 - 40$ ）を翌年以降3年間繰り越して各年の控除限度額から控除します。



ロ. 外国所得税額が控除限度額に満たない場合

納付することとなる外国所得税額が、その年の控除限度額と地方税控除限度額との合計額より少ない場合、その年の前年以前3年内の各年において納付することとなった外国所得税額で各年において控除しきれなかった金額（以下「控除限度超過額」）があるときは、その控除限度超過額の合計額（以下「繰越外国所得税額」）を一定の範囲内でその年分の所得税額から差し引くことができます。

例えば外国所得税額が200、所得税の控除限度額が250、住民税の控除限度額が75であった場合には、所得税の確定申告で控除する金額は200になります。外国所得税額が200ですので、所得税の控除限度額が50、住民税の控除限度額が75合計125の控除額が残ることになります。そこで、このような場合には前年以前3年間に発生した繰越外国所得税額（仮に25）があるときはその残った125からその残った年の税額計算において控除することができ、その繰越外国所得税額を控除してもなおかつ控除しきれない金額がある場合には、その残った金額（ $100 = 125 - 25$ ）を翌年以降3年間繰り越して各年の年に生じた外国所得税額を控除した後の控除限度額から控除します。



3) 外国所得税額が減額された場合の特例

外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後にその適用を受けた外国所得税の額が減額された場合、その減額されることになった年分における外国税額控除の計算は、次のとおりです。

イ. 外国所得税の額が減額された場合には、その減額された年において納付する外国所得税の額（以下「納付外国所得税」）からその減額された外国所

得税の額（以下「減額外国所得税」）に相当する金額を控除し、その控除後の金額に外国税額控除を適用します。

ロ. 減額された年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額より少ない場合には、減額された年の前年以前3年内の各年の繰越外国所得税額から控除します。

ハ. 減額外国所得税額のうち上記イ及びロの調整に充てられない部分の金額がでた場合は、その金額を減額された年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

4) 外国税額控除を受けるための手続

外国税額控除を受けるためには、確定申告書に控除を受ける金額の記載をし、「外国税額控除に関する明細書」と外国所得税を課されたことを証明する書類を添付しなければなりません。

また、繰越控除限度額や繰越外国所得税額がある場合は、それらが生じた各年の控除限度額や納付することとなった外国所得税額を記載した確定申告書を提出し、繰越控除限度額や繰越外国所得税額の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定を受ける金額を記載して「外国税額控除に関する明細書」と外国所得税を課されたことを証明する書類を添付しなければなりません。